

議会全員協議会資料

清川村職員の手当に関する条例 の改正について

令和8年2月18日（水）

総 務 課

清川村職員の手当に関する条例の改定について

(1) 地域手当の引上げ

令和6年の人事院勧告において、地域手当は市町村ごとの支給地域・支給率でしたが、令和7年度から都道府県ごとに変更となりました。

神奈川県地域手当は12%（3級地）で、支給割合の変動に伴い、激変緩和に配慮し段階的に支給率の引上げを実施するものです。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
支給地域	市町村ごと	都道府県ごと	都道府県ごと
清川村の支給率	6%	10%	12%

(2) 日直手当の見直し

近隣市町の状況を踏まえ、手当の額について見直しを行うものです。

	現行	令和8年度
手当の額 (1日あたり)	5,000円	5,000円 ただし、1/1～1/3、5/3～5/5、12/29～12/31は 7,500円

(3) 特殊勤務手当（清掃業務手当）の見直し

県内の状況を踏まえ、手当の額について見直しを行うものです。

	現行	令和8年度
手当の額	月額：5,000円	日額：250円 ただし、4時間以内の場合は、170円

(4) 実施時期

令和8年4月1日

議会全員協議会資料

清川村職員等の旅費に関する 条例の改正について

令和8年2月18日（水）

総 務 課

清川村職員等の旅費に関する条例の改定について

国家公務員等の旅費支給規程の改正に伴い、宿泊料及び食卓料（食事料）について見直しを行うものです。

（１）現行の内容

①一般職

	現行
宿泊料（一夜）	１１，０００円
食卓料（一夜）	１，２００円

②特別職

	現行
宿泊料（一夜）	１２，０００円
食事料（一夜）	１，５００円

③非常勤特別職等の職員

	現行
宿泊料（一夜）	１１，０００円
食事料（一夜）	１，２００円

④議会議員

	現行
宿泊料（一夜）	１２，０００円
食卓料（一夜）	１，５００円

（２）改正後の内容（①～④共通）

	改正後
宿泊費	宿泊に要する費用とし、その額は「宿泊費基準額（別紙１）」を上限として実費額により支給する。（８，０００円～１９，０００円・宿泊都道府県によって異なる） 外国の場合の額は、「国家公務員等の旅費に関する法律の規定を受ける国家公務員に支給される宿泊基準額（別紙２）」を準用し支給する。（１０，０００円～５９，０００円・宿泊地によって異なる）

包括宿泊費	移動及び宿泊に対する費用とし、その額は移動に係る費用及び「宿泊基準額（別紙１）」の合計と、支払った額を比較し、いずれか少ない額とする。
宿泊手当	一夜２，４００円 ただし、 ①朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 一夜２，４００円の３分の２の額 ②朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 一夜２，４００円の３分の１の額 ③移動中に宿泊する場合（飛行機、船等）で、交通費に食費に相当するものが含まれる場合 一夜２，４００円の３分の１の額

（３）実施時期

令和８年４月１日

宿泊費基準額（別紙１）

区分	宿泊費基準額	区分	宿泊費基準額
北海道	13,000円	奈良県	11,000円
青森県	11,000円	和歌山県	11,000円
岩手県	9,000円	鳥取県	8,000円
宮城県	10,000円	島根県	9,000円
秋田県	11,000円	岡山県	10,000円
山形県	10,000円	広島県	13,000円
福島県	8,000円	山口県	8,000円
茨城県	11,000円	徳島県	10,000円
栃木県	10,000円	香川県	15,000円
群馬県	10,000円	愛媛県	10,000円
埼玉県	19,000円	高知県	11,000円
千葉県	17,000円	福岡県	18,000円
東京都	19,000円	佐賀県	11,000円
神奈川県	16,000円	長崎県	11,000円
新潟県	16,000円	熊本県	14,000円
富山県	11,000円	大分県	11,000円
石川県	9,000円	宮崎県	12,000円
福井県	10,000円	鹿児島県	12,000円
山梨県	12,000円	沖縄県	11,000円
長野県	11,000円		
岐阜県	13,000円		
静岡県	9,000円		
愛知県	11,000円		
三重県	9,000円		
滋賀県	11,000円		
京都府	19,000円		
大阪府	13,000円		
兵庫県	12,000円		

国家公務員等の旅費に関する法律の規定を受ける国家公務員に支給される宿泊基準額
(別紙2)

区分			宿泊費基準額
地域	国名	地名	
アジア	インド	ニューデリー	18,000円
		コルカタ	10,000円
		チェンナイ	12,000円
		ベンガルール	16,000円
		ムンバイ	23,000円
		その他の地	14,000円
	インドネシア	ジャカルタ	16,000円
		スラバヤ	12,000円
		デンパザール	18,000円
		メダン	8,000円
		その他の地	13,000円
	カンボジア	プノンペン	21,000円
		その他の地	21,000円
	シンガポール	シンガポール	34,000円
		その他の地	34,000円
	スリランカ	コロombo	22,000円
		その他の地	22,000円
	タイ	バンコク	20,000円
		チェンマイ	14,000円
		その他の地	19,000円
	大韓民国	ソウル	26,000円
		済州	23,000円
		釜山	18,000円
		その他の地	23,000円
	中華人民共和国	北京	17,000円
		広州	17,000円
		上海	17,000円
		重慶	11,000円
		瀋陽	9,000円
		青島	12,000円
		香港	32,000円
		その他の地	15,000円
	ネパール	カトマンズ	15,000円
		その他の地	15,000円

	パキスタン	イスラマバード	32,000円
		カラチ	31,000円
		その他の地	31,000円
	バングラデシュ	ダッカ	17,000円
		その他の地	17,000円
	東ティモール	ディリ	17,000円
		その他の地	17,000円
	フィリピン	マニラ	17,000円
		セブ	19,000円
		ダバオ	22,000円
		その他の地	22,000円
	ブルネイ	バンダルスリブガワン	20,000円
		その他の地	20,000円
	ベトナム	ハノイ	14,000円
		ダナン	15,000円
		ホーチミン	15,000円
		その他の地	14,000円
	マレーシア	クアラルンプール	14,000円
		ベナン	14,000円
		その他の地	15,000円
	ミャンマー	ヤンゴン	17,000円
		その他の地	17,000円
	モルディブ	マレ	47,000円
		その他の地	45,000円
	モンゴル	ウランバートル	24,000円
		その他の地	24,000円
	ラオス	ビエンチャン	17,000円
		その他の地	17,000円
	その他の国		17,000円
大洋州	オーストラリア	キャンベラ	29,000円
		シドニー	29,000円
		パース	27,000円
		ブリスベン	28,000円
		メルボルン	26,000円
		その他の地	26,000円
	キリバス	タラワ	25,000円
		その他の地	25,000円
	サモア	アピア	25,000円

		その他の地	25,000円
	ソロモン	ホニアラ	25,000円
		その他の地	25,000円
	トンガ	ヌクアロファ	25,000円
		その他の地	25,000円
	ニュージーランド	ウエリントン	27,000円
		オークランド	27,000円
		その他の地	24,000円
	バヌアツ	ポートビラ	25,000円
		その他の地	25,000円
	パプアニューギニア	ポートモレスビー	38,000円
		その他の地	38,000円
	パラオ	コロール	25,000円
		その他の地	25,000円
	フィジー	スバ	33,000円
		その他の地	40,000円
	マーシャル	マジュロ	25,000円
		その他の地	25,000円
	ミクロネシア	コロニア	25,000円
		その他の地	25,000円
	その他の国		25,000円
北米	アメリカ合衆国	ワシントン	54,000円
		アトランタ	38,000円
		サンフランシスコ	49,000円
		シアトル	42,000円
		シカゴ	44,000円
		デトロイト	43,000円
		デンバー	40,000円
		ナッシュビル	37,000円
		ニューヨーク	57,000円
		ハガツニャ	18,000円
		ヒューストン	28,000円
		ボストン	59,000円
		ホノルル	49,000円
		マイアミ	39,000円
		ロサンゼルス	42,000円
		その他の地	36,000円
	カナダ	オタワ	34,000円

		カルガリー	34,000円
		トロント	49,000円
		バンクーバー	44,000円
		モントリオール	36,000円
		その他の地	35,000円
	その他の国		36,000円
中南米	アルゼンチン	ブエノスアイレス	25,000円
		その他の地	24,000円
	ウルグアイ	モンテビデオ	20,000円
		その他の地	20,000円
	エクアドル	キト	27,000円
		その他の地	25,000円
	エルサルバドル	エルサルバドル	27,000円
		その他の地	27,000円
	キューバ	ハバナ	14,000円
		その他の地	14,000円
	グアテマラ	グアテマラ	22,000円
		その他の地	21,000円
	コスタリカ	サンホセ	32,000円
		その他の地	32,000円
	コロンビア	ボゴタ	18,000円
		その他の地	17,000円
	ジャマイカ	キングストン	44,000円
		その他の地	44,000円
	チリ	サンティアゴ	26,000円
		その他の地	24,000円
	ドミニカ共和国	サントドミンゴ	34,000円
		その他の地	33,000円
	トリニダード・トバゴ	ポートオブスペイン	40,000円
		その他の地	36,000円
	ニカラグア	マナグア	14,000円
		その他の地	14,000円
	ハイチ	ポルトープランス	33,000円
		その他の地	33,000円
	パナマ	パナマ	23,000円
		その他の地	21,000円
	パラグアイ	アスンシオン	22,000円
		その他の地	17,000円

	バルバトス	ブリッジタウン	47,000円
		その他の地	47,000円
	ブラジル	ブラジリア	16,000円
		クリチバ	12,000円
		サンパウロ	20,000円
		マナウス	14,000円
		リオデジャネイロ	19,000円
		レシフェ	13,000円
		その他の地	11,000円
	ベネズエラ	カラカス	31,000円
		その他の地	31,000円
	ペルー	リマ	20,000円
		その他の地	19,000円
	ボリビア	ラパス	13,000円
		その他の地	13,000円
	ホンジュラス	テグシガルパ	29,000円
		その他の地	29,000円
	メキシコ	メキシコ	19,000円
		レオン	17,000円
		その他の地	19,000円
	その他の国		14,000円
欧州	アイスランド	レイキャビク	49,000円
		その他の地	47,000円
	アイルランド	ダブリン	36,000円
		その他の地	33,000円
	アゼルバイジャン	バクー	25,000円
		その他の地	25,000円
	アルバニア	ティラナ	16,000円
		その他の地	16,000円
	アルメニア	エレバン	27,000円
		その他の地	26,000円
	イタリア	ローマ	30,000円
		ミラノ	31,000円
		その他の地	22,000円
	ウクライナ	キーウ	21,000円
		その他の地	21,000円
	ウズベキスタン	タシケント	25,000円
		その他の地	24,000円

英国	ロンドン	44,000円
	エディンバラ	38,000円
	その他の地	29,000円
エストニア	タリン	19,000円
	その他の地	20,000円
オーストラリア	ウィーン	24,000円
	その他の地	21,000円
オランダ	ハーグ	24,000円
	その他の地	25,000円
カザフスタン	アスタナ	23,000円
	その他の地	23,000円
北マケドニア	スコピエ	21,000円
	その他の地	20,000円
キプロス	ニコシア	33,000円
	その他の地	26,000円
ギリシャ	アテネ	28,000円
	その他の地	25,000円
キルギス	ビシュケク	15,000円
	その他の地	15,000円
クロアチア	ザグレブ	21,000円
	その他の地	22,000円
ジョージア	トビリシ	21,000円
	その他の地	21,000円
スイス	ベルン	33,000円
	ジュネーブ	38,000円
	その他の地	32,000円
スウェーデン	ストックホルム	30,000円
	その他の地	25,000円
スペイン	マドリード	31,000円
	バルセロナ	34,000円
	その他の地	24,000円
スロバキア	ブラチスラバ	22,000円
	その他の地	18,000円
スロベニア	リュブリャナ	23,000円
	その他の地	22,000円
セルビア	ベオグラード	25,000円
	その他の地	21,000円
タジキスタン	ドゥシャンベ	28,000円

	その他の地	28,000円
チェコ	プラハ	19,000円
	その他の地	17,000円
デンマーク	コペンハーゲン	34,000円
	その他の地	30,000円
ドイツ	ベルリン	25,000円
	デュッセルドルフ	22,000円
	ハンブルク	25,000円
	フランクフルト	20,000円
	ミュンヘン	24,000円
	その他の地	19,000円
トルクメニスタン	アシガバット	21,000円
	その他の地	21,000円
ノルウェー	オスロ	32,000円
	その他の地	29,000円
バチカン	バチカン	21,000円
	その他の地	21,000円
ハンガリー	ブダペスト	21,000円
	その他の地	19,000円
フィンランド	ヘルシンキ	27,000円
	その他の地	26,000円
フランス	パリ	38,000円
	ストラスブール	24,000円
	マルセイユ	23,000円
	その他の地	25,000円
ブルガリア	ソフィア	20,000円
	その他の地	18,000円
ベラルーシ	ミンスク	26,000円
	その他の地	26,000円
ベルギー	ブリュッセル	34,000円
	その他の地	26,000円
ポーランド	ワルシャワ	18,000円
	その他の地	15,000円
ボスニア・ヘルツェゴ ヴィナ	サラエボ	18,000円
	その他の地	16,000円
ポルトガル	リスボン	28,000円
	その他の地	22,000円
モルドバ	キシナウ	20,000円

		その他の地	20,000円
	ラトビア	リガ	18,000円
		その他の地	18,000円
	リトアニア	ビリニュス	18,000円
		その他の地	18,000円
	ルーマニア	ブカレスト	21,000円
		その他の地	17,000円
	ルクセンブルク	ルクセンブルク	35,000円
		その他の地	29,000円
	ロシア	モスクワ	21,000円
		ウラジオストク	21,000円
		サンクトペテルブルク	21,000円
		ハバロフスク	21,000円
		ユジノサハリンスク	21,000円
		その他の地	21,000円
	その他の国		21,000円
中東	アフガニスタン	カブール	23,000円
		その他の地	23,000円
	アラブ首長国連邦	アブダビ	30,000円
		ドバイ	25,000円
		その他の地	24,000円
	イエメン	サヌア	23,000円
		その他の地	23,000円
	イスラエル	テルアビブ	37,000円
		その他の地	33,000円
	イラク	バグダッド	23,000円
		その他の地	23,000円
	イラン	テヘラン	23,000円
		その他の地	23,000円
	オマーン	マスカット	14,000円
		その他の地	15,000円
	カタール	ドーハ	17,000円
		その他の地	17,000円
	クウェート	クウェート	23,000円
		その他の地	24,000円
	サウジアラビア	リヤド	43,000円
		ジッダ	21,000円
		その他の地	37,000円

	シリア	ダマスカス	23,000円
		その他の地	23,000円
	トルコ	アンカラ	15,000円
		イスタンブール	20,000円
		その他の地	19,000円
	バーレン	マナーマ	22,000円
		その他の地	22,000円
	ヨルダン	アンマン	21,000円
		その他の地	21,000円
	レバノン	ベイルート	23,000円
その他の地		23,000円	
その他の国			23,000円
アフリカ	アルジェリア	アルジェ	30,000円
		その他の地	29,000円
	アンゴラ	ルアンダ	47,000円
		その他の地	47,000円
	ウガンダ	カンバラ	19,000円
		その他の地	31,000円
	エジプト	カイロ	32,000円
		その他の地	31,000円
	エチオピア	アディスアベバ	18,000円
		その他の地	24,000円
	ガーナ	アクラ	29,000円
		その他の地	29,000円
	ガボン	リーブルビル	32,000円
		その他の地	32,000円
	カメルーン	ヤウンデ	26,000円
		その他の地	26,000円
	ギニア	コナクリ	22,000円
		その他の地	22,000円
	ケニア	ナイロビ	26,000円
		その他の地	26,000円
	コートジボワール	アビジャン	32,000円
		その他の地	32,000円
	コンゴ民主共和国	キンシャサ	22,000円
		その他の地	22,000円
	ザンビア	ルサカ	33,000円
		その他の地	37,000円

ジブチ	ジブチ	22,000円
	その他の地	22,000円
ジンバブエ	ハラレ	19,000円
	その他の地	19,000円
スーダン	ハルツーム	22,000円
	その他の地	22,000円
セーシェル	ビクトリア	22,000円
	その他の地	22,000円
セネガル	ダカール	40,000円
	その他の地	39,000円
タンザニア	ダルエスサラーム	22,000円
	その他の地	23,000円
チュニジア	チュニス	29,000円
	その他の地	29,000円
ナイジェリア	アブジャ	31,000円
	その他の地	31,000円
ナミビア	ウィントフック	13,000円
	その他の地	17,000円
ブルキナファソ	ワガドゥグー	23,000円
	その他の地	23,000円
ベナン	コトヌ	27,000円
	その他の地	27,000円
ボツワナ	ハボローネ	23,000円
	その他の地	23,000円
マダガスカル	アンタナナリボ	24,000円
	その他の地	24,000円
マラウイ	リロングウェ	26,000円
	その他の地	26,000円
マリ	バマコ	41,000円
	その他の地	41,000円
南アフリカ共和国	プレトリア	16,000円
	その他の地	18,000円
南スーダン	ジュバ	22,000円
	その他の地	22,000円
モーリシャス	ポートルイス	38,000円
	その他の地	26,000円
モーリタニア	ヌアクショット	21,000円
	その他の地	21,000円

	モザンビーク	マプト	18,000円
		その他の地	19,000円
	モロッコ	ラバト	20,000円
		その他の地	19,000円
	リビア	トリポリ	22,000円
		その他の地	22,000円
	ルワンダ	キガリ	29,000円
		その他の地	29,000円
	その他の国		22,000円
	その他の地域		21,000円

議会全員協議会資料

清川村議会議員及び清川村長の
選挙に関する選挙運動の公費負
担に関する条例の改正について

令和8年2月18日（水）

総 務 課

清川村議会議員及び清川村長の選挙における 選挙運動の公費負担に関する条例の改定について

【選挙公営限度額の引上げ】

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、公費負担額について見直しを行うものです。

(1) 選挙運動用ビラの作成の公費負担額

	現行	改正後
選挙運動用ビラの 1枚あたりの作成単価	7円73銭	8円38銭

(2) 選挙運動用ポスターの作成の公費負担額

	現行	改正後
選挙運動用ポスターの 1枚あたりの作成単価	541円31銭	586円88銭

(3) 実施時期

令和8年4月1日

議会全員協議会資料

清川村非常勤特別職等の職員の 報酬に関する条例の改正について

令和8年2月18日（水）

総 務 課

清川村非常勤特別職等の職員の報酬に関する 条例の改定について

【非常勤特別職の報酬額の見直し】

(1) 教育委員会委員等の報酬額の見直し

県内の状況を踏まえ、報酬額の見直しを行うものです。

	現行	令和8年度
教育委員会委員 (年額)	166,000円	204,000円
選挙管理委員会委員長 (年額)	102,000円	120,000円
選挙管理委員会委員 (年額)	77,000円	96,000円

(2) 開票立会人の報酬額の見直し

国会議員の選挙等の執行経費基準に関する法律の一部改正に伴い、報酬額の見直しを行うものです。

	現行	令和8年度
開票立会人 (日額)	8,800円	10,100円
選挙立会人 (日額)	8,800円	10,100円

(3) 実施時期

令和8年4月1日

議会全員協議会資料

清川村犯罪被害者等支援条例の制定について

令和8年2月18日（水）

総務課

清川村犯罪被害者等支援条例（案）に関する
パブリックコメントの実施結果について

- 1 提出件数 ○清川村犯罪被害者等支援条例（案）
0名 0件

2 条例（案）及び関係資料の閲覧

次に掲げる場所等で、令和8年1月30日（金）から2月3日（火）まで閲覧。

- （1） 清川村ホームページ
- （2） 役場庁舎2階 総務課窓口
- （3） 清川村保健福祉センターやまびこ館 1階 子育て健康福祉課窓口
- （4） 清川村生涯学習センターせせらぎ館 1階 清川村図書館

3 意見の提出期間

令和8年2月3日（火）から2月13日（金）まで

4 意見の提出資格

- （1） 村内に住所を有する者
- （2） 村内に事務所又は事業所を有する個人、法人及びその他団体
- （3） 村内の事務所又は事業所に勤務する者

5 意見の提出方法

- （1） 持参
- （2） 郵送
- （3） ファックス
- （4） 電子メール

6 意見の取扱い

提出された意見は、清川村犯罪被害者等支援条例の制定にあたって参考とさせていただきます。また、個人情報を除き、意見の概要、意見に対する村の考え方及び修正した場合は、修正案を公表する。

なお、提出された意見に対して、個別の回答はしない。

7 今後の予定

清川村犯罪被害者等支援条例（案）については、意見がありませんでしたので、条例（案）を清川村議会3月定例会に上程します。

清川村犯罪被害者等支援条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の趣旨にのっとり、犯罪被害者等の支援について基本理念を定め、並びに村、村民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、当該支援のための施策を総合的に推進し、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の軽減及び回復を図り、もって村民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者で村内に住所を有するもの及びその家族又は遺族その他これらの者に準ずると村長が認めるものをいう。
- (3) 村民等 村内に住所を有する者、村内に居住する者、村内に勤務する者、村内に在学する者又は村内において活動を行う者をいう。
- (4) 事業者 村内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (5) 民間支援団体 犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいう。
- (6) 関係機関等 国、他の地方公共団体、警察、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。
- (7) 二次被害 犯罪等による直接的な害を被った後に、犯罪被害者等の置かれている状況についての無理解による言動、配慮に欠ける対応、誹謗中傷等によって犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害その他の被害をいう。
- (8) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び受ける被害をいう。

（基本理念）

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、配慮して行われるものとする。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、村、関係機関等、村民及び事業者が相互に連携し、及び協力して推進するとともに、犯罪被害者等が再び安心して暮らすことができるよう、途切れることなく行われるものとする。

3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の名誉又は日常生活を害することのないよう、二次被害及び再被害の防止について配慮して行われるものとする。

（村の責務）

第4条 村は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等

との役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援のための施策を策定し、及び実施するものとする。

(村民等の責務)

第5条 村民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性について理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分配慮するものとする。

- 2 村民等は、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないように努めるとともに、村がこの条例に基づき実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性について理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害が生じることのないよう十分配慮するよう努めるとともに、村及び関係機関等が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、犯罪被害者等の就労及び勤務について十分に配慮するとともに、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第7条 村は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言並びに関係機関等との連絡調整を行うものとする。

- 2 村は、この条例に規定する支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(日常生活等の支援)

第8条 村は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 犯罪等の被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し、見舞金の支給その他必要な支援を行うこと。
- (2) 犯罪等の被害により法律上の問題に直面している犯罪被害者等に対し、法律相談の実施その他必要な支援を行うこと。
- (3) 犯罪等の被害により日常生活を営むことについて支障がある犯罪被害者等に対し、家事、子育て等に要する費用の助成その他必要な支援を行うこと。
- (4) 犯罪等により精神的な苦痛を受けた犯罪被害者等に対し、心理相談の実施その他必要な支援を行うこと。
- (5) 犯罪等の被害により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等に対し、転居に要する費用の助成その他必要な支援を行うこと。
- (6) 犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、関係機関等と連携し、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を促進するための措置その他必要な支援を行うこと。

(村内に住所を有しない犯罪被害者等への支援)

第9条 村は、村内に住所を有しない者が村内で発生した犯罪等により害を被ったときは、その者が住所を有する地方公共団体と連携し、及び協力して、第7条第1項に規定する支援を行うものとする。

(人材の育成等)

第10条 村は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、犯罪被害者等の支援を行う人材を育成するための研修の実施その他必要な取組を行うものとする。

(民間支援団体への支援)

第11条 村は、犯罪被害者等の支援において民間支援団体が果たす役割の重要性に鑑み、当該活動の促進を図るために必要な情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(村民等への啓発活動等)

第12条 村は、犯罪被害者等が地域社会で孤立しないようにするため、犯罪被害者等が置かれている状況並びに二次被害及び再被害の防止の重要性について、村民等及び事業者の理解を深めるよう、啓発活動その他必要な取組を行うものとする。

(支援を行わないことができる場合)

第13条 村は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合その他の犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合は、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(意見等の反映)

第14条 村は、犯罪被害者等の支援を適切に行うため、犯罪被害者等及び関係機関等から意見、要望等を把握し、施策に反映させるよう努めるものとする。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 年 月 日から施行する。

議会全員協議会資料

清川村消防団員等公務災害補償 条例の改正について

令和8年2月18日（水）

総 務 課

清川村消防団員等公務災害補償条例の改正について

1. 改正の趣旨

最近における社会経済情勢に鑑み、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額及び補償基礎額の加算額の改定を行うため、所要の改正を行うものです。

2. 改正の概要

(1) 損害補償に係る補償基礎額の改定

①第5条第2項第1号・別表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	<u>13,340円</u> (12,900)	<u>14,170円</u> (13,700)	<u>15,000円</u> (14,500)
分団長及び副分団長	<u>11,670円</u> (11,300)	<u>12,500円</u> (12,100)	<u>13,340円</u> (12,900)
班長及び団員	<u>10,000円</u> (9,700)	<u>10,840円</u> (10,500)	<u>11,670円</u> (11,300)

備考：() 内は現行の補償基礎額であり、下線部分は変更後の補償基礎額です。

②第5条第2項第2号関係

消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を 9,700 円から 10,000 円に、最高額を 14,500 円から 15,000 円に引き上げる。

(2) 扶養に係る補償基礎額の加算額の改定（第5条第3項関係）

条例における号		第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号
区 分		配偶者 (婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	60歳以上の父母及び祖父母	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	重度心身障害者
令和7年度	加算額 (日額)	100	383	217			
令和8年度	加算額 (日額)	<u>廃止</u>	<u>433</u>	217			

備考：下線部分は変更する加算額です。

3. 国による施行期日等

公 布 日：令和8年2月6日

施 行 日：令和8年4月1日

経 過 措 置： この条例による改正後の第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、令和8年4月1日以後に支給すべき事由の生じた非常勤消防団員等に係る損害補償及び同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金等について適用する。

議会全員協議会資料

清川村国民健康保険 条例の改正について

令和8年2月18日（水）

税務住民課

清川村国民健康保険条例の一部改正について

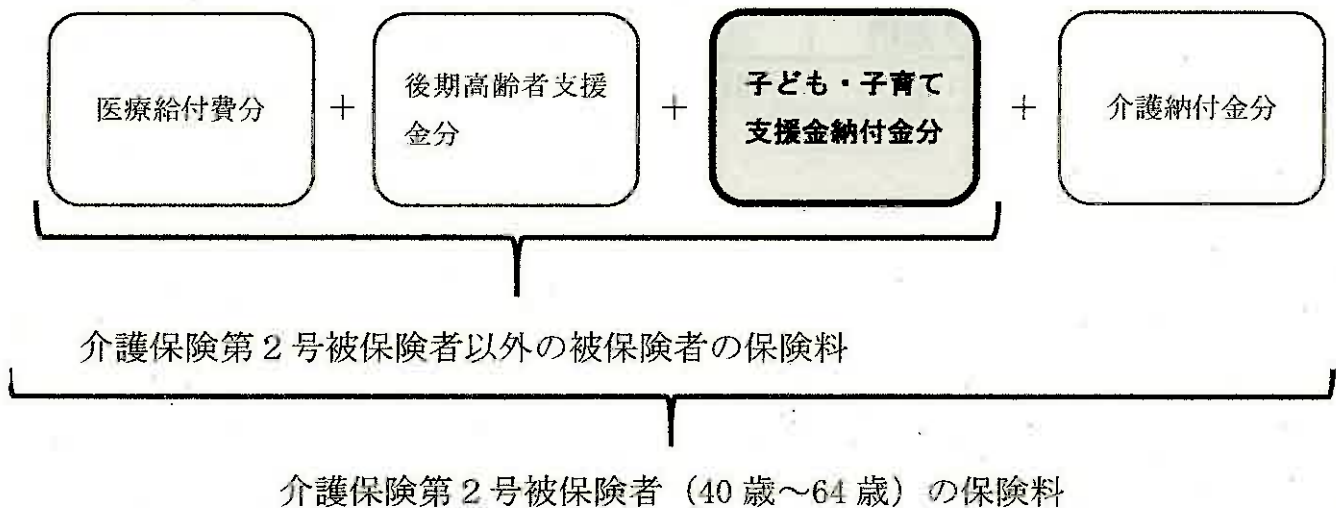
1 子ども・子育て支援納付金分の創設

(1) 改正の趣旨

少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連携の仕組みとして、医療保険の保険料とあわせて被保険者から徴収する「子ども・子育て支援金制度」が令和8年度から創設されるため、清川村国民健康保険条例の整備を行うものです。

(2) 改正の内容

国民健康保険料の算定において、これまでの基礎賦課額（医療給付費分）、後期高齢者支援金等賦課額（後期高齢者医療支援金分）、介護納付金賦課額（介護納付金分）に、新たに「子ども・子育て支援納付金賦課額（子ども・子育て支援金納付金分）」を加えて、保険料を賦課し、徴収することとなるため、所要の整備を行うものです。



※ 本制度が少子化対策に係るものであることを鑑み、子どもがいる世帯の賦課額が増えないよう、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までの子どもに係る支援金の均等割額（被保険者の人数に応じて算定）の10割軽減の措置が講じられます。

※ 子ども・子育て支援納付金においても、現行制度と同様、低所得者に対する応益分の軽減措置（軽減率：7割、5割、2割）の適用や、保険料に一定の限度額（賦課限度額：3万円）が設けられます。

2 国民健康保険料の賦課限度額の引き上げ及び軽減判定所得の引き上げ

(1) 改正の趣旨

国民健康保険法等の一部改正に伴い、保険料の賦課限度額を引き上げるなど、所要の措置を講ずるため、清川村国民健康保険条例の一部を改正するものです。

(2) 改正の内容

- ① 市町村が行う国民健康保険の保険料の賦課額に関する基準等について、保険料負担の公平性の確保及び中低所得層の保険料負担の軽減を図る観点から、賦課限度額を見直すため、国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）の一部が改正されることから、清川村国民健康保険条例についても同様の措置を講ずるため、一部改正するものです。

国民健康保険の保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額を 66 万円から 67 万円 に、引き上げるものです。

※ 後期高齢支援分及び介護納付金賦課額に係る賦課限度額は変更ありません。

区 分	基礎賦課分	後期高齢支援分	介護納付金分	合 計
現 行	66 万円	26 万円	17 万円	109 万円
改 正 後	67 万円	26 万円	17 万円	110 万円
引き上げ額	1 万円	据え置き	据え置き	1 万円

- ② 国民健康保険料の軽減制度のうち 5 割と 2 割の軽減措置については、令和 8 年度の経済動向等を踏まえて、保険料の軽減判定所得を引き上げるため、国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）の一部が改正されることから、清川村国民健康保険条例についても同様の措置を講ずるため、一部改正するものです。

軽減割合	令和 7 年度（現行）	令和 8 年度（改正案）
7 割軽減	43 万円（基礎控除額）+10 万円×（給与所得者等の数－1）	変更なし
5 割軽減	43 万円+ <u>30 万 5 千円</u> ×被保険者数+10 万円×（給与所得者等の数－1）	43 万円+ 31 万円 ×被保険者数+10 万円×（給与所得者等の数－1）
2 割軽減	43 万円+ <u>56 万円</u> ×被保険者数+10 万円×（給与所得者等の数－1）	43 万円+ 57 万円 ×被保険者数+10 万円×（給与所得者等の数－1）

(例)

世帯主（給与所得者）と配偶者（無収入）、子ども1人の3人世帯（国保加入者）の場合

【5割軽減の軽減判定所得】

令和8年度：43万円＋(31万円×3人)＋10万円×(1人－1)＝1,360,000円

令和7年度：43万円＋(30万5千円×3人)＋10万円×(1人－1)＝1,345,000円

【2割軽減の軽減判定所得】

令和8年度：43万円＋(57万円×3人)＋10万円×(1人－1)＝2,140,000円

令和7年度：43万円＋(56万円×3人)＋10万円×(1人－1)＝2,110,000円

世帯主の給与収入額が

- ・206万円未満：5割軽減に該当（令和7年度：203万6千円未満）
- ・317万2千円未満：2割軽減に該当（令和7年度：313万2千円未満）

※参 考

【7割軽減の軽減判定所得】

43万円＋10万円×(1人－1)＝430,000円

世帯主の給与収入額：108万円未満

3 施行期日

令和8年4月1日

議会全員協議会資料

こども家庭センターの開設について

令和8年2月18日（水）

子育て健康福祉課

こども家庭センターの開設について

1. 概要

「こども家庭センター」は、改正児童福祉法に基づき、市町村の母子保健機能と児童福祉機能の両機能を有する相談機関として一体化した機関です。

本村では子育て世代包括支援センターとして「きよりゅんすくすく広場」を設置し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援をしてまいりました。また、児童福祉に係る支援も子育て健康福祉課で担っています。妊娠期から18歳までのすべてのこどもに関する相談機能の充実とさらなる連携をはかり、健やかな成長を支援するため、こども家庭センターの開設を予定しています。

2. 配置する職

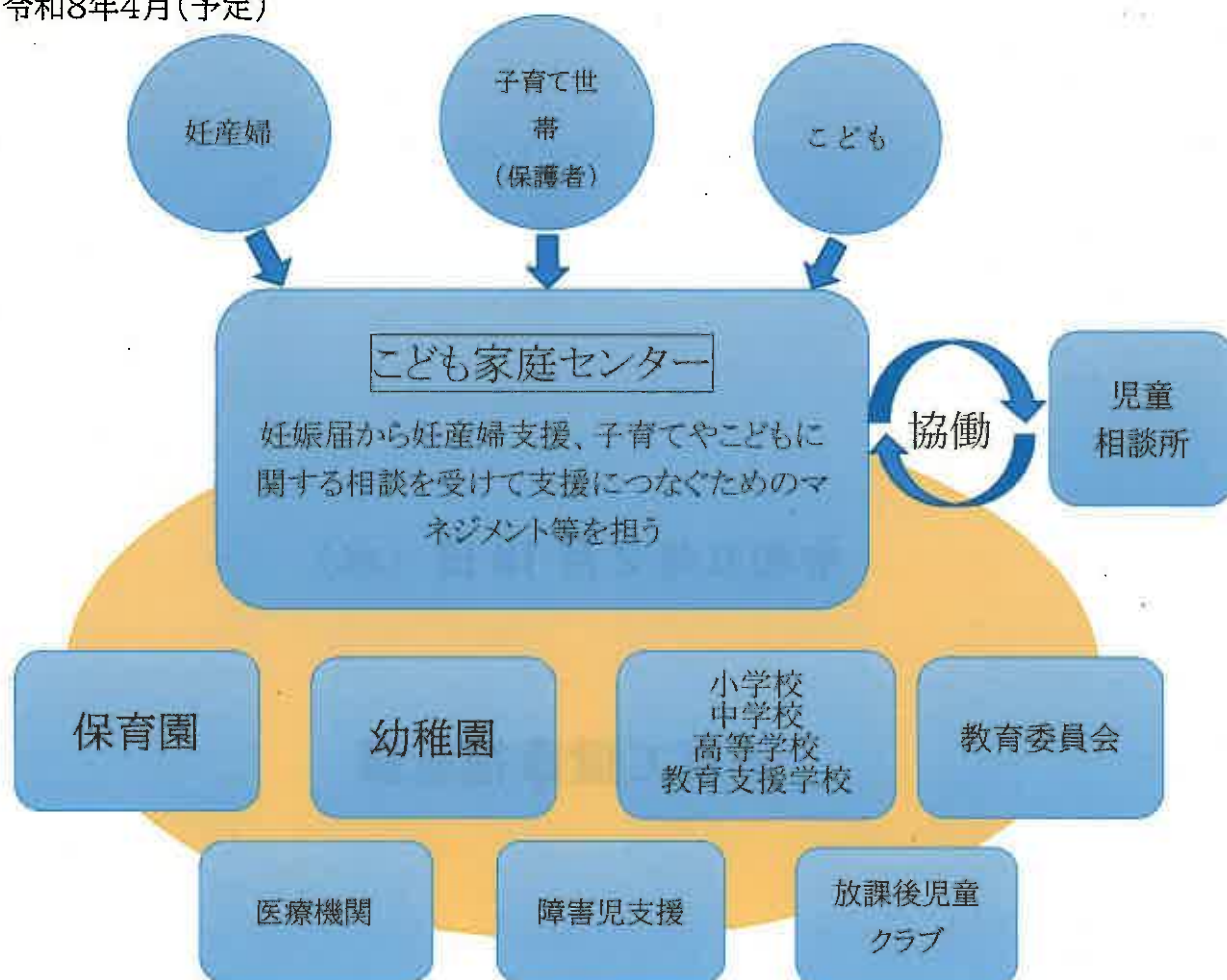
- センター長
- 統括支援員
- 母子保健業務を行う者

3. 開設場所

子育て健康福祉課内

4. 開設時期

令和8年4月(予定)



議会全員協議会資料

こども誰でも通園制度に係る関係 条例の整備について

令和8年2月18日（水）

子育て健康福祉課

こども誰でも通園制度に係る関係条例の整備について

1. 趣旨

令和6年6月の「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」により、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が制度化され、令和8年4月1日から本格実施されます。

当該事業の実施に当たり、新たに「特定乳児等通園支援に関する基準」及び「乳児等通園支援事業に関する基準」を国に準じて定めるとともに、関係条例の規定方式を見直し、管理の適正化を図るため、全部改正を行うものです。

2. 改正する条例

- 清川村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
（児童福祉法に基づく「認可」の基準）
- 清川村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
（子ども・子育て支援法に基づく「確認」の基準）

3. 改正する理由

事業の実施に当たり、事業者は村から児童福祉法に基づく「認可」（事業を行う資格を得る手続き）及び子ども・子育て支援法に基づく「確認」（公的な給付の対象になるための手続き）を受ける必要があります。

これに伴い、村として、適切な運営を確保するための基準を新たに定める必要があることから、関係条例を改正するものです。

4. 改正する内容

今回の改正では、国の基準との整合性を図るため、国の府令を準用する規定方式へ変更します。

なお、本村においては、既存の保育所等の空き定員を活用して実施する「余裕活用型乳児等通園支援事業」を想定しており、改正内容は以下のとおりです。

（1）清川村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正

村で定める基準は、国の「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」を準用します。

ア 設備の基準（余裕活用型）

- ・ 既存の保育所等の空き定員を活用するため、実施施設の種別ごとに定められている既存の設備基準（面積等）をそのまま適用します。

イ 職員配置基準（余裕活用型）

- ・ 在園児と本事業の利用者の合計人数に応じ、以下の配置基準を満たす職員を配置します。

- (ア) 乳児 おおむね3人につき職員1人以上
- (イ) 満1歳以上満3歳未満 おおむね6人につき職員1人以上
- (ウ) 乳児等通園支援従事者の半数以上は保育士であること
- (エ) 通常保育に従事する職員との兼務が可能。ただし、他の専任要件がある事業（一時預かり等）との兼務は不可。

(2) 清川村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部改正

村で定める基準は、国の「特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準」を準用します。

ア 運営に関する主な基準

- (ア) 利用定員に関する基準
- (イ) 運営に関する基準（面談、正当な理由のない提供拒否の禁止、支払、記録の整備等）

5. 施行期日

条例公布日をもって、施行の日とします。（ただし、乳児等通園支援事業の実施に関する規定は、令和8年4月1日から適用する）

議会全員協議会資料

清川村介護保険条例の一部を
改正する条例について

令和8年2月18日（水）

子育て健康福祉課

清川村介護保険条例の一部を改正する条例について

1. 趣 旨

令和7年度税制改正の影響により、国の介護保険法施行令が一部改正され、地方税における給与所得控除の見直しが行われます。これにより、令和8年度の保険料率の算定に係る特例が定められることに伴い、村の保険料についてこれに応じた措置を講ずるため、関係条例の一部について改正を行うものです。

2. 改正する条例

○ 清川村介護保険条例

3. 改正する内容

令和7年度税制改正により、令和7年中の給与所得控除の最低保障控除額が55万円から65万円に引き上げられることとなりました。その一方で、介護保険制度は介護保険事業計画策定時に介護保険料収入の見込みを立て、運営しています。

介護保険料は、住民税の課税状況や合計所得金額などを算定基準としており、今回の税制改正により介護保険料の収入が減少し、第9期介護保険事業計画（令和6年度から令和8年度）の事業運営に支障が出ることを避け、税制改正の影響を受けないようにするものです。

(1) 令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例

給与所得のある第1号被保険者であって、令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上190万円未満であるものの一部について、令和8年度分保険料率を算定するにあたり、その合計所得金額を令和7年度税制改正による地方税の給与所得控除の最低保障額引き上げ前の額と同額とするための算定方法の特例を追加します。

(2) 令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例

第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうち、令和7年の給与所得のある者であって、一定の要件に該当する者があるときは、当該第1号被保険者を市町村民税世帯非課税者に該当しない者とみなして令和8年度分の保険料率を算定する特例を追加します。

(3) 令和8年度の保険料に係る減免手続きの特例

(1)及び(2)については、村長が別に定める特別の事情に該当すると認められ、その者が令和8年度分の保険料を減額し、または免除する場合には、当該保険料の減額又は免除を受ける者からの申請書等の提出を要しないことを追加します。

4. 適用の範囲

令和8年度分の保険料について適用とします。

5. 施行期日

条例公布日をもって、施行の日とします。

議会全員協議会資料

清川村環境基本計画の 策定について

令和 8 年 2 月 18 日（水）

環境上下水道課

清川村環境基本計画の策定について

パブリックコメントの実施について

1 目 的

令和6年4月、本村の地域において、全ての者が協働して、恵み豊かな環境の保全および創造を図り、環境への負荷の少ない持続可能な村「きよかわ」を目指すため、『清川村環境基本条例』を制定し、この条例に掲げる基本理念や基本方針を道しるべとして、将来的に望ましい環境像および環境基本目標や施策の設定をはじめ、取り組みの主体となる住民、事業者および観光客などと協力と連携を図りつつ、現に有する良好な環境の保全および創造を図ることを目的に『清川村環境基本計画』の策定を進めてきました。

このたび計画（案）の取りまとめが完了したことから、広く村民の皆さんに情報を提供し、計画（案）に対して提出された村民の意見を考慮して意思決定（策定）を行い、村の考えを公表します。

2 パブリックコメントの対象

清川村環境基本計画（案）

3 計画（案）および関係資料の閲覧

次に掲げる場所等で令和8年2月24日（火）から令和8年3月8日（日）まで閲覧を行います。

- （1）清川村役場 1階 環境上下水道課 窓口
- （2）清川村ホームページ

4 意見の提出期間

令和8年2月27日（金）から令和8年3月8日（日）まで

※ 郵送の場合は、末日の消印有効とします。

5 意見の提出資格

- （1）村内に住所を有する者
- （2）村内に事務所又は事業所を有する個人、法人およびその他団体
- （3）村内の事務所又は事業所に勤務する者

6 意見の提出方法

意見については、所定の意見提出用紙に記入のうえ、次の方法により提出してください。

- （1）持参する場合

清川村役場 1階 環境上下水道課 窓口へ直接提出してください。

(2) 郵送する場合

〒243-0195 神奈川県愛甲郡清川村煤ヶ谷 2216 番地
清川村 環境上下水道課 環境係

(3) ファックスで送信する場合

ファックス番号 046-288-1909
送信先：清川村 環境上下水道課 環境係

(4) 電子メールで送信する場合

メールアドレス kankyou@town.kiyokawa.kanagawa.jp
送信先：清川村 環境上下水道課 環境係
電子メール件名 清川村環境基本計画（案）に関するパブリックコメント

7 意見の取扱い

提出された意見は、清川村環境基本計画の制定にあたって参考とさせていただきます。

また、個人情報を除き、意見の概要、意見に対する村の考え方および修正した場合は修正案を公表します。

なお、提出された意見に対して、個別の回答はいたしません。

8 関連する資料

【パブリックコメントの対象】

清川村環境基本計画（案）

【関連資料】

- ① 清川村環境基本計画（案）に関するパブリックコメントの実施について
- ② 意見提出用紙
- ③ 清川村パブリックコメント手続きに関する要綱
- ④ 清川村環境基本計画（案）

9 問い合わせ

清川村 環境上下水道課 環境係

電話 046-288-3862（直通）

ファックス 046-288-1909

電子メール kankyou@town.kiyokawa.kanagawa.jp

清川村環境基本計画基本計画（案）に関する
パブリックコメント意見提出用紙

提出日 令和8年 月 日

氏 名 (名 称)	(フリガナ)	
住 所 (所在地)		
電話番号 (携帯電話可)	※ご意見の内容を確認するため、連絡させていただくことがあります。	
区 分 (当てはまる□に レ点を入れてくだ さい。)	☐ 村議会議員	
ご 意 見	該当箇所	内 容

- 注意事項 ① ご意見は、清川村環境基本計画（案）の策定に当たって参考とさせていただきます。
- ② 同じ趣旨のご意見があった場合には、とりまとめて公表することがあります。
- ③ ご意見に対し、個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- ④ ご記入いただいた個人情報につきましては、清川村個人情報保護条例の規定に基づき、適切に管理します。

※ 裏面にもご意見をご記入いただけます。

ご意見	該当箇所	内 容

ご意見の提出方法と問い合わせ先

提出期間	令和 8 年 2 月 27 日（金）から令和 8 年 3 月 8 日（日）まで ※ 郵送の場合は、末日の消印有効とします。
持参の場合	清川村役場 1 階 環境上下水道課窓口へ直接提出してください。 ※ 土曜日、日曜日及び祝日は除きます。
郵送、ファックス、 電子メールの 送付先及び 問い合わせ先	・ 郵送する場合 郵 送 先 〒243-0195 神奈川県愛甲郡清川村煤ヶ谷 2216 番地 清川村環境上下水道課 環境係 ・ ファックスで送信する場合 ファックス番号 046-288-1909 （送信先 清川村環境上下水道課 環境係） ・ 電子メールで送信する場合 メールアドレス kankyou@town.kiyokawa.kanagawa.jp （送信先 清川村環境上下水道課 環境係） 電子メールの件名 清川村環境基本計画（案）に関するパブリックコメント意見 ・ 問い合わせ 清川村環境上下水道課 環境係 電話 046-288-3862（直通）

清川村環境基本計画

〈計画案〉

令和 8 年 月

目 次

第1章 計画の基本的事項.....	1
1. 計画策定の背景	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の対象地域	1
4. 計画の期間	1
5. 基本理念	2
6. 計画の対象範囲	2
7. 清川村環境基本計画策定のためのアンケート調査	2
第2章 地球規模の環境危機と社会の動向.....	3
1. いま直面する環境問題	3
2. 今後の取組の方向性と目指す社会像	6
第3章 清川村の概況.....	7
1. 概況	7
2. 社会状況	10
3. 自然環境	13
4. 生活環境	17
5. 廃棄物	24
6. 地球環境（気候変動）	29
第4章 清川村の環境課題、今後の方向性.....	34
1. 自然環境の保全	34
2. 生活環境の保全	35
3. 廃棄物対策	37
4. 温室効果ガスの削減	38
5. 住民の意識	41
第5章 望ましい環境像・計画の基本方針.....	42
第6章 環境分野別の施策、各主体の取組など.....	42
1. 自然環境分野の取組 ～環境共生のむらづくり～	43
2. 生活環境分野の取組 ～快適な生活環境づくり～	46
3. 廃棄物分野の取組 ～資源循環型社会づくり～	48
4. 地球環境分野の取組 ～脱炭素型社会づくり～	51
5. 環境の取組への参画と協働	55
第7章 進行管理.....	57
1. 成果指標	57
2. 推進体制	58
3. 計画の見直し	58

第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の背景

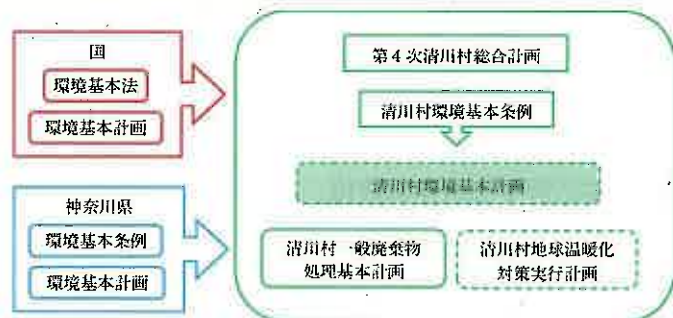
令和 6（2024）年 4 月、人と自然が共生できる村づくり、そして環境への負荷の少ない持続可能な村「きよかわ」を目指すため、「清川村環境基本条例」（以下「基本条例」といいます。）を制定しました。

この「清川村環境基本計画」（以下「本計画」といいます。）は、基本条例において掲げる基本理念、基本方針の実現に向けた環境行政の道しるべとして、将来的に望ましい環境像、環境基本目標の設定をはじめ、必要な施策を示すとともに、取組の主体となる村民、事業者、観光客（以下「滞在者」といいます。）及び村の担うべき役割を示し、相互の協力と連携を図りつつ現に有する良好な環境の保全と創造を図ることを目的とします。

2. 計画の位置づけ

本計画は、清川村を対象とした計画ですが、各種法令などにより広域的な取組や計画が国や神奈川県などでも策定されていることから、国、神奈川県などの取組や計画との整合性を図るとともに、清川村の環境課題に基づく環境施策を進めます。

本計画に掲げる取り組むべき施策は、SDGs で定められた 17 の持続可能な開発目標のうち、「環境」部門に関する目標の達成に貢献できるように設定します。



3. 計画の対象地域

本計画の対象地域は、清川村全域とします。

ただし、村域を越えて広域的に取り組む必要のある事項（大気、水、地球温暖化問題など）については、国、神奈川県や近隣市町とも連携を図り取り組んでいきます。

4. 計画の期間

本計画の期間は、令和 8（2026）年度から令和 17（2035）年度までの 10 年間とします。

なお、社会経済情勢の変化などに対応するため、令和 12（2030）～令和 13（2031）年度で見直しを行うこととします。

5. 基本理念

本計画の理念は、基本条例の理念に基づきます。

【清川村環境基本条例（抜粋）】

（基本理念）

- ・環境の保全等は、村民が安全で健康かつ文化的な生活を営むことのできる健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行わなければならない。
- ・環境の保全等は、地域の自然的社会的条件に配慮し、人と自然（野生動物）との共生を目的として行わなければならない。
- ・環境の保全等は、環境への負荷が少ない持続的発展の可能な社会を構築することを目的として、村民、事業者、滞在者及び村がそれぞれの責務を自覚し積極的に取り組むものとする。
- ・地球環境保全は、人類共通の課題であることから、村民、事業者、滞在者及び村が自らの問題として認識し、それぞれの日常生活及び事業活動等において、積極的に推進されなければならない。

6. 計画の対象範囲

本計画では、自然環境、生活環境、廃棄物、地球環境を対象とします。

7. 清川村環境基本計画策定のためのアンケート調査

本計画の策定にあたり、清川村の環境課題を明らかにして、施策の立案につなげるために、18歳以上の住民（以下「住民（成人）」といいます。）、事業者、小学5年生と中学2年生（以下「小中学生」といいます。）を対象にアンケート調査を実施しました。

表 1.1 アンケート調査実施概要

対象者の抽出方法	住民（成人）	18歳以上の住民を対象に500人を無作為抽出
	事業者	村民税の課税対象・確定申告をしている事業所から無作為抽出 50事業所
	小中学生	村内の小学5年生（1校・15人）・中学2年生（2校・13人）全員
回答数（回答率）	住民（成人）	214件（42.8%）
	事業者	27件（54%）
	小中学生	28件（100%）

第2章 地球規模の環境危機と社会の動向

1. いま直面する環境問題

私たちが暮らす環境は、「気候変動」、「生物多様性の損失」、「生活環境の汚染」という3つの危機に直面しています。この危機は、人類が産業革命以降に行ってきた大量生産・大量廃棄型の生活様式（現代文明）が引き起こしているもので、もはやこうした生活様式は持続可能ではないことがわかっています。

（1）「気候変動」

令和6（2024）年の世界の平均気温は、産業革命前より1.55℃上昇し、観測史上最高を記録しています。日本においても、令和6（2024）年に東日本で観測史上最高気温を記録しました。こうした地球規模の温暖化の要因として、「人間活動が主に温室効果ガスの排出を通して地球温暖化を引き起こしてきたことは疑う余地がない」とされています。

対策として、国際社会で様々な取り決めが行われ、日本では令和2（2020）年に、令和32（2050）年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにする「2050年カーボンニュートラル」を宣言するとともに、令和12（2030）年度において、温室効果ガス46%削減（平成25（2013）年度比）を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明しています。

その後、令和3（2021）年5月には、地球温暖化対策の推進に関する法律が改正され、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくことなどが明示され、これを受けた様々な取組が、国や企業などで進められています。

カーボンニュートラル

カーボンニュートラルは、私たち人間が活動する上で排出する温室効果ガスの量と、森林などによって吸収される温室効果ガス（二酸化炭素）の量を同じにすること、つまり「排出量＝吸収量」の状態のことです。

このためには、温室効果ガスの排出量を極力少なくすること、森林が二酸化炭素を吸収できるように管理していくことなどが必要です。



(2) 「生物多様性の損失」

日本では、農地や森林、干潟などが減少しているほか、農地や水路・ため池などの人間の働きかけを通じて形成されてきた自然環境が喪失・劣化して、その環境に生息・生育する生物の種類や個体数が減少傾向にあります。

生物多様性の損失を止めるというこれまでの目標から一歩前進させ、損失を止めるだけでなく回復に転じさせる（＝ネイチャーポジティブ）という強い決意が大切になっています。

生物多様性と私たちの暮らし

生物多様性を基盤とする生態系は、私たちの暮らしに欠かせない食料や水の供給、気候の安定などの様々な恵みを供給しており、これらの恵みは「生態系サービス」と呼ばれます。

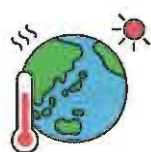
生態系サービスの役割を清川村にあてはめると、農業生産、養豚などの食料の供給する役割や、宮ヶ瀬湖周辺でのレクリエーションなど余暇を支える役割、堂平のブナ林などの水源を支えて気候を調整する役割、八幡神社の社叢林などの文化的神秘的価値をあらわす役割などが挙げられ、住民生活の多くが生態系サービスに支えられていることが見えてきます。

供給サービス



- ・食料
- ・水
- ・原材料
- ・遺伝資源
- ・薬用資源
- ・観賞資源

調整サービス



- ・大気質調整
- ・気候調整
- ・局所災害の緩和
- ・水量調整
- ・水質浄化
- ・土壌浸食の抑制
- ・地力の維持
- ・花粉媒介
- ・生物学的コントロール

生育・生息地サービス



- ・生息・生育環境の提供
- ・遺伝的多様性の維持

文化的サービス



- ・自然景観の保全
- ・レクリエーションや観光の場と機会
- ・文化、芸術、デザインへのインスピレーション
- ・神秘的体験
- ・科学や教育に関する知識

(3) 「生活環境の汚染」

プラスチックを含む海洋ごみは、生態系を含めた海洋環境の悪化や海岸機能の低下、景観への悪影響、船舶航行の障害、漁業や観光への影響など、国内外で様々な問題を引き起こしています。このため、令和3(2021)年6月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が成立し、プラスチックの使用は削減することや再使用を行い、必要不可欠な場合は、紙やバイオマスプラスチックなどに切り替え、徹底したリサイクルを実施し、それが難しい場合には熱回収によるエネルギー利用を図るなど、資源循環を促進することが進められています。

また、過去に幅広い用途で使用されてきた有機フッ素化合物などの物質が健康に影響する懸念があり、神奈川県や清川村では水道水や環境中の水の基準に基づき、水質調査を行うなどの取組が進められています。

環境に配慮するための法制度

環境に配慮した事業活動を進めていくためには、環境負荷の少ない製品やサービスを調達・利用することが必要です。

こうした事業活動は、調達者自身の環境負荷を下げるだけでなく、製品やサービスを供給する側の企業に環境負荷の少ない製品やサービスの提供を促すことで、経済・社会全体を環境配慮型のものに変えていくことができると考えられます。

こうした事業活動を促進するための法制度として、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(以下「グリーン購入法」といいます。) や、「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」(以下「環境配慮契約法」といいます。) があります。

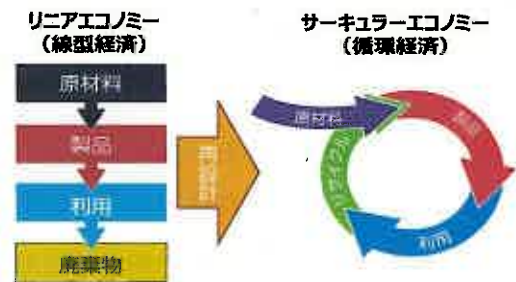
グリーン購入法は、国などの公的機関が率先して、環境負荷の少ない製品やサービス(環境物品)の調達を推進するとともに、環境物品などの情報を提供することなどによって、持続的発展が可能な社会の構築を推進することを目指しています。また、地方公共団体、事業者及び国民の責務などについても定めています。

また、環境配慮契約法は、国や地方公共団体などの公共機関が契約を結ぶ際に、価格に加えて環境性能を含めて総合的に評価し、もっとも優れた製品やサービスなどを提供する事業者と契約を行う仕組みを作ること、環境保全の技術や知恵が経済的にも報われる、新しい経済社会を構築することを目指すものです。

2. 今後の取組の方向性と目指す社会像

(1) 線形経済から循環経済への転換

今後、人類が生存していくためには、多くのものを所有するなど物質的な豊かさに重きを置いた「線形・規格大量生産型の経済社会システム（線形経済）」から、一つのものを修理しながら大切に使い、コミュニティ活動などで環境を守っていくといった、心の豊かさにもつながる「循環・高付加価値型の経済社会システム」（循環経済）への転換が必要です。



線形経済と循環経済のイメージ図

出典：環境・循環社会・生物多様性白書（令和3年版）

私たちが、持続可能な社会を目指していくためには、「環境収容力を守り、環境の質を上げることによって経済と社会全体が成長・発展できる社会」を目指す必要があります。

(2) SDGs（持続的な開発目標）との連携

SDGsは、平成27（2015）年に国連が採択した、令和12（2030）年までに達成を目指す17の目標と169のターゲットから構成される、いわば地球規模での課題解決の指針です。

本計画は、清川村において環境問題に対する具体的な行動を起こすための計画であり、SDGsと連携し、清川村の様々な課題解決と地球規模での目標達成を同時に進めていきます。つまり、本計画を推進することで、SDGsの達成やSDGsが目指す持続可能な社会を築くことにつながっていきます。

(3) 目指す社会像

清川村には豊かな自然があり、また、宮ヶ瀬湖は、神奈川県下16市5町に水道水を供給する神奈川県の「水がめ」となっています。今後、こうした豊かな自然を守り、さらに環境の質を上げることによって経済と社会全体が成長・発展できる村を目指す必要があります。

このためには、村民、事業者、滞在者及び村が協働して環境に関する理解を深め、環境保全活動への参加、環境に配慮した消費行動を行っていくことなど、連携の仕組みづくりが重要となります。

第3章 清川村の概況

1. 概況

清川村は、県内北西部の東丹沢山麓に位置し、北東は仏果連山を境に愛甲郡愛川町、厚木市、北西は、丹沢山塊を境に相模原市、足柄上郡山北町、南は秦野市、厚木市に接しています。新宿から電車とバスで約1時間半、新横浜から車で約1時間、隣の厚木市には車で20～30分ほどの距離にあり、首都圏から来村しやすい位置にある神奈川県唯一の村です。



村域は、東西12.6キロメートル、南北9キロメートル、面積は71.24平方キロメートルです。面積の約90%が山林で占められており、村全域が丹沢大山国定公園及び県立丹沢大山自然公園に指定されています。これら公園内における開発行為に当たっては、清川村特定地域土地利用計画をはじめ、清川村開発指導条例などにより環境に配慮した秩序ある開発を誘導しています。

昭和31(1956)年に煤ヶ谷村と宮ヶ瀬村が合併し誕生した清川村は、丹沢山系の山々が育む豊かな自然に囲まれています。宮ヶ瀬湖につながる塩水川、本谷川、布川などの支流が中津川になり、その山々の水源涵養林が、神奈川県の水がめを支えています。



図 3.1 清川村の概況（主要公共施設、特筆すべき自然環境）

(1) アンケート調査結果から（清川村の環境のイメージ）

住民（成人）、小中学生を対象としたアンケート調査で、「清川村の環境イメージ」をお尋ねしたところ、それぞれ次のような回答が見られました。

① 住民（成人）

最も多かった回答は「空気がきれい」の 58.9%、次いで「美しい山々がある」の 41.1%、「自然に親しむゆとりある空間が多い」の 31.8%となっています。

このように、清川村は、空気が清涼で、美しい山々の中で自然に親しむことのできる村と住民（成人）の多くが感じています。

一方で、「農地や山林など緑豊か」、「ごみの散乱がなく清潔」などに関するイメージは高くはなく、課題があることが示唆されます。

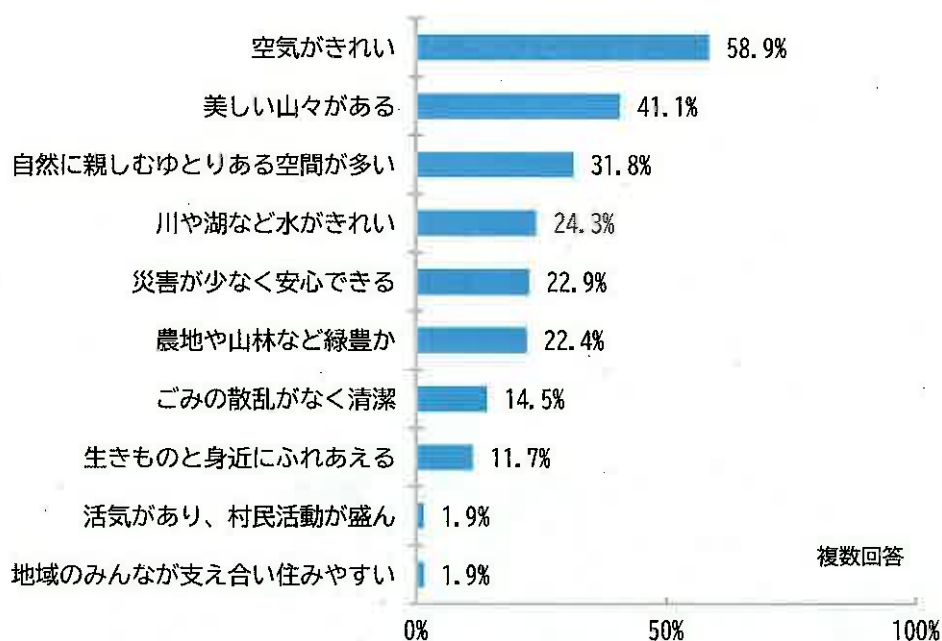


図 3.2 清川村の環境イメージとして、あなたが思う内容を選んでください。（住民（成人））

② 小中学生

小中学生では、住民（成人）と同様、最も多かった回答は「空気がきれい」の 92.9%、次いで「自然に親しむ場所が多い」の 75%、同率で「美しい山々がある」となっています。

住民（成人）と異なる点として、「生きものと身近にふれあえる」との回答が 71.4% と住民（成人）よりも高い数値となっていることが挙げられます。

「ごみの散乱がなく清潔」は 32.1%で、住民（成人）と同様低い値となっています。

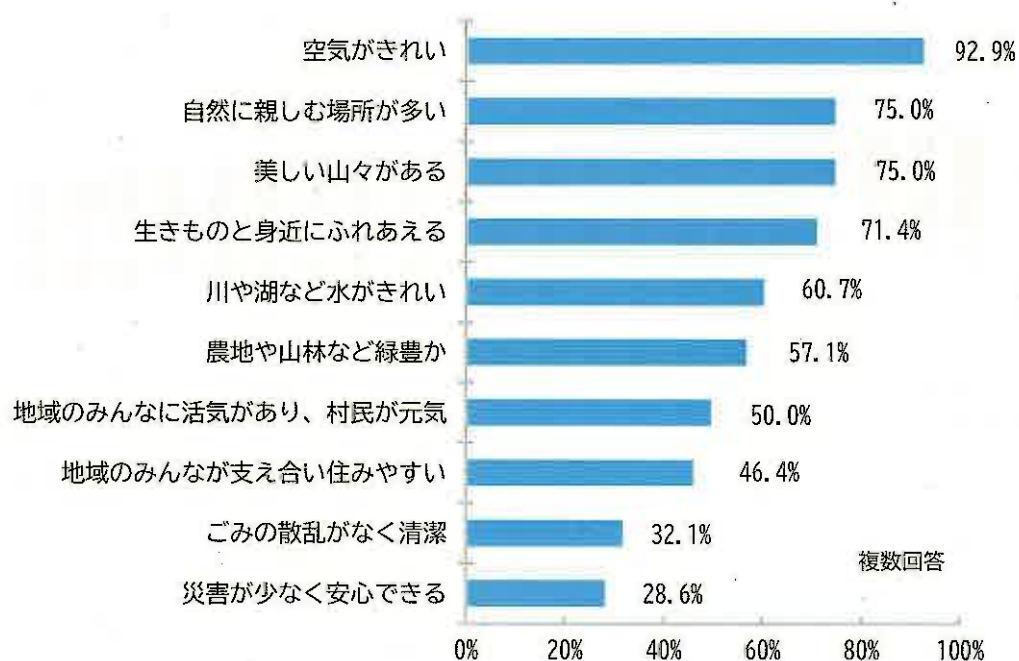


図 3.3 清川村の環境イメージとして、あなたが思う内容を選んでください。（小中学生）

2. 社会状況

(1) 人口・世帯

清川村の人口は、近年減少傾向にあり、最新年度の令和 6（2024）年には 2,868 人となっています。近年の人口のピークである平成 20（2008）年の 3,566 人と比較して 698 人の減少となっています。

世帯数は、平成 21（2009）年の 1,215 世帯まで増加を続けていましたが、近年は横ばいの傾向にあり、令和 6（2024）年は 1,136 世帯となっています。

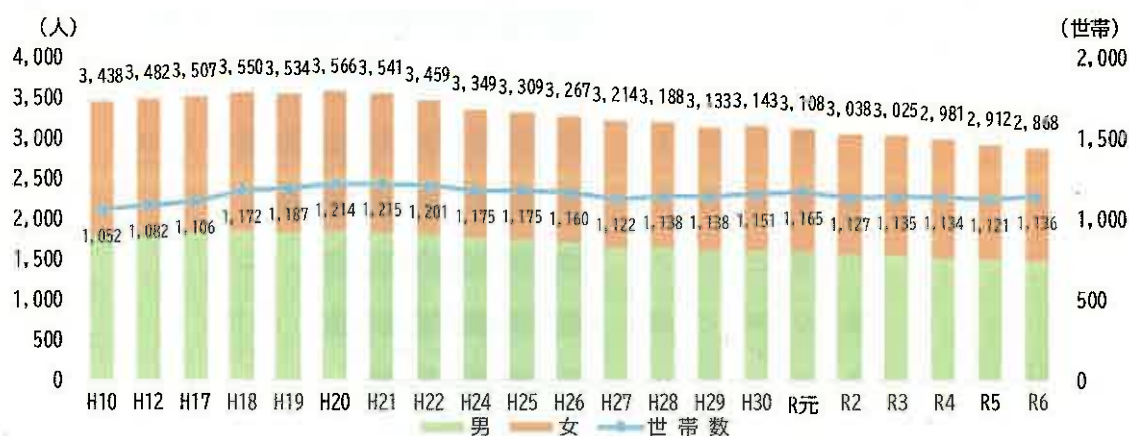


図 3.4 清川村の人口推移

出典：清川村統計要覧

(2) 産業

① 産業別事業所数

令和 3（2021）年現在の清川村の事業所数は 143 事業所で、産業別に多い順に建設業 20 事業所、宿泊業、飲食サービス業 19 事業所、卸売業、小売業 17 事業所、製造業 16 事業所、農林漁業 11 事業所となっています。

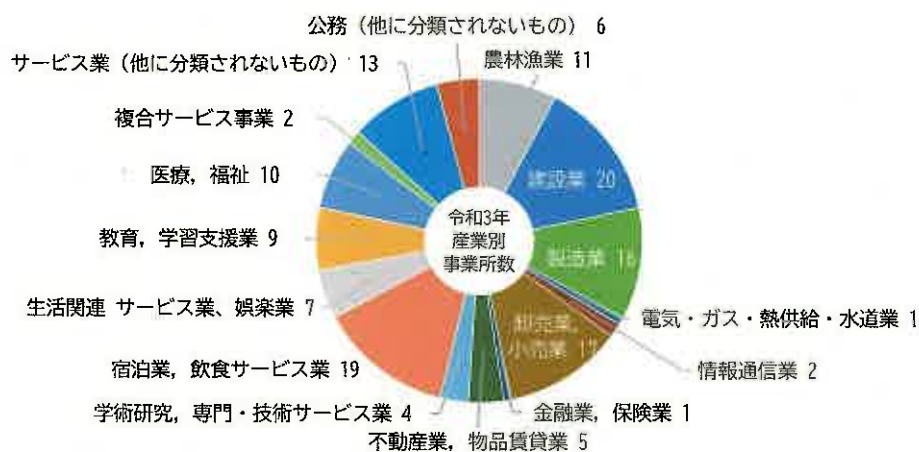


図 3.5 清川村の産業別事業所数

出典：清川村統計要覧

② 製造業種別製造品出荷額

清川村の製造品出荷額は平成 28 (2016) 年の 7,782 百万円から減少傾向にありましたが、令和 2 (2020) 年以降は横ばいで、令和 5 (2023) 年の製造品出荷額は 6,505 百万円となっています。

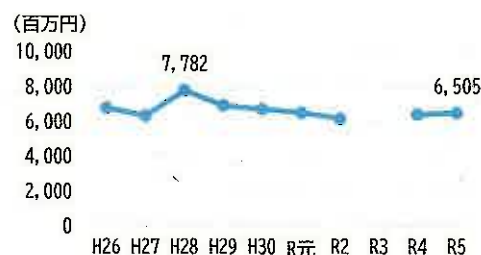


図 3.6 清川村の製造品出荷額
出典：清川村統計要覧 (R3 年は統計値なし)

(3) 農業

① 概況

清川村の農家数は、年々減少傾向にあり、令和 2 (2020 年) は準主業農家 4 戸、副業的農家 17 戸となっています。

経営耕地面積も減少しており、昭和 55(1980)年に 7,882a から、令和 2(2020)年の 1,341a まで減少しています。

作物別の収穫面積をみると、令和 2 (2020) 年では多くが工芸作物(主に茶)で平成初期に見られた稲はほとんど見られなくなっています。

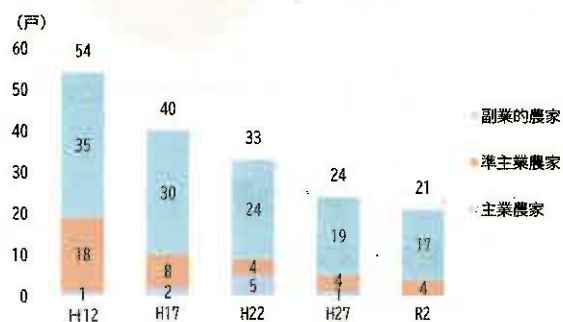


図 3.7 主副業別の農家数
出典：農林業センサス

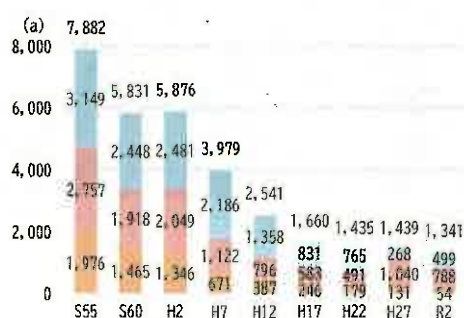


図 3.8 経営耕地面積
出典：農林業センサス

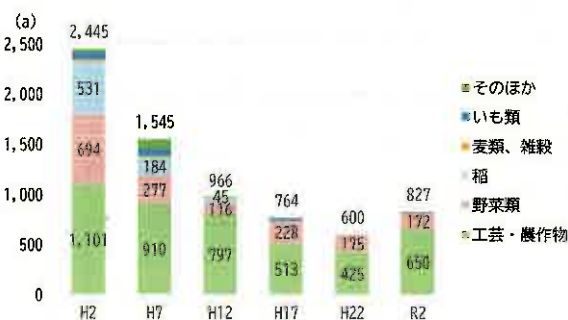


図 3.9 作物別の収穫面積
出典：農林業センサス

(4) アンケート調査結果から（農地に対する満足度）

住民（成人）、事業者を対象としたアンケート調査で、「農地の豊かさ」に関する満足度をお尋ねしたところ、「満足」と「やや満足」をあわせた値は、住民（成人）で 59.9%、事業者で 72.4%となっています。一方で、「不満」と「やや不満」をあわせた値は、住民（成人）で 34.6%、事業者で 27.6%となっています。これは、不耕作農地の増加が不満足感に繋がっているものと考えられます。

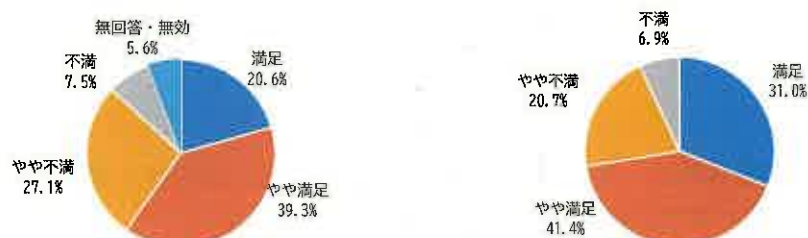


図 3.10 農地の豊かさに対する満足度（左：住民（成人）、右：事業者）

(5) 文化・伝統行事

宮ヶ瀬クリスマス

宮ヶ瀬湖畔園地一帯を会場に開催される「宮ヶ瀬クリスマスみんなのつどい」は、令和 7(2025)年で 39 回目を迎えました。

宮ヶ瀬クリスマスみんなのつどいでは、宮ヶ瀬湖のほとりの約 30 メートルある自生のもみの木のジャンボクリスマスツリーが約 1 万個の電球で飾られ、宮ヶ瀬湖畔が優しい光に包まれます。



自生のもみの木のジャンボクリスマスツリー

青龍祭

江戸時代から昭和初期にかけて行われた雨乞い行事を再現した「青龍祭」が毎年行われており、祭りに向けてタケの切り出し、カヤ場の管理やカヤ刈りが行われています。

こうした取組は住民同士のつながりを作り出しています。



青龍祭

3. 自然環境

(1) 植生など

東丹沢山麓に位置する清川村は、村全域が丹沢大山国定公園及び神奈川県立丹沢大山自然公園に指定されており、日本百名山の丹沢山や札掛モミの原生林、堂平のブナ林など、美しい山並みがあります。

令和7年(2025年)現在、国の特別天然記念物としてカモシカが指定されているほか、県天然記念物として丹沢札掛のモミの原生林(神奈川県所有)、煤ヶ谷八幡神社の社叢林(八幡神社所有)が指定されています。

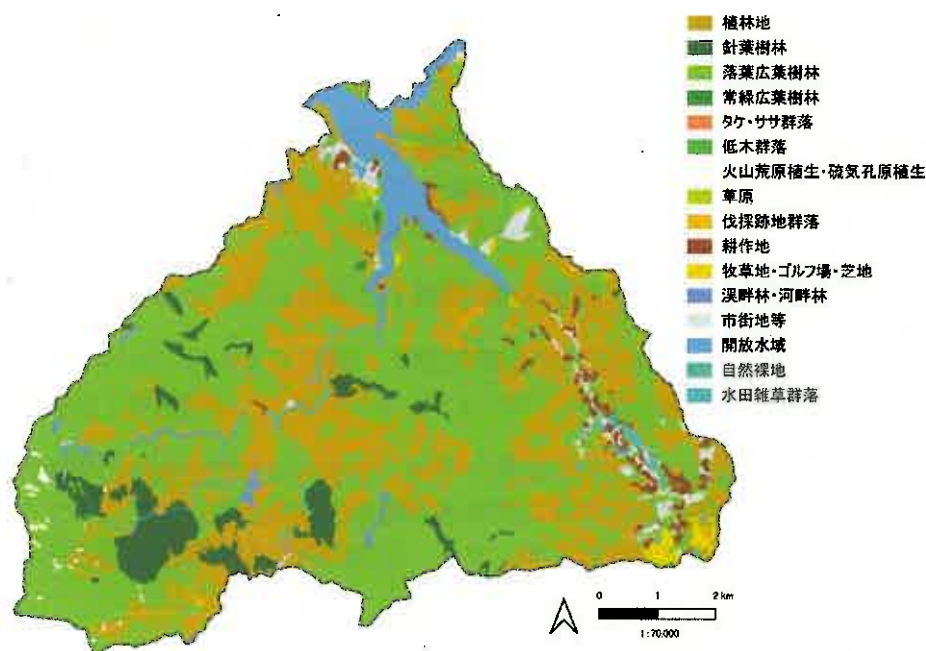


図 3.11 植生図

出典：環境省

(2) 人と自然とのふれあいの場

村内には、宮ヶ瀬湖畔園地をはじめ、道の駅「清川」といった観光施設のほか、キャンプ場やハイキングコースなど、豊かな自然とふれあうことのできる環境が多く整備されています。

(3) 生物多様性を活かした食文化

村内にある道の駅「清川」には、清川村で採れた新鮮な野菜が直売され、春のタケノコやフキノトウなどの山菜、5月に登場するハチミツは並べた先から売られています。清川の水で練ったパン、清川の豊かな環境で育まれた豚肉「清川恵水ポーク」、多種で豊富な露地野菜が販売されるほか、清川村の職人がつくる工芸品が並べられています。

(4) 農地及び周辺の自然環境

農業従事者の高齢化や後継者不足などにより、不耕作地が増加しています。森林の環境変化に伴い、シカやイノシシ、サルなどによる農作物への被害が増加し、農業従事者の耕作意欲が低減するという悪循環も生じています。また、ヤマビルの生息域が住宅地周辺にまで拡大し、村民の日常生活に悪影響を及ぼしています。

林業では労働力不足や労働賃金の高騰による木材の伐採・搬出費用が増大しているほか、国内の木材自給率及び価格の低下といった課題があります。

(5) アンケート調査結果から

① 自然環境に関する実感

住民（成人）を対象としたアンケート調査で、「山林など緑の豊かさ」に関する満足度をお尋ねしたところ、65.9%の方が「満足」と答え、「やや満足」を含めると9割以上の方が「満足」または「やや満足」と答えています。

このことから、清川村は、豊かな緑に囲まれた村ということが言えます。

一方で、「生物の多様性」に関する満足度は、「満足」または「やや満足」と答える方が合せて約8割みられましたが、「やや不満」や「不満」との回答も2割弱見られます。

自由記述欄にご記入いただいた回答からは、以前に比べて昆虫や川の魚が減少したといった記述や、野生生物との共存に関する課題点の指摘があり、こうしたことなどが不満につながっていると推測されます。また、自然の適切な管理が必要とする指摘も見られています。



図 3.12 山林など緑の豊かさの満足度（住民（成人））



図 3.13 生物の多様性の満足度（住民（成人））

小中学生を対象としたアンケート調査で、「動植物の種類がたくさんあると思うか」とお尋ねしたところ、71.4%の方が「そう思う」と回答しました。

一方で、「分からない」とする回答も約2割みられ、日常的に生物にふれあう機会が少ない子どももいるのではないかと考えられます。

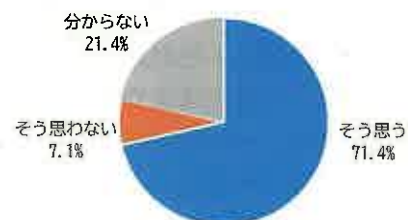


図 3.14 動植物の種類がたくさんあると思うか (小中学生)

また、別の設問で、清川村の自慢したいところについて自由記述欄にご記入いただいた回答では、多くの小中学生が「自然がいっぱいで緑が豊か」、「四季を感じるができる」、「たくさんの動物がいる」といった自然に関する記載が見られました。

そのほか、景色に関することや、食に関する記述などが見られました。

表 3.1 アンケート調査結果-清川村を自慢したいところ (小中学生)

分類	記述内容
自然に関すること (12 件)	「自然がいっぱいで緑が豊か」、「四季を感じるができる」、「たまにシカやイノシシが見える」、「たくさんの動物がいる」、「緑がきれいでたくさん植物がある」など
水の良さに関すること (4 件)	「水がおいしい」、「川の水などがきれい」など
景色に関すること (4 件)	「月が美しい」、「空が開けている」など
食に関すること (2 件)	「恵水パーク」
そのほか (6 件)	「森林組合が樹木を管理してくれること」など

② 自然環境に対する働きかけの状況

住民（成人）を対象としたアンケート調査で、「環境講座や自然体験会、農業体験などへの参加状況」をお尋ねしたところ、5.1%の方が「いつもしている」と答え、「時々している」を含めると15.8%となりました。また、「今後してみたい」とする回答も6割程度見られ、参加しやすい状況ができれば、こうした活動への参加者が増加するのではないかと考えられます。

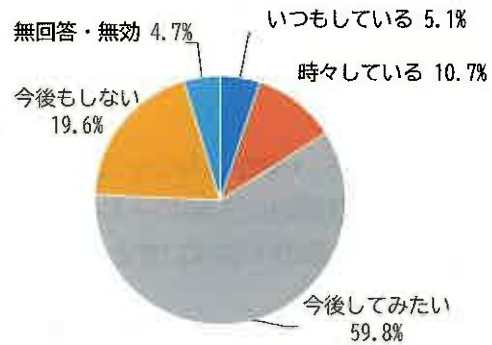


図 3.15 環境講座や自然体験会、農業体験などへの参加状況（住民（成人））

小中学生を対象としたアンケート調査で、「どのような環境問題なら知りたいと思うか」をお尋ねしたところ、約6割の方は、「生きものの生態系やつながりなどについて知りたい」と答えており、自然環境分野への強い関心がうかがえます。

事業者を対象としたアンケート調査で、「環境学習などへの協力意向」をお尋ねしたところ、約24%の事業者が「積極的に参加、協力したい」と答えています。

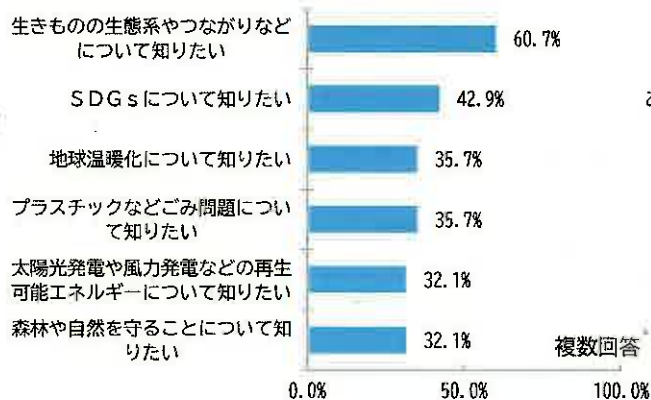


図 3.16 どのような環境問題なら知りたいと思うか（小中学生）

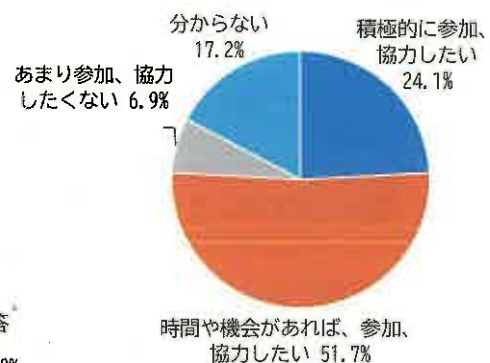


図 3.17 環境学習などへの協力意向（事業者）

これらの結果から、清川村においては、環境講座や自然体験会、農業体験などへの参加状況は高くないものの、今後については成人、子どもともに自然環境に関する学習会や自然体験活動への参加意向があり、開催に当たっては、事業者から事業活動に応じた協力が見込めると考えられます。

4. 生活環境

(1) 大気

神奈川県では、「大気汚染防止法」、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」などに基づいて、工場などから排出される大気汚染物質の濃度や総量を規制するほか、九都県市で連携して、旧式ディーゼル車の運行規制を実施するなど、自動車から排出される大気汚染物質を抑制するための取組を行っています。

大気汚染の状況を把握するための測定局は村内には設置されていませんが、近隣の相模原市津久井局、秦野市役所局での令和5(2023)年度の測定結果では、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及び微小粒子状物質(PM2.5)は、環境基準を達成していましたが、光化学オキシダントは環境基準を達成できませんでした。

① 二酸化硫黄(SO₂)

令和5(2023)年度の二酸化硫黄測定結果は、相模原市津久井局では、日平均値の2%除外値が0.001ppm、年平均値が0ppm、秦野市役所局では、日平均値の2%除外値が0.003ppm、年平均値が0.002ppmとなっています。



図 3.18 二酸化硫黄の測定結果

② 二酸化窒素(NO₂)

令和5(2023)年度の二酸化窒素測定結果は、相模原市津久井局では、日平均値の98%値が0.012ppm、年平均値が0.005ppm、秦野市役所局では、日平均値の98%値が0.019ppm、年平均値が0.009ppmとなっています。

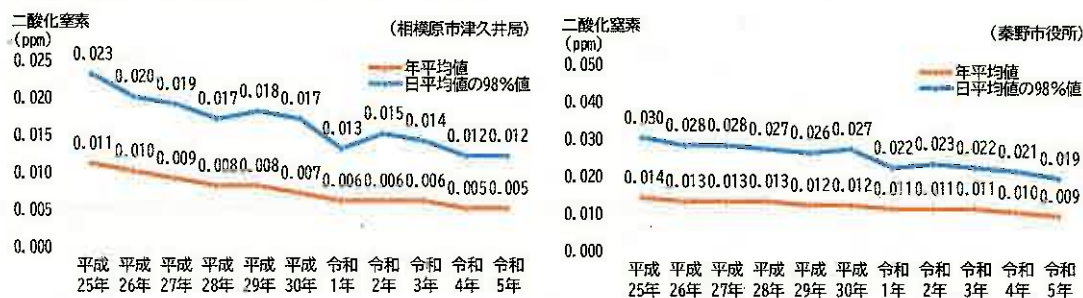


図 3.19 二酸化窒素の測定結果

③ オキシダント (Ox)

令和 5 (2023) 年度のオキシダント測定結果は、昼間の 1 時間値の年平均値が相模原市津久井局では 0.049ppm、秦野市役所局では 0.047ppm となっています。

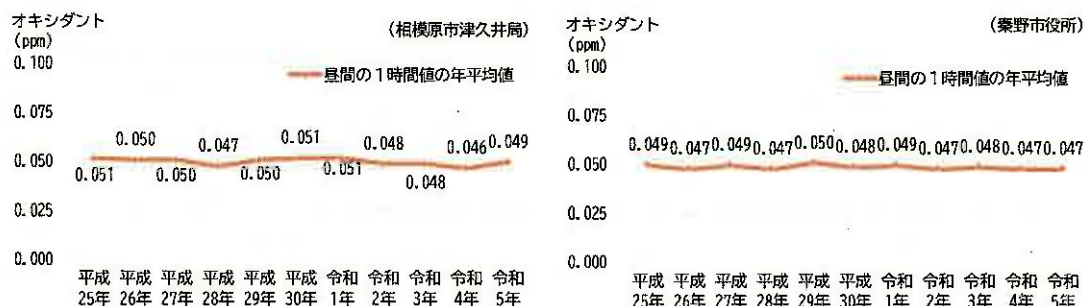


図 3.20 オキシダントの測定結果

④ 浮遊粒子状物質 (SPM)

令和 5 (2023) 年度の浮遊粒子状物質測定結果は、相模原市津久井局では、日平均値の 2%除外値が 0.032 mg/m³、年平均値が 0.012 mg/m³、秦野市役所局では、日平均値の 2%除外値が 0.026 mg/m³、年平均値が 0.012 mg/m³となっています。



図 3.21 浮遊粒子状物質の測定結果

⑤ 微小粒子状物質 (PM_{2.5})

令和 5 (2023) 年度の微小粒子状物質測定結果は、相模原市津久井局では、日平均値の 98%値が 20.1 μg/m³、年平均値が 8.0 μg/m³、秦野市役所局では、日平均値の 98%値が 18.9 μg/m³、年平均値が 8.6 μg/m³となっています。

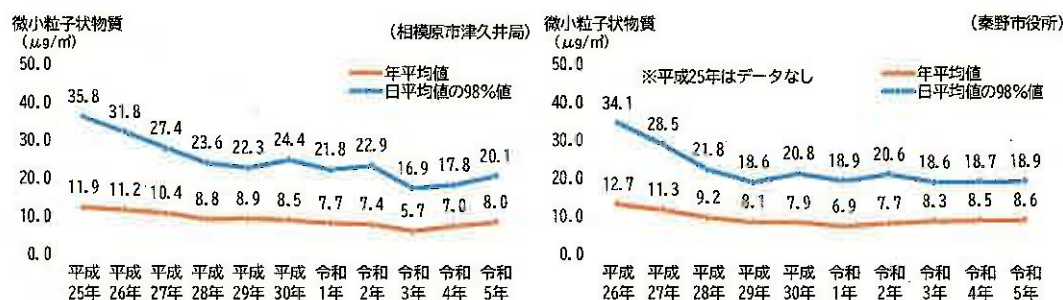


図 3.22 二酸化窒素の測定結果

(2) 宮ヶ瀬湖（宮ヶ瀬ダム）

宮ヶ瀬ダムは、横浜市や川崎市も含む神奈川県下 16 市 5 町に水道水を供給しており、相模川との合流点の下流域で取水する水の量は、1 日最大 130 万 m^3 となっています。

給水区域は、神奈川県約 2/3 の地域で、県内の多くの家庭や事業所が、この水を毎日の暮らしに使っており、神奈川県の水がめとして、重要な役目を果たしています。



図 3.23 宮ヶ瀬ダムの給水区域
(出典：国土交通省相模川水系広域ダム管理事務所 HP)

(3) 村営水道

清川村の水道は、中津川起点部を水源とする簡易水道事業により村内に配水しています。

神奈川県では、県内の主要な水道水源において水質基準などに係る水質の監視を体系的・組織的に実施し、将来の水道水質管理に反映させていくため、「神奈川県水道水質管理計画」（平成 28 年 3 月策定）に基づき、清川村の塩水水源においても水質監視が行われており、安全性が確認されています。

水質監視項目には、近年問題となっている PFOS 及び PF0A の検査項目もあり、令和 7（2025）年 6 月に塩水川水源で実施された調査では、定量下限値未満の結果となっています。なお、定量下限値とは、水質検査に使用している分析機器で正確に測定できる限界の値のことになります。PFOS 及び PF0A の検査結果「5ng/L 未満」の「未満」とは、5ng/L を下回っていることを表します。

PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）及び PF0A（ペルフルオロオクタン酸）：独特の性質（水や油をはじく、熱に強い、薬品に強い、光を吸収しないなど）を持ち、^{はつすい}撥水剤、表面処理剤、乳化剤、消火剤、コーティング剤などに用いられてきた化学物質です。これらの物質は、難分解性、高蓄積性、長距離移動性という性質があるため、国内で規制やリスク管理に関する取組が進められています。

(4) 下水道

清川村の下水道は、平成 9 (1997) 年 9 月 1 日に一部供用を開始し、平成 21 (2009) 年度に実施した面整備工事の完了をもって第 1 期事業計画における面整備率が 99.2% に達し、整備事業が概ね完了しました。平成 23 (2011) 年度に行った全体計画見直しにおいて、計画区域面積を 91.3ha に見直し、これにより村の下水道整備は概成しています。



図 3.24 下水道人口普及率 (%)

出典：清川村統計要覧

(5) 騒音・振動・悪臭

清川村では、騒音・振動・悪臭の苦情はほとんどありません。

防犯カメラの設置

清川村では、防犯カメラを県道沿いなどに設置し、運用しています。

赤外線機能を搭載し、夜間も撮影が可能で、24 時間作動しています。犯罪や悪質な暴走行為が発生した場合には、画像を提供するなど警察と連携を図っています。

(6) 交通

① 県道

幹線道路（県道）は、新東名高速道路や主要国道のアクセス道路として、村内に約 30 kmが整備されています。

表 3.2 県道の状況

(令和 7 年 3 月 31 日現在)

No.	路線名	村内延長	橋梁数	橋梁延長	トンネル数	トンネル延長
		m	本	m	箇所	m
1	60 号線（厚木清川）	1,782	1	12	0	0
2	64 号線（伊勢原津久井）	13,307	27	2,748	2	285
3	70 号線（秦野清川）	12,566	29	1,018	3	319.4
4	514 号線（宮ヶ瀬愛川）	2,083	7	473	3	1052.5
合 計		29,738	64	4,251	8	1,656.9

出典：清川村統計要覧

② 村道

村道は、約 7 kmが整備されています。清川村の 1 級村道、2 級村道の状況は次のとおりです。

表 3.3 村道の状況

(令和 7 年 3 月 31 日現在)

1 級		供用実道 路延長	橋梁延長	未供用 延長	総延長	舗装延長	舗装率	橋梁数
No.	路線名	m	m	m	m	m	%	本
1	谷太郎線	643.8	0.0	0.0	643.8	643.8	100.0	0
2	法論堂線	1132.2	18.9	0.0	1151.1	1151.1	100.0	3
3	金門線	559.8	0.0	0.0	559.8	559.8	100.0	0
4	清水ヶ丘外周線	599.7	0.0	0.0	599.7	599.7	100.0	0
5	水谷戸線	146.2	0.0	0.0	146.2	146.2	100.0	0
6	山岸外周線	1438.6	123.3	0.0	1561.9	1561.9	100.0	3
合 計		4520.3	142.2	0.0	4662.5	4662.5	100.0	6

2 級		供用実道 路延長	橋梁延長	未供用 延長	総延長	舗装延長	舗装率	橋梁数
No.	路線名	m	m	m	m	m	%	本
1	金門線	543.0	0.0	0.0	543.0	543.0	100.0	0
2	大塚戸線	645.1	8.5	0.0	653.6	653.6	100.0	1
3	高岸線	46.3	13.3	0.0	59.6	59.6	100.0	1
4	片原線	371.0	33.1	0.0	404.1	404.1	100.0	1
5	神野線	222.5	0.0	0.0	222.5	222.5	100.0	0
6	川柳線	219.6	0.0	0.0	219.6	219.6	100.0	0
7	柳梅線	234.4	34.0	0.0	268.4	268.4	100.0	1
8	中原線	134.4	0.0	0.0	134.4	134.4	100.0	0
9	門原線	213.9	0.0	0.0	213.9	213.9	100.0	0
合 計		2630.2	88.9	0.0	2719.1	2719.1	100.0	4

出典：清川村統計要覧

③ 交通量

県道 64 号（伊勢原津久井線）は、伊勢原市田中の国道 246 号を起点とし、厚木市や清川村を經由して、相模原市緑区青野原の国道 413 号に至る県央地域の主要な広域幹線道路です。

令和 3（2021）年度の全国道路・街路交通情勢調査、一般交通量調査結果によると、清川村煤ヶ谷での交通量は 7 時から 8 時台と 16 時から 18 時台に多く、500 台/時を超えています。

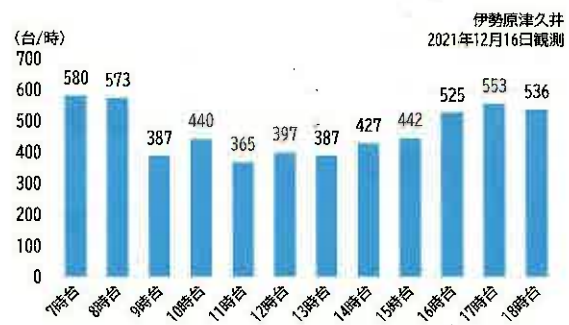


図 3.25 令和 3 年度 全国道路・街路交通情勢調査
一般交通量調査結果
（伊勢原津久井線・清川村煤ヶ谷）

出典：国土交通省

④ 自動車保有台数

村内の令和 6（2024）年の自動車保有車両数をみると、登録自動車数は 1,865 台、小型二輪 69 台で計 1,934 台となっており、減少傾向にあります。

また、軽自動車など保有台数をみると、軽自動車全体で 1,475 台となっており、増加傾向にあります。

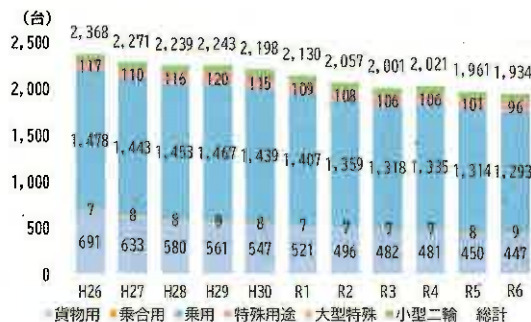


図 3.26 自動車保有車両台数の推移

出典：清川村統計要覧

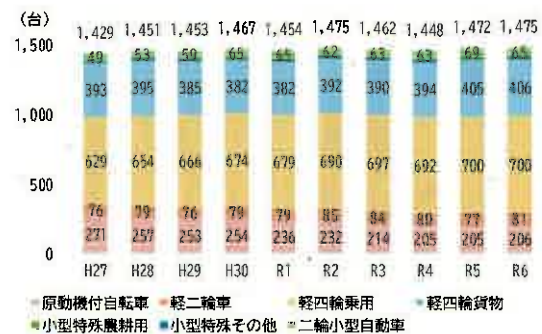


図 3.27 軽自動車など保有台数の推移

出典：清川村統計要覧

(7) アンケート調査結果から

① 生活環境に関する実感

住民（成人）を対象としたアンケート調査で、「生活環境に関する満足度」をお尋ねしたところ、「満足」と「やや満足」をあわせた数値でみると、「空気がきれい」や「川や水辺、水がきれい」では約 9 割の方が「満足」、「やや満足」と答えています。

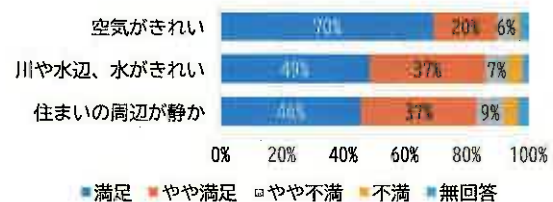


図 3.28 住まい周辺の環境をどのように感じているか（住民（成人））

また、自由記述欄の回答には、事業者からの排水を憂慮する指摘や、水質の定期的な検査と結果についての広報を希望する意見が見られます。

「住まいの周辺が静か」では、「満足」、「やや満足」と答える割合は約 8 割にとどまり、自由記述欄の回答には、自動車騒音に関する記述が複数見られており、今後の課題といえます。

小中学生を対象としたアンケート調査では、「空気がきれい」については 93%が「そう思う」と答えています。また、「川や水辺、水がきれい」、「住まいの周辺が静か」については、6 割前後が「そう思う」と答えています。



図 3.29 住まい周辺の環境をどのように感じているか（小中学生）

② 生活環境への働きかけの状況

住民（成人）を対象としたアンケート調査で、「生活環境に関する取組状況」をお尋ねしたところ、エコドライブに関して 45.8%が「いつもしている」と答えています。また、生活騒音の近隣への配慮に関しては 71.0%が「いつもしている」と答えています。

このように、清川村では生活環境に配慮した生活が行われているものの、取組の余地はまだあると考えられることから、引き続き啓発が必要と考えられます。

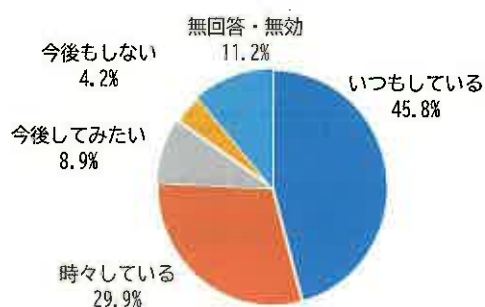


図 3.30 環境にやさしいエコドライブを心がけている（住民（成人））



図 3.31 生活騒音など近隣へ配慮している（住民（成人））

5. 廃棄物

(1) ごみ排出量の推移

令和 6 (2024) 年のごみ総排出量は、894t となっています。平成 27 (2005) 年以降減少傾向を示しています。

令和 6 (2024) 年の資源化率は 28.1% となっており、平成 27 (2015) 年以降ほぼ横ばいで推移しています。



図 3.32 村内のごみの総排出量と資源化率の推移

出典：清川村統計要覧

生活系ごみの 1 人 1 日当たりのごみの排出量は、平成 30 (2018) 年以降横ばいで推移しています。

令和 5 (2023) 年の生活系ごみの 1 人 1 日当たりのごみの排出量は、766g/人日となっており、平成 25 (2013) 年と比較して 169g/人日減少しています。

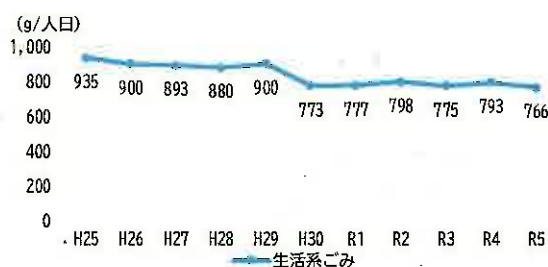


図 3.33 1 人 1 日当たりの排出量

出典：一般廃棄物処理実態調査結果 環境省

(2) ごみ組成分析

令和 6 (2024) 年のごみ質調査結果では、多い順に厨芥類 47.2%、紙類 33.2%、ビニール・合成樹脂 5.6%、プラスチック製容器包装 5.3%、布類 1.7%となっています。

また、プラスチック製容器包装の分別回収が始まった平成 24 (2012) 年のごみ質調査結果では、多い順に厨芥類 44.3%、紙類 30.0%、ビニール・合成樹脂 9.2%、プラスチック製容器包装 5.0%、布類 2.8%となっています。

令和 6 (2024) 年は、平成 24 (2012) 年と比較して、厨芥類、紙類、プラスチック製容器包装などのプラスチック類の割合が増加、布類、ビニール・合成樹脂の割合が減少しています。

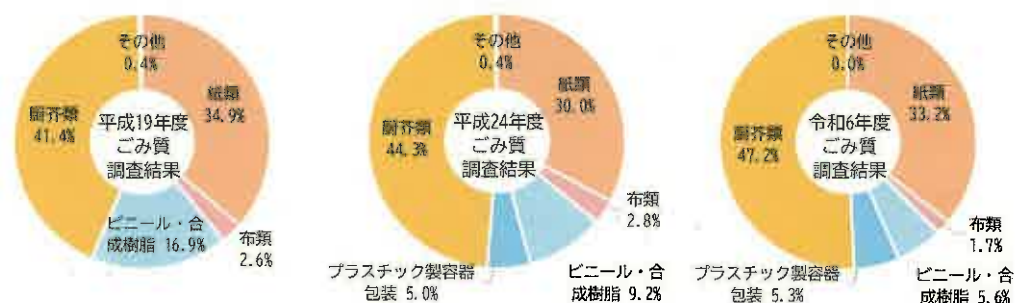


図 3.34 ごみ質調査結果

出典：清川村資料

(3) 不法投棄

令和 6（2024）年度の不法投棄件数は 10 件でした。

不法投棄件数は、平成 24（2012）年以降減少傾向にありましたが、平成 30（2018）年ごろから再び増加傾向にあります。

ごみのポイ捨てや不法投棄は減少傾向であるものの、後を絶たず、景観の悪化を招いています。

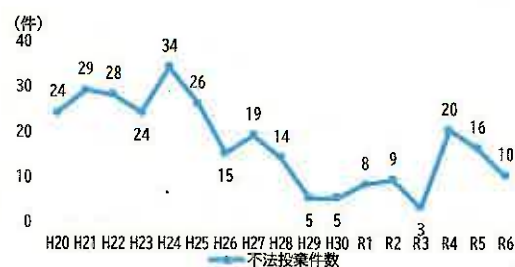


図 3.35 不法投棄件数

※村が報告を受け把握している不法投棄の件数
出典：清川村



図 3.36 道路沿いの不法投棄の状況

出典：清川村

野焼きについて

野焼き（「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」による、公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却）は、煙や悪臭による近所迷惑、ダイオキシン類や有害物質の発生、そして火災の原因にもなることから、原則として禁止されています。

また、ドラム缶による焼却や空き地、川べりなどでの、焼却設備を使わない焼却も野焼きに当たります。野焼きはやめましょう。

なお、どんど焼き、たき火、キャンプファイヤーなどの風俗習慣上の焼却や日常生活を営むうえでの軽微な焼却については、野焼きの対象外となりますが、周辺の住民の方から煙害による苦情が生じた場合は、軽微な焼却とは認められませんのでご注意ください。

(4) アンケート調査結果から

① 廃棄物に関する実感

住民（成人）を対象としたアンケート調査で、「廃棄物処理に関する満足度」をお尋ねしたところ、「ごみの分別や資源回収が整っている」ことについては、9割以上の方が「満足」、「やや満足」と答えています。

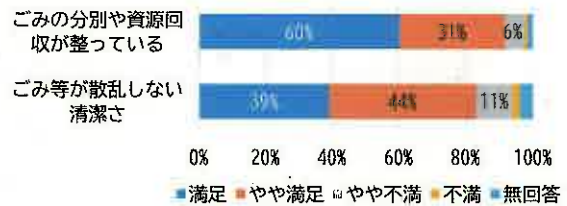


図 3.37 廃棄物処理に関する満足度（住民（成人））

同様の質問を小中学生にお尋ねした結果では、64%の方が「そう思う」と答え、約3割の方は「分からない」と回答しています。この結果から、小中学生の一部は、ごみの分別への関心が低いことがうかがえます。

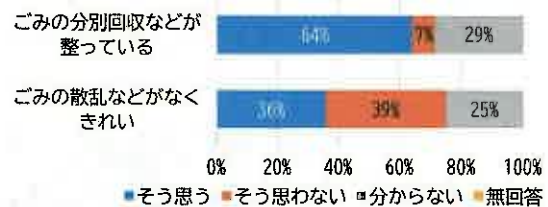


図 3.38 廃棄物処理に関する回答（小中学生）

住民（成人）対象としたアンケート調査で、「ごみなどが散乱しない清潔さに関する満足度」をお尋ねしたところ、約8割の方が「満足」、または、「やや満足」と答えています。一方で、「不満」、「やや不満」とする回答も併せて1割以上見られました。

同様の質問を小中学生にお尋ねした結果では、ごみの散乱などがなくきれいについては、「そう思う」は36%にとどまっています。

住民（成人）アンケート調査での自由記述欄には、ごみ出しマナーが一部で良くない状況が見られ、ごみの散乱に繋がっていることなどの指摘がありました。また、クリーンキャンペーンについては、地域の交流の場にもなっているとして、こうした取組を広げていければといった意見が見られました。

② 廃棄物分野への働きかけの状況

住民（成人）を対象としたアンケート調査で、「環境に関する取組」をお尋ねしたところ、「いつもしている」と答える割合は、「買い物袋を持参するなど過剰包装は断っている」の65%、「食べものを大切に、食品ロスや生ごみを減らしている」の53%、「環境ラベル商品や地場産品を使っている」の28%、「使い捨て製品はできるだけ買わない、使わない」の22%の順となっています。

買い物袋の持参はごみの散乱防止やプラスチックごみ対策に、食品ロスの削減はごみの減量に、環境ラベル商品の使用や使い捨て製品の抑制はリサイクルの促進やごみの減量に役立つ取組です。アンケートの結果から、どの取組も改善の余地があると考えられます。

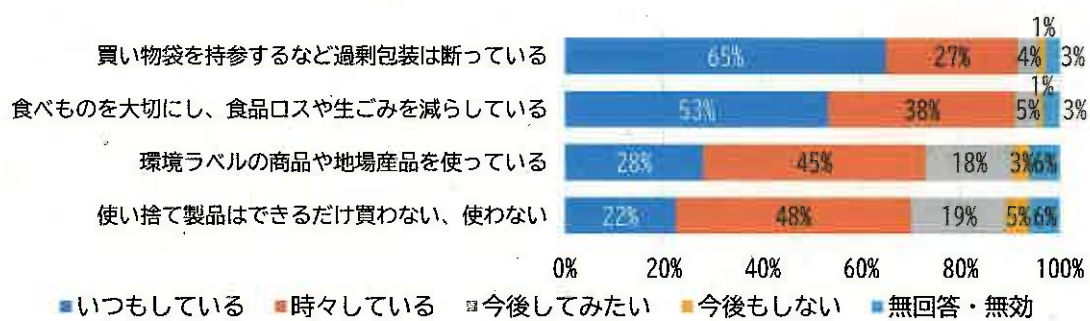


図 3.39 環境に関する取組（住民（成人））

次に、小中学生を対象としたアンケート調査で、「環境を守ることにつながる行動」についてお尋ねしたところ、「食事は残さず食べるよう心がけている」については 75% が取り組んでいると答えています。一方で、「家でごみを分別して出すことを手伝っている」や、「自分から進んでごみを拾っている」など、改善の余地のある取組も見られます。

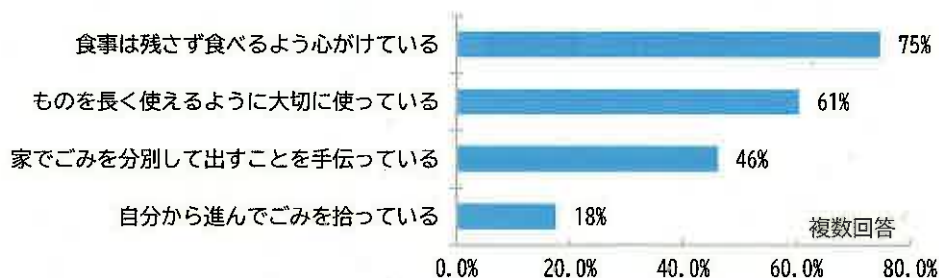


図 3.40 環境を守ることにつながる行動（小中学生）

事業者を対象としたアンケート調査で、「環境に関する取組」をお尋ねしたところ、「食品ロスや生ごみを減らしている」、「過剰包装は断っている」、「使い捨て製品はできるだけ買わない、使わない」、「グリーン購入を実施している」の項目で、「いつもしている」割合が 7～28% となっており、改善の余地があると考えられます。

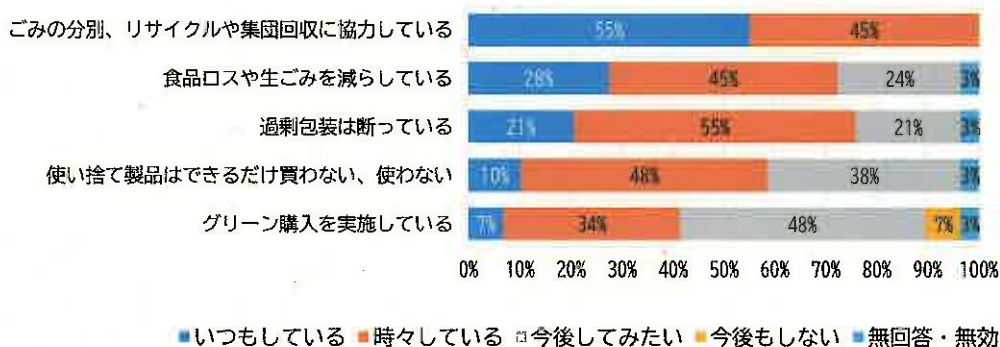


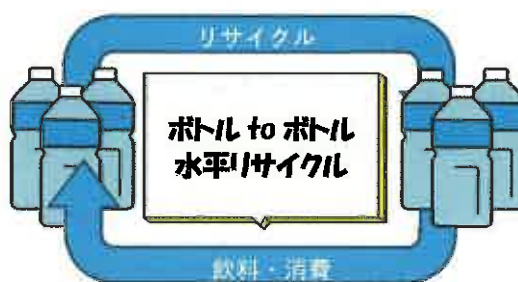
図 3.41 環境に関する取組（事業者）

B to B の取組について

使用済みペットボトルを新たなペットボトルに再生することを「ボトル to ボトル」水平リサイクルといい、ペットボトルを資源として何度も循環することができ、新規化石由来原料の使用量削減と CO₂ 排出量の削減に寄与することが可能となります。

メカニカルリサイクル※による「ボトル to ボトル」水平リサイクルは環境負荷（原料調達からプリフォーム製造までの工程における CO₂ 排出量）が最も少ないリサイクル手法であり、清川村では民間企業と協働で「ボトル to ボトル」水平リサイクルを推進しています。

※メカニカルリサイクル：マテリアルリサイクル（使用済みのペットボトルを粉砕・洗浄などの処理を行い、再びペットボトルの原料とすること）で得られた再生樹脂をさらに高温・減圧下で一定時間の処理を行い、再生材中の不純物を除去し、飲料容器に適した品質の PET 樹脂にする方法



6. 地球環境（気候変動）

（1）気温の状況

清川村で観測された平均気温は上昇傾向となっています。

令和 6（2024）年の平均気温は、16.1℃となっており、平成 12（2000）年の 14.5℃から 1.6℃上昇しています。



図 3.42 気温の推移

資料：清川村

（2）温室効果ガス排出量

① 温室効果ガスの部門別割合

令和 4（2022）年度の清川村の温室効果ガス排出量の部門別割合は、産業部門の 45.1% が最も大きく、次いで運輸部門の 29.8%、業務その他部門の 13.2%、家庭部門の 11.9% となっています。

全国や神奈川県全体に比べて運輸部門の割合が高いことが特徴です。

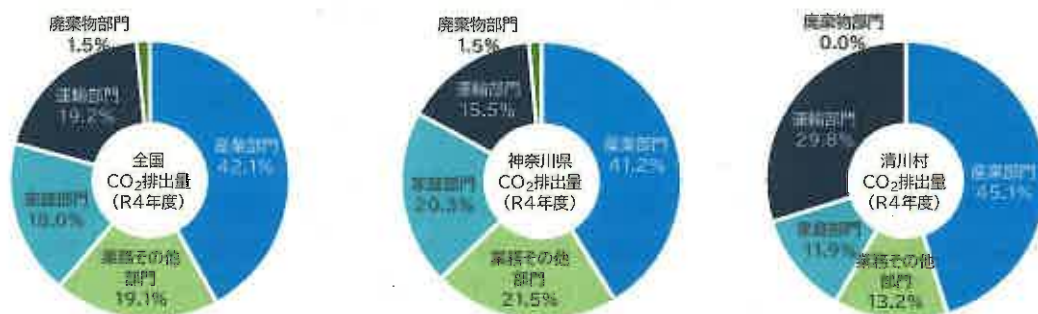


図 3.43 排出部門別割合

出典：環境省自治体排出量カルテ

② 温室効果ガス排出量の推移

清川村における令和 4（2022）年度の温室効果ガス排出量は 26.6 千 t-CO₂ で、基準年度（平成 25（2013）年度）の 35.5 千 t-CO₂ より 8.9 千 t-CO₂ 少なくなっています。

令和 4（2022）年度は、全部門合計で、基準年度（平成 25（2013）年度）に比べて 25.1%減となっています。

基準年度からの削減率が高い部門別順に、業務その他部門 40.3%減、運輸部門 25.5%減、産業部門 21.0%減、家庭部門 16.6%減となっています。

t-CO₂：温室効果ガスの排出量を表す単位で、二酸化炭素換算の重量を表します。



図 3.44 温室効果ガス排出量の推移

出典：環境省自治体排出量カルテ

(3) 森林吸収

森林整備などにより森林を管理することで吸収された温室効果ガスの量を認証する国の制度を活用し、クレジットとして売却することで、森林整備などに係る財源の確保を図る試みが行われています。

清川村の行政区域面積 7,124 ヘクタールのうち、地域森林計画の対象民有林面積は 6,361.38 ヘクタールで、村の面積の約 90%を占めており、蓄積量は 1,559,764 m³を有しています。そのうち、スギを主体とした人工林の面積は 2,194.53 ヘクタールであり、人工林率 34.5%、また、その蓄積量は 897,542 m³で、ha 当たりの蓄積量は 409 m³であり、スギ・ヒノキの人工林 2,188.76 ヘクタールのうち、7 齢級以下の面積は 306.61 ヘクタール (14.0%) となっています。なお、平成 30 (2018) 年から令和 5 (2023) 年の森林による温室効果ガス吸収量は、22.5 千 t-CO₂/年でした。

このような現状から、引続き間伐を主体とした整備事業を展開し、地域に適合した育林体系と施業技術体系の確立を目指す必要があります。

(4) J-クレジット制度

J-クレジット制度とは、省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用による CO₂ などの排出削減量や、適切な森林管理による CO₂ などの吸収量を「クレジット」として国が認証する制度です。

本制度により創出されたクレジットは、経団連カーボンニュートラル行動計画の目標達成やカーボン・オフセットなど、様々な用途に活用できます。

清川村では、村有林を対象に J-クレジット制度の取組を進めています。

(5) アンケート調査結果から

① 住民（成人）のもつ気候変動に関する実感

近年、特に夏場の気温上昇が顕著で、熱中症による健康被害が懸念されています。

住民（成人）を対象としたアンケート調査で、「熱中症などからの安心さ」に関する満足度をお尋ねしたところ、約4人に1人が「やや不満」、「不満」と回答しました。この結果からも住民（成人）が熱中症などに対する危機感を持っていることがうかがえます。



図 3.45 熱中症などからの安心さの満足度（住民（成人））

また、地球の温暖化によって、気候の変化が顕著にみられるようになっており、台風被害の増大や、豪雨災害の頻度が高くなっています。

住民（成人）を対象としたアンケート調査で、「自然災害からの安心さ」に関する満足度をお尋ねしたところ、約4人に1人が「やや不満」、「不満」と回答しました。

自然災害は気象災害だけではなく、気候変動に適応できるように準備を行うことが課題といえます。



図 3.46 自然災害からの安心さの満足度（住民（成人））

自由記述欄にご記入いただいた回答には、夏場の暑さのために農作業に影響が生じていることや、生産活動に影響が出ているといった意見が見られました。

また、健康被害対策や災害への備えを公共に求める意見のほか、日陰づくりとして自宅の庭に樹木を植え始めたといった意見が見られました。

② 地球環境分野への働きかけの状況

住民（成人）を対象としたアンケート調査で、「エネルギーの有効活用に係る設備などの導入や利用」についてお尋ねしたところ、「LED 照明への切り替え」や「エネルギー消費のチェック」は半数程度が「利用している」と答える一方で、「住宅用太陽光発電設備」や、「再生可能エネルギー発電による電力の使用（購入）」では 1 割より低い値となっています。

自由記述欄で「どのようなきっかけがあれば導入しようと思うか」との問いに答えた 45 人の中で、「補助制度があれば」との回答が 12 件、「費用が確保できれば」とする回答が 12 件で、費用面が導入の支障になっていることがうかがえます。

また、「費用対効果があれば」とする回答（7 件）や、「太陽光パネルなどの使用後の廃棄問題」について言及する意見も見られました。

こうしたことから、脱炭素化に関わる設備のメリットやデメリットについての普及啓発や、費用面の課題解決策についても今後検討していく必要があります。

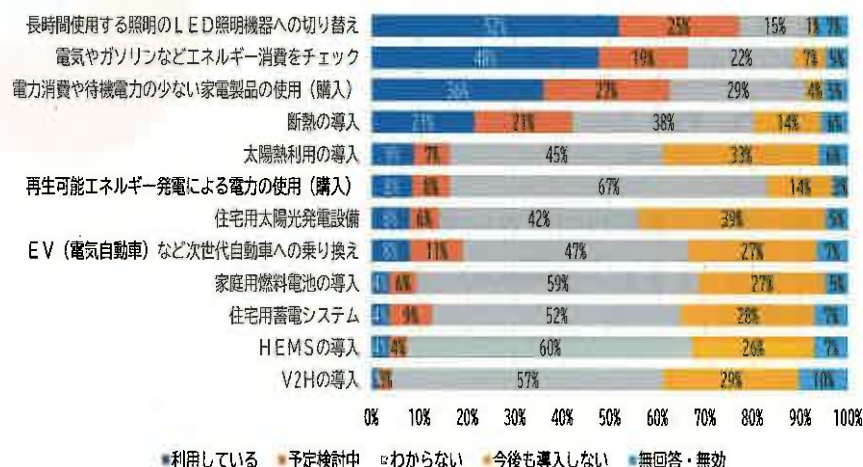


図 3.47 エネルギーの有効活用に係る設備などの導入や利用について（住民（成人））

事業者を対象としたアンケート調査で、「エネルギーの有効活用に係る設備などの導入や利用」についてお尋ねしたところ、「LED 照明などの高効率照明の導入」は 48%が「利用している」と答える一方で、そのほかの取組は 2 割程度以下の利用にとどまっています。

一方で、「利用している」と「予定検討中」という回答をあわせて概ね 5 割以上になっている取組には、「省エネ法規制による使用エネルギーの削減」、「蓄電池システムの導入」、「次世代自動車の導入」、「CO₂ 排出係数の低い電力会社の利用」などがあります。こうした導入の予定や検討を導入に向けて後押しできるように、特に小規模事業者に向けた行政による情報提供などが必要と考えられます。

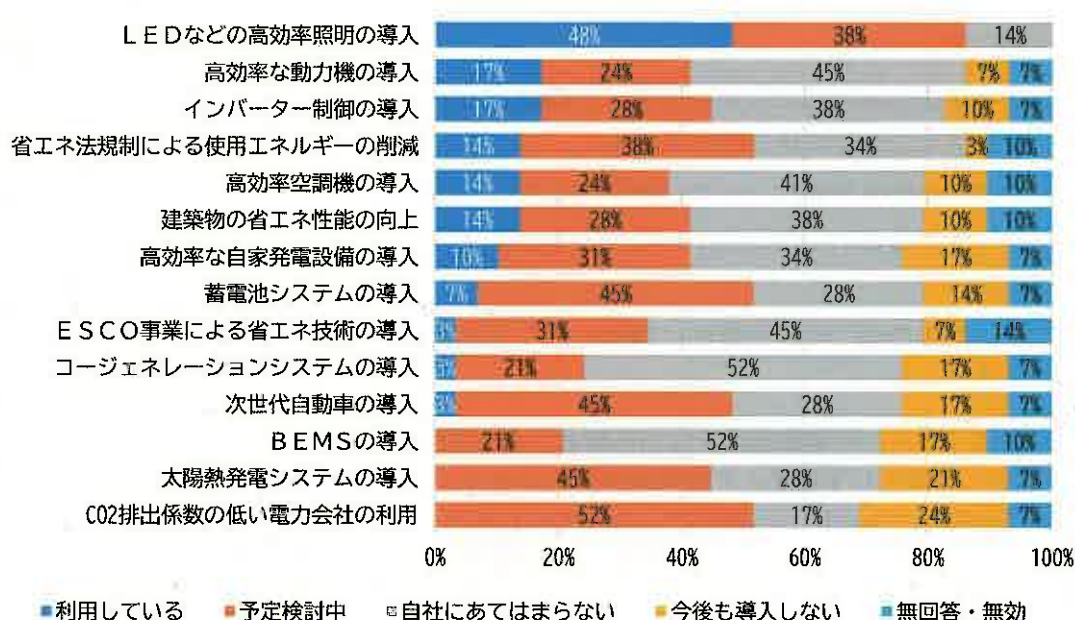


図 3.48 エネルギーの有効活用に係る設備などの導入や利用について（事業者）

第4章 清川村の環境課題、今後の方向性

1. 自然環境の保全

(1) 現状のまとめ

- 東丹沢山麓に位置する清川村は、その全域が丹沢大山国定公園及び神奈川県立丹沢大山自然公園に指定されており、日本百名山の丹沢山や札掛モミの原生林、堂平のブナ林など、美しい山並みが広がっています。
- アンケート調査の結果、清川村は、住民（成人）からも緑豊かな村と評価されています。
- 小中学生も清川村の自然の豊かさを認識しており、特に自然の豊かさについて誇りを持っていることがうかがえます。
- 村内の生物多様性についての満足度は高い一方で、以前に比べて昆虫や川の魚が減少しているといった意見や、野生生物との共存が課題であるとの指摘も見られました。
- 小中学生の中には、日常的に自然にふれあう機会が少ない子どももいる可能性があります。
- 住民（成人）の環境講座や自然体験会への参加は、「いつもしている」人は5.1%と少なく、「時々している」との回答を合わせても15%程度にとどまっています。しかし「今後してみたい」と考えている人は約6割おり、参加しやすい環境を整えば、参加者が増える可能性があります。
- 小中学生は、生態系や生きもののつながりなど、自然環境に関する学習への関心が非常に高いことがわかりました。
- 事業者では、事業活動で得た環境に関する知識や技術を地域に還元したいと考えている事業者が存在します。

(2) 今後の方向性

住民（成人）を対象としたアンケート調査で、「今後、自然環境の保全・活用に向けて清川村が取り組むべきこと」をお尋ねしたところ、「農地や山林の保全と活用」と答える割合が最も多く、6割強見られました。

また、「水源水（清流）の保全と活用」についても6割弱が取り組んでいくべきとしています。

日本国内では、農地や森林、干潟などが減少しているほか、農地や水路・ため池などの人間の働きかけを通じて形成されてきた自然環境が喪失・劣化して、その環境に生息・生育する生物の種類や個体数が減少傾向にあります。

こうした中で、豊かな自然が残される清川村において、村民、事業者、滞在者及び村が協働して農地や自然環境に関する理解を深め、住宅地周辺の環境保全活動を行い、よりよい自然環境を創出していくことが課題といえます。また、豊かな自然を生かして、子どもたちに関心の高い自然環境に関する環境学習を進めていく村独自の取組も望まれます。

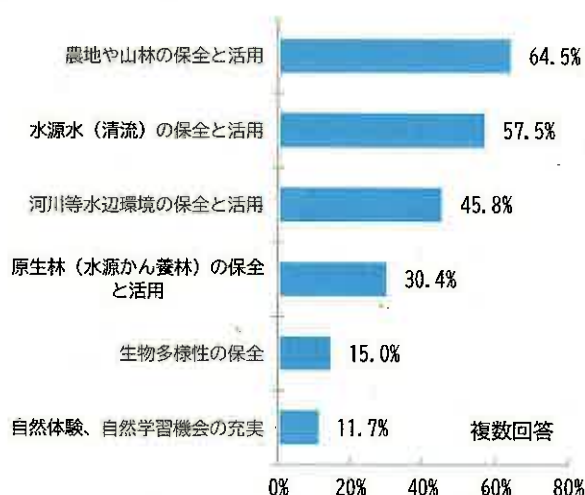


図 4.1 自然環境の保全・活用に向けて清川村が取り組むべきこと（住民（成人））

2. 生活環境の保全

(1) 現状のまとめ

- 宮ヶ瀬湖は、神奈川県下 16 市 5 町に水道水を供給する神奈川県の「水がめ」です。
- 清川村の水道は、中津川起点部を水源とする簡易水道事業により村内に配水しており、塩水水源において行われた調査で安全性が確認されています。
- 大気環境について、近隣の相模原市津久井局、秦野市役所局での令和 5（2023）年度の測定結果では、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、一酸化炭素及び微小粒子状物質（PM2.5）は、環境基準を達成していました。しかし、光化学オキシダントは環境基準を達成していませんでした。
- アンケート調査では、住まいの周辺の空気と水のきれいさについて高い満足度が示される一方で、一部からは、事業者からの排水に対する懸念や、PFAS（有機フッ素化合物）などに対する懸念が示されています。
- 村内の幹線道路（県道）は、新東名高速道路や主要国道のアクセス道路として機能し

ており、通勤・通学時や休日の交通量が多くなります。住民（成人）、小中学生を対象としたアンケート調査では、空気や水に比べると「静けさ」に対する満足度は、やや低い傾向が見られ、特に自動車騒音に関する不満が見られました。

（２）今後の方向性

住民（成人）を対象としたアンケート調査で、「今後、生活環境の保全に向けて清川村が取り組むべきこと」をお尋ねしたところ、「鳥獣被害対策」を要望する回答が半数以上見られました。次いで、「騒音、振動や悪臭の防止」となっています。

日本国内では、プラスチックごみや化学物質などによる環境の汚染が深刻な問題となっています。

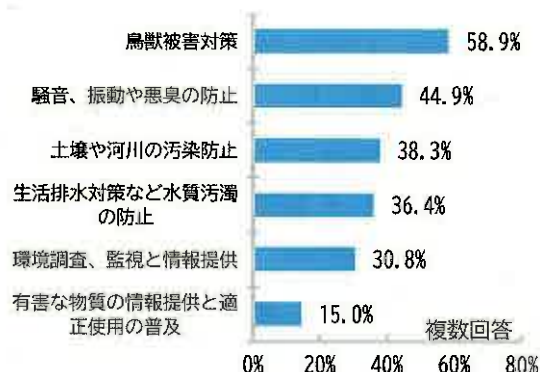


図 4.2 生活環境の保全に向けて清川村が取り組むべきこと（住民（成人））

こうした中で、神奈川県の水源でもある清川村の水環境を保全するためには、生活排水や事業所からの排水による水質汚濁を防ぐ対策を村民、事業者、滞在者及び村が協力して取り組んでいく必要があります。

また、道路騒音の低減については、道路改良などの対策も有効であるため、県道の改修を神奈川県に要請するとともに、必要に応じて村道を改修していくことも必要です。

さらに、プラスチックごみ対策として、日常生活や事業活動においてプラスチック製品の削減や資源化を行っていくことも必要です。

3. 廃棄物対策

(1) 現状のまとめ

- 住民（成人）を対象としたアンケート調査で、「ごみの分別や資源回収が整っている」ことについての満足度をお尋ねしたところ、9割以上が「満足」、「やや満足」と回答しました。一方、小中学生の回答では3割が「わからない」と答えており、ごみ分別への関心の低さが浮き彫りになっています。
- ごみなどが散乱しない清潔さについては、住民（成人）の8割が「満足」、「やや満足」と回答しました。しかし、不法投棄やごみステーションでのマナー違反によるごみの散乱が課題として指摘されています。
- 住民（成人）を対象としたアンケート調査で、「環境に関する取組状況」をお尋ねしたところ、「いつもしている」と答える割合は、「買い物袋を持参するなど過剰包装は断っている」の65%、「食品ロスや生ごみを減らしている」の53%、「環境ラベル製品や地場産品を使っている」の28%、「使い捨て製品はできるだけ買わない、使わない」の22%という結果となっており、更なる普及啓発が必要です。
- 小中学生では、ごみの分別の手伝いや、ごみを拾うといった行動は、成人に比べて改善の余地があると考えられます。
- 事業者では、過剰包装の削減、食品ロス削減など、環境に配慮した行動は、まだ十分とは言えません。

(2) 今後の方向性

住民（成人）を対象としたアンケート調査で、「今後、ごみの減量化・資源化、適正処理に向けて清川村が優先的に取り組むべきこと」をお尋ねしたところ、「不法投棄の防止」とする回答が約5割見られました。また、「ポイ捨て防止、環境美化の推進」への要望も高く、行政による取組を強化する必要があります。

アンケート調査からは、小中学生のごみの分別の手伝いの頻度が低いことがうかがえ、環境教育を充実していくことも必要です。

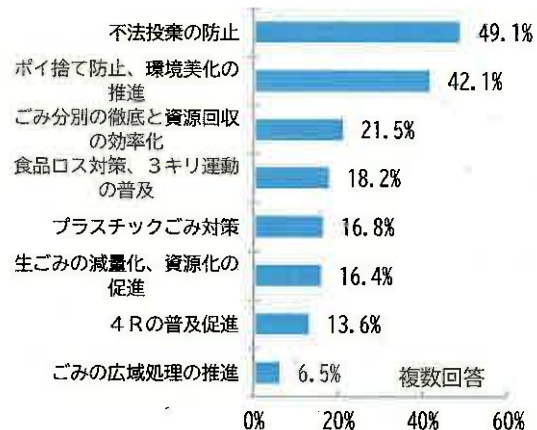


図 4.3 ごみの減量化・資源化、適正処理に向けて清川村が優先的に取り組むべきこと（住民（成人））

事業者が過剰包装の削減、食品ロス削減など、環境に配慮した行動を行っていくためには、消費者の理解が不可欠です。このため、村民、事業者、滞在者及び村も環境に配慮した消費行動を行っていくことが必要です。

4. 温室効果ガスの削減

(1) 現状のまとめ

- 令和 6（2024）年の世界の平均気温は、産業革命前より 1.55℃上昇し、観測史上最高を記録しました。日本においても、令和 6（2024）年に東日本で観測史上最高気温を記録されています。こうした地球規模の温暖化の要因として、「人間活動が主に温室効果ガスの排出を通して地球温暖化を引き起こしてきたことは疑う余地がない」とされています。
- 対策として、国では令和 2（2020）年に、2050 年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにする「2050 年カーボンニュートラル」を宣言するとともに、令和 12（2030）年度において、温室効果ガス 46%削減（平成 25（2013）年度比）を目指すこと、さらに 50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明しています。
- 住民（成人）のアンケート調査では、特に夏場の気温上昇による熱中症リスクの高まりを強く感じており、安心感が低い状況がうかがえました。
- 台風や豪雨などの自然災害の増加を危惧し、安心感が低いと回答する住民（成人）が一定数いることが分かりました。
- 農業やその他の生産活動においても、気候変動による影響が出ているという声も上がっています。
- 住民（成人）と事業者の取組では、LED 照明への切り替えは進んでいるものの、脱炭素化に有効な太陽光発電など再生可能エネルギーの利用は進んでいません。その要因として、特に費用面を課題とする意見が多数あり、設備の寿命や廃棄に関する不安も指摘されていました。

(2) 今後の方向性

住民（成人）を対象としたアンケート調査で、「今後、地球温暖化対策の推進に向けて清川村が優先的に取り組むべきこと」をお尋ねしたところ、「気候変動への適応策の推進」が最も多く、住民（成人）の気候変動に対する懸念が反映された結果となりました。

次いで、「再生可能エネルギー活用の促進」など、脱炭素化に向けた取組を求める意見が多く上がっています。



図 4.4 地球温暖化対策の推進に向けて清川村が優先的に取り組むべきこと（住民（成人））

今後は、気候変動の影響や対策に関する情報を、住民（成人）や事業者にわかりやすく提供することが重要です。

また、温室効果ガスの排出を抑制する対策に加えて、すでに起こりつつある気候変動の影響を低減する対策も必要です。

さらに、住民（成人）や事業者が太陽光発電などの導入を行いやすい方策を検討することや、森林を二酸化炭素の吸収源として機能させるために適切な管理を行うことも必要です。

（３）温室効果ガス排出量の将来推計

清川村の将来的に見込まれる温室効果ガスの排出状況を考慮するために、現状の対策を継続し、今後、追加的な対策を見込まないまま推移した場合（現状趨勢（BAU）ケース）の温室効果ガス排出量を推計しました。

令和 12（2030）年度における現状趨勢ケースの温室効果ガス排出量は 12.3 千 t-CO₂ となり、基準年度である平成 25（2013）年度と比較して 27%の削減が見込まれます。さらに削減量を増やすために村や村民、事業者、滞在者がそれぞれ主体となって後述の取組を進める必要があります。

表 4.1 温室効果ガス排出量の将来推計結果（現状趨勢（BAU）ケース）

単位：千 t-CO₂

部門 \ 年度		2013 年度 基準年度 実績値	2022 年度 現状年度 実績値	2030 年度 目標年度 BAU 推計値
産業部門	製造業	11.3	7.9	8.1
	建設業	0.3	0.3	0.3
	農業	3.7	3.8	3.8
	小計	15.2	12.0	12.1
業務その他部門		5.9	3.5	3.5
家庭部門		3.8	3.2	2.8
運輸部門	自動車	10.4	7.8	7.3
	鉄道	0.2	0.2	0.2
	小計	10.6	7.9	7.5
合計		35.5	26.6	25.9
森林吸収量※2		-13.6	-13.6	-13.6
合計（吸収量含む）		21.9	13.0	12.3
削減量（基準年度比）		—	-8.9	-9.6
削減率（基準年度比）		—	-25%	-27%

※1 端数処理により合計値と一致しない場合があります。

※2 森林吸収量(22.5 千 t-CO₂/年)は変動しないものとして推計しました。また、森林吸収量は令和 8(2026) 年度から令和 23 (2041) 年度の J-クレジット合計 8.9 千 t-CO₂を除いています。

5. 住民の意識

(1) 現状のまとめ

○住民（成人）を対象としたアンケート調査で、「今後、環境情報、環境学習、環境保全活動などに向けて清川村が優先的に取り組むべきこと」をお尋ねしたところ、「子どもの環境教育、体験学習の推進」が最も多く 50.5%となりました。

○次いで、「環境に関する分かりやすい情報の提供」が 47.7%となっています。

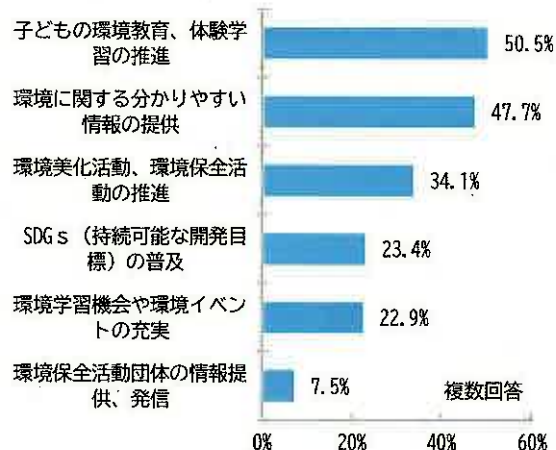


図 4.5 環境情報、環境学習、環境保全活動など
に向けて清川村が優先的に取り組むべきこと
(住民（成人）)

(2) 今後の方向性

清川村では、民間事業者との協定に基づき、小学校などへの出前授業(環境学習)を実施するなど、今後も事業者の支援も得ながら子どもを含む村民の環境学習を進めていくことが必要です。

また、村の土地利用の特徴を生かして、林業体験や農業体験を通して環境を学ぶことができる取組なども考えられます。

第5章 望ましい環境像・計画の基本方針

「望ましい環境像」とは、村民、事業者、滞在者及び村が、共通の目標として目指すべき村の姿を示すものです。

清川村の「望ましい環境像」は、次のとおりとします。

清川村の望ましい環境像

清川村に関わる全ての人々が協働して、恵み豊かな環境の保全及び創造を図り、人と自然がともに生きる村づくり、そして環境への負荷が少ない、持続的に発展していく村「きよかわ」を目指します。

第6章 環境分野別の施策、各主体の取組など

施策体系

環境分野ごとの取組	取組テーマ	施策項目
自然環境	環境共生の むらづくり	(1) 水源の森の保全と活用
		(2) 集落周辺の農地や山林の保全と活用
		(3) 河川と湖の保全と活用
生活環境	快適な 生活環境づくり	(1) 大気環境の保全
		(2) 水環境の保全
		(3) 騒音・振動・悪臭対策
		(4) 化学物質などからのリスク低減
廃棄物	資源循環型 社会づくり	(1) ごみの資源化・減量化の促進
		(2) 安定的なごみ処理体制の確立
		(3) 環境美化の促進
地球環境	脱炭素型 社会づくり	(1) 省エネルギー対策
		(2) 人流・物流のゼロカーボン化
		(3) 再生可能エネルギーの導入促進・利用拡大
		(4) 吸収源対策
		(5) 適応策の実施
環境学習・協働の 取組	環境の取組への 参画と協働	(1) 環境学習の推進
		(2) 協働の取組の推進
		(3) 情報発信・共有の促進

環境分野ごとの取組

1. 自然環境分野の取組 ～環境共生のむらづくり～

東丹沢山麓に位置する清川村には、日本百名山の丹沢山をはじめ、札掛モミの原生林や堂平のブナ林など、美しい山並みが広がっています。

アンケート調査の結果、村内の生物多様性について満足度は高い一方で、以前に比べて昆虫や川の魚が減少しているといった意見や、野生生物との共存が課題であるとの指摘も見られました。

今後は、村民、事業者、滞在者及び村が協働し、清川村の豊かな自然環境への理解を深め、生物多様性の維持向上を図るとともに、村ならではの付加価値のある農林生産物の創出を目指します。

(1) 森林エリアの保全と活用

① 森林エリアの維持・保全

- ・森林整備にあたっては、生物多様性の保全にとどまらず、自然レクリエーションの場の創出、山地災害の防止、二酸化炭素吸収源など、多面的機能が総合的かつ高度に発揮させるように、適切な森林施業を実施し、健全な森林資源の維持・保全を図ります。
- ・村民や、事業者と連携した森林資源の維持管理・保全を図ります。
- ・ブナ林の立ち枯れやニホンジカの採食による自然植生の衰退、土壌流出などの自然環境の劣化からの再生を図ります。
- ・神奈川県と連携し、ニホンジカの管理捕獲による適正管理を行います。
- ・村民に水源の森林エリアの神奈川県や清川村などの取組についてわかりやすく広報を行います。

② 森林の活用

- ・森林の整備で生じる間伐材の有効活用を推進します。
- ・神奈川県と連携し、登山道などの自然公園施設の適切な管理に努めます。
- ・国、県をはじめ、民間企業と連携し、事業活動として実施する自然観察会やグリーンツーリズムなどを活用し、村民、事業者あるいは滞在者が自然を体験すること、また、自然を身近に感じる機会の創出に努めます。

(2) 集落周辺の農地や山林の保全と活用

① 野生鳥獣との共存

- ・野生鳥獣による農林産物の食害、家屋侵入などの生活被害、人への威嚇などの対策として、神奈川県や県猟友会清川支部などと連携し、「清川村鳥獣被害防止計画」に基づき、適正な個体数管理を行うとともに、駆除体制の強化を図ります。
- ・野生鳥獣による農産物などに対する被害の防止を図るため、被害防止柵などの設置に要する経費の支援等を行います。
- ・村民に危害を及ぼすおそれがある蜂の巣の駆除に対する支援等を行います。
- ・ヤマビル対策の推進としてヤマビルによる吸血被害を防ぐため、殺ヒル剤及びヒルよけ剤を有償頒布します。

② 農地・里山の保全、農林業の振興

- ・関係機関と連携し、農地の流動化や不耕作地の活用を推進するとともに、お茶や野菜などの農作物や豚肉など清川村で生産される作物の加工・製造・販売を一体的に進め、村ならではの付加価値を創出します。
- ・清川村で収穫された農作物や生産された商品の販路拡大に向け、村の農産物直売の拠点でもある道の駅「清川」をはじめ、出荷環境の整備を進めるとともに、食育や観光と連携した地場産品の消費拡大を推進します。
- ・清川村産の商品を「きよかわブランド」として認定することで付加価値を高めます。
- ・農林業・商工業をはじめ、近隣の大学や関連団体との連携を強化し、村内の事業者の協力のもと、「きよかわブランド」となる新たな特産品を開発し、ふるさと納税の返礼品に活用するなど、新たな魅力の創出を図り、観光振興を一体的に推進します。
- ・村民・事業者が主体的に取組を進めることができる仕組みづくりを図ります。

(3) 河川と湖の保全と活用

- ・生きものに配慮した多自然川づくり、水域の生態系保全、外来魚対策などに関する調査・研究情報の収集に努めるとともに、それらの情報を村民や事業者、滞在者に発信します。
- ・地球温暖化対策の一環として、国土交通省相模川水系広域ダム管理事務所と連携し、宮ヶ瀬湖に流れ着いた流木を木質バイオマスストーブなどの薪材としての活用促進を図ります。

◎ 自然環境分野における村、村民、事業者、滞在者の取組

主体	具体的な取組
村	・村民に水源の森の環境や神奈川県や清川村などの取組についてわかりやすく広報を行います。 ・「清川村鳥獣被害防止計画」を推進し、適正な個体数管理を行うとともに、猟友会などの関係団体と連携し、駆除体制の強化を促進します。 ・関係機関と連携し、農地の流動化や不耕作地の活用を推進するとともに、お茶や野菜などの農作物や豚肉など清川村で生産される作物の加工・製造・販売を一体的に進め、村ならではの付加価値を創出します。 ・生きものに配慮した多自然川づくり、水域の生態系保全、外来魚対策などに関する調査・研究情報の収集に努めるとともに、それらの情報を村民や事業者、滞在者に発信します。
村民	・自然環境の状態や、清川村が発信する自然環境の情報に関心を持ちます。 ・自然観察会やグリーンツーリズムへの参加を検討します。 ・村などが呼び掛ける森林の整備活動に参加します。 ・「清川村鳥獣被害防止計画」など清川村の取組に関心を持ちます。 ・村内の農林産物を使用し、清川村の環境保全に協力します。 ・農地の有効活用や農業振興のため、援農ボランティアに参加します。 ・清川村が発信する自然環境の情報に関心を持ち、村の良さを発信することで村の自然に関心を持つ人の輪を広げていきます。
事業者	・自然環境の状態や、清川村が発信する自然環境の情報に関心を持ち、協力できることがあれば取組を進めていきます。 ・「清川村鳥獣被害防止計画」など清川村の取組に関心を持ちます。 ・地場産物を使った加工製造・販売を積極的に行います。 ・清川村が発信する環境に関する情報を事業活動に活かすことができるかどうか検討を行います。
滞在者	・自然観察会やグリーンツーリズムへの参加を検討します。 ・村内の農林産物を購入し、清川村の環境保全に協力します。

2. 生活環境分野の取組 ～快適な生活環境づくり～

宮ヶ瀬湖は、神奈川県下 16 市 5 町に水道水を供給する神奈川県の「水がめ」です。

アンケート調査では、住まいの周辺の空気と水のきれいさについて高い満足度が示される一方で、一部からは、事業者からの排水に対する懸念や、PFAS（有機フッ素化合物）などに対する懸念が示されています。また、空気や水に比べると「静けさ」に対する満足度は、やや低い傾向が見られ、特に自動車騒音に関する不満が見られました。

今後も、大気環境や水環境、騒音・振動、悪臭、有害物質の監視を継続するとともに、村民、事業者、滞在者の意識向上を図ることで神奈川県の「水がめ」としての機能維持や、村民の生活環境の維持・向上に努めます。

(1) 大気環境の保全

◎ 大気環境の維持向上に向けた取組の推進

- ・神奈川県と連携し、県道 64 号（伊勢原津久井）をはじめ、県道 60 号（厚木清川）、70 号（秦野清川）、514 号（宮ヶ瀬愛川）などの車両通行及び歩行者通行に必要な対策を進めることで、排気ガスの排出抑制、大気環境の向上につながります。
- ・神奈川県と連携し、光化学スモッグ注意報などの発令時における確実な情報伝達及び被害防止対策を講じます。
- ・電気自動車やハイブリッド車の普及を啓発します。

(2) 水環境の保全

◎ 水環境の維持向上に向けた取組の推進

- ・村内の河川の定点による水質監視を行い、村民や事業者、滞在者に結果を周知し、水質保全への協力を要請します。
- ・合併浄化槽の設置や下水道への接続を促進するために、定期的な水質分析調査（定点観測）と調査結果の公表を行います。
- ・下水処理水は、法令などの基準を遵守して適正に排水するとともに、河川環境の保全のために定期的な水質分析調査を実施します。

(3) 騒音・振動・悪臭対策

- ・防犯カメラの設置をはじめ、注意看板を設置し、マナー違反の車両への注意を促します。
- ・私有地において、景観の悪化や、悪臭、腐敗臭などが発生している場合、適切な措置を講じます。

(4) 化学物質などからのリスク低減

- ・化学物質による汚染が生じないよう、監視・調査を実施するとともに、指導を行います。
- ・村民や事業者向けに化学物質のリスク情報を提供し、適正管理を促します。

◎ 生活環境分野における村、村民、事業者、滞在者の取組

主体	具体的な取組
村	・神奈川県と連携し、光化学スモッグ注意報などの発令時における確実な情報伝達及び被害防止対策を講じます。 ・村内の河川の定点による水質監視を行うとともに村民や事業者、滞在者へ結果を周知し、水質保全への協力を要請します。 ・合併浄化槽の設置や下水道への接続を促進するために、定期的な水質分析調査（定点観測）と調査結果の公表を行います。 ・自動車、二輪車などの騒音の未然防止策も兼ねた防犯カメラの設置・運用のほか、注意看板を設置するとともに、マナー違反の車両への注意を促します。 ・村民や事業者向けに化学物質のリスク情報を提供し、適正管理を促します。
村民	・アイドリングストップや急発進をしないなど、自動車の排気ガス低減に努めます。 ・宅配荷物の受け取りに際して、あらかじめ時間を指定するなど、輸送回数の抑制に協力します。 ・合併浄化槽の設置や下水道への接続を促進します。 ・洗車時に洗剤などが河川に流れ込まないように注意します。 ・生活騒音などについて、近隣への配慮を行います。 ・化学物質による汚染防止に関心を持ちます。
事業者	・アイドリングストップや急発進をしないなど、自動車の排気ガス低減に努めます。 ・事業活動で使用する車両の点検・整備を確実にし、車両による環境負荷の低減に努めます。 ・事業用の排水が環境への負荷を与えていないか確認します。 ・事業所や現場での騒音を抑制する取組を行います。 ・化学物質による汚染防止に関心を持ち、被害を生じさせないように事業活動を実施します。
滞在者	・生活騒音などについて、近隣への配慮を行います。 ・アイドリングストップを励行します

3. 廃棄物分野の取組 ～資源循環型社会づくり～

アンケート調査の結果、「ごみの分別や資源回収が整っている」ことについての満足度をお尋ねしたところ、9割以上が「満足」、「やや満足」と回答しました。一方で、ごみの散乱がない清潔さについては、不法投棄やごみステーションでのマナー違反が指摘されています。

今後は、ごみの排出抑制や分別の徹底を図り、さらなる資源化・減量化を推進するとともに、環境に配慮した行動様式を普及させ、持続可能な循環型の村づくりを進めていきます。

(1) ごみの資源化・減量化の促進

① ごみの資源化と減量化の推進

- ・村民及び滞在者と連携し、ごみの排出抑制や分別の徹底を図り、粗大ごみの有料化を踏まえ、家庭系ごみのさらなる資源化・減量化を推進します。
- ・事業者と連携し、事業系ごみの排出抑制やさらなる資源化・減量化を進めるため、料金改定をはじめ意識啓発、周知に努めます。

② プラスチック廃棄物の削減に向けた取組の推進

- ・神奈川県の水がめとなる湖を有し、河川上流に位置する清川村の特性を踏まえ、下流域を含めて環境汚染を生じさせないように、プラスチック廃棄物などの適正管理を推進します。

③ 食品ロスの削減や資源化率の向上に向けた取組の推進

- ・フードドライブ活動に一人でも多くの方が参加することで、SDGsで掲げる「誰一人取り残さない社会」の実現に寄与するとともに、一時的に生活に困窮している方への福祉サービスの一環として村社会福祉協議会と連携を図り取り組みます。
- ・飲食に起因する伝染病、食中毒などの発生を防止し、食品衛生の向上を図るとともに、公衆衛生の発展に寄与することを目的とする厚木地区食品衛生協会の支援を行います。

(2) 安定的なごみ処理体制の確立

- ・厚木愛甲環境施設組合が整備したごみ中間処理施設（あつあいクリーンセンター）の稼働を踏まえ、ごみ質の統一化や安定的かつ確実な収集体制の構築に努めます。

(3) 環境美化の促進

- ・村内のごみ「ゼロ」を目指し、「ごみを捨てない」意識を醸成するとともに、美しい村づくりと環境づくりを推進するため、年2回(6月・10月)村民・事業者・各種団体が参加するクリーンキャンペーンを実施します。
- ・不法投棄された廃棄物を撤去し、原状回復を図るとともに、適切に運搬・処理及び最終処分を行い、美観の形成と周辺環境の保全に努めます。
- ・村内で発生した飼い主不明の犬・猫などの動物死体については、速やかに収集及び処分を行います。

◎ 廃棄物分野における村、村民、事業者、滞在者の取組

主体	具体的な取組
村	・村民・事業者と連携し、ごみの排出抑制や分別の徹底を図り、粗大ごみの有料化を踏まえ、家庭系ごみのさらなる資源化・減量化を推進します。 ・神奈川県の水がめとなる湖を有し、河川上流に位置する清川村の特性を踏まえ、下流域を含めて環境汚染を生じさせないように、プラスチック廃棄物などの適正管理を推進します。 ・フードドライブ活動に一人でも多くの方が参加することで、SDGsで掲げる「誰一人取り残さない社会」の実現に寄与するとともに、一時的に生活に困窮している方への福祉サービスの一環として村社会福祉協議会と連携を図り取り組みます。
村民	・使い捨て商品はできるだけ使いません。 ・買い物袋を持参するなど、過剰包装は断ります。 ・ごみの分別、リサイクルや集団回収に協力します。 ・不用品を交換会やインターネットサイトを利用して販売や譲渡を行います。 ・エコラベルの商品を購入することを心がけます。 ・ごみの資源化・減量化の促進に関心を持ちます。 ・食品ロスや生ごみを削減するために、買いすぎや作りすぎに注意します。 ・外食時には、食べきれなかったものは可能な範囲で持ち帰るなど、食品ロスや食品廃棄物の削減に協力します。 ・住まい周辺の清掃、落ち葉かきなどに協力します。 ・クリーンキャンペーンなどの一斉清掃に参加します。 ・不法投棄などを見つけた場合は、役場などへの通報に協力します。
事業者	・使い捨て商品はできるだけ使いません。 ・調達時に過剰包装は断るなど、グリーン購入に努めます。 ・消費者に提供するプラスチック製のフォーク、ストロー、歯ブラシ、ハンガーなどは有償にするなど削減に努めます。 ・販売時には消費者に簡易包装の理解を求めます。 ・使い捨て商品または廃棄する割合の少ない商品の製造、販売に努めます。

主体	具体的な取組
事業者	・ごみの分別、リサイクルを徹底します。 ・事業活動での食品ロスや生ごみの削減に努めます。飲食店では客の持ち帰りに可能な範囲で協力を行います。 ・事業所周辺の清掃、落ち葉かきなどに協力します。 ・クリーンキャンペーンなどの一斉清掃に参加します。
滞在者	・使い捨て商品はできるだけ使いません。 ・買い物袋を持参するなど、過剰包装は断ります。 ・ごみを持ち帰ります。

4. 地球環境分野の取組 ～脱炭素型社会づくり～

地球温暖化の影響は清川村でもすでに見られています。アンケート調査の結果、特に夏場の気温上昇による熱中症リスクの高まりを強く感じている住民が多く、台風や豪雨などの自然災害の増加を懸念し、安心感が低いと回答する意見もありました。さらに、農業やその他の生産活動にも気候変動の影響が表れているという声も上がっています。

今後は、地球温暖化の緩和策として、再生可能エネルギーの導入促進・利用拡大を進めるとともに、森林による吸収源対策の取組を進めます。また、地球温暖化の適応策として熱中症予防事業などを推進していきます。

(1) 省エネルギー対策

- ・LED化による省エネルギー対策を推進します。すでに実施済みの防犯灯、村道の道路照明灯に続いて、公共施設のLED化に努めます。

(2) 人流・物流の温室効果ガス排出量削減

- ・地球温暖化対策の一環として、自家用車の利用を抑制し、公共交通機関の利用を促進するため、通勤定期券を利用して通勤する村民に対する支援に努めます。

(3) 再生可能エネルギーの導入促進・利用拡大

- ・地球温暖化の防止及び環境保全意識の向上を図るため、住宅用スマートエネルギー設備などを導入する村民等に対する支援に努めます。
- ・再生可能エネルギー比率の高い電力の購入などについて、普及啓発に努めます。

(4) 吸収源対策

- ・清川村は90%を森林が占めるとともに、宮ヶ瀬ダム上流域に位置する水源地域であり、森林は水源涵養機能や防災、生物多様性の保全といった公益的機能に加え、地球温暖化対策における重要な二酸化炭素吸収源としての役割を担っていることから、「清川村森林整備計画」との整合性を図りつつ、森林の質的向上と健全な成長を促す施策を着実に実施することで、森林吸収量の維持・増進を推進します。
- ・村有林の適正な管理によりJ-クレジットを創出し、その収益を森林の整備・保全に還元することで温室効果ガスの吸収源としての森林機能の維持・強化、社会全体における環境負荷の軽減に寄与します。
- ・村民や事業者へ清川村の取組をわかりやすく情報として発信し、脱炭素化に向けた機運を高めます。

(5) 適応策の実施

① 気候変動対策の推進

- ・国が示す熱中症警戒情報などの運用期間（4月第4水曜日から10月第4水曜日）を熱中症予防期間と定め、重点的に熱中症対策を推進します。
- ・村民、事業者及び滞在者に対し、熱中症の危険性の「気づき」を促すため、情報収集や予防行動などの普及啓発を行います。また、特別警戒情報が発表された際は、村内8ヶ所に指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）を設置し、安全確保に努めます。

② 情報の収集、発信

- ・気候変動による農作物や畜産での被害を防止するために、神奈川県や関係機関と連携して情報を収集し、対応策について農家や事業者への情報発信に努めます。
- ・気候変動による気象災害の被害を軽減するために、各種ハザードマップについて普及啓発に努めます。
- ・気候変動による自然生態系への影響について神奈川県や関係機関と連携して情報を収集し、村民へ情報発信を行うことで、気候変動の影響についての気づきを促します。

◎ 地球環境分野における村、村民、事業者、滞在者の取組

主体	具体的な取組
村	・ 公共施設の LED 化に努め、省エネルギー対策を推進します。 ・ 地球温暖化対策の一環として、自家用車の利用を抑制し、公共交通機関の利用を促進するため、通勤定期券を利用して通勤する村民に対する支援に努めます。 ・ 再生可能エネルギー比率の高い電力の購入などについて、普及啓発に努めます。 ・ 森林整備により生じる間伐材などについて、公共施設及び地域内外での利用を促進し、木材製品としての長期利用を通じた炭素貯蔵の拡大を図ることにより、森林による吸収と木材利用による炭素固定を併せた効果的な吸収源対策を推進します。 ・ 村民や事業者に清川村の取組をわかりやすく広報し、脱炭素化に向けた機運を高めます。 ・ 村民及び観光客に対し、熱中症の危険性の「気づき」を促すため、情報収集や予防行動などの普及啓発を行います。また、特別警戒情報が発表された際は、村内 8 ヶ所に指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）を設置し、安全確保に努めます。 ・ 気候変動による気象災害の被害を軽減するために、各種ハザードマップについて村民や滞在者に対しての普及啓発を進めます。 ・ 「環境配慮型製品調達方針」（グリーン調達方針）に基づき、必要に応じて対応を進めます。
村民	・ 電気をこまめに消し、節電を心がけます。 ・ 買い替え時には省エネ型の電化製品を選択します。 ・ 環境にやさしいエコドライブを心がけます。 ・ ガソリンなどのエネルギー消費を適切に管理します。 ・ 可能な限り通勤、通学に公共交通機関を利用します。 ・ 急発進をしないなど、自動車の排気ガス低減（温室効果ガスの削減）に努めます。 ・ 待ち合わせや荷物の積み下ろしなどによる駐停車の際のアイドリングは控えます。 ・ 宅配荷物の受け取りに際して、あらかじめ時間を指定するなど、輸送回数の抑制に協力します。 ・ 住宅用太陽光発電設備、住宅用太陽熱利用設備、木質バイオマスストーブなど、脱炭素に役立つ設備や機器の使用を検討します。 ・ 再生可能エネルギーによる電力の使用を検討します。 ・ 自動車の買い替え時には、電気自動車やハイブリッド自動車などの購入を検討します。 ・ 清川村の発信する情報に注意し、熱中症を予防します。 ・ 脱炭素の取組のほか、気候変動によってどのような影響を受ける恐れがあるかなどについて清川村の発信する情報に関心を持ちます。 ・ 気候変動によって土砂災害や豪雨災害などの頻発化、激甚化の可能性があるため、日ごろからハザードマップの確認や、災害時の避難方法の確認などを行います。

主体	具体的な取組
事業者	・節水、節電を心がけます。 ・クールビズ、ウォームビズを実施します。 ・省エネ型の機器を使用するなど、エネルギー消費を適切に管理します。 ・省エネ診断を受けるなど、設備の効率的運用に努めます。 ・通勤に際して公共交通機関の利用に従業員に呼びかけます。 ・急発進をしないなど、自動車の排気ガス低減（温室効果ガスの削減）に努めます。 ・荷物の積み下ろしなどによる駐停車の際のアイドリングは控えます。 ・事業活動で使用する車両の点検・整備を確実にし、車両による環境負荷の低減（温室効果ガスの削減）に努めます。 ・太陽光発電設備、太陽熱利用設備、木質バイオマスストーブなど、脱炭素に役立つ設備や機器の使用を検討します。 ・再生可能エネルギーによる電力の使用を検討します。 ・自動車の買い替え時には、電気自動車やハイブリッド自動車などの購入を検討します。 ・清川村の発信する環境に関する情報を事業活動に活かすことができるかどうか検討を行います。 ・事業活動で従業員が熱中症などにならないように対策を行います。 ・村内で実施するイベントでの熱中症を予防するため、清川村と連携して啓発を行います。 ・気候変動によってどのような影響を受ける恐れがあるかなどについて、清川村の発信する情報に関心を持ちます。 ・気候変動によって土砂災害や豪雨災害などの頻発化、激甚化の可能性があるため、日ごろからハザードマップの確認や、災害時の避難方法の確認などを行い、従業員の安全確保や事業活動の継続のための対策を確実にします。
滞在者	・電気をこまめに消し、節電を心がけます。 ・可能な限り移動に公共交通機関を利用します。 ・気候変動によって土砂災害や豪雨災害などの頻発化、激甚化の可能性があるため、ハザードマップの確認や、災害時の避難方法の確認などを行います。

環境学習・協働の取組

5. 環境の取組への参画と協働

アンケート調査の結果、環境講座や自然体験会への参加は、「いつもしている」人は5.1%と少なく、「時々している」との回答を合わせても15%程度にとどまりました。しかし「今後してみたい」と考えている人は約6割にのぼり、参加しやすい環境が整えば、今後の参加者の増加が期待できます。

小中学生の回答からは、生態系や生きもののつながりなど、自然環境に関する学習への関心が非常に高いことがわかりました。

また、アンケートでは、「今後、環境情報、環境学習、環境保全活動などに向けて清川村が優先的に取り組むべきこと」をお尋ねしたところ、「子どもの環境教育、体験学習の推進」が最も多く50.5%、次いで「環境に関する分かりやすい情報の提供」が47.7%という結果になりました。このため、豊かな自然を生かして、子どもたちに関心の高い自然環境に関する環境学習を進めていく村独自の取組を進めていきます。

さらに、事業活動で得た環境に関する知識や技術を地域に還元したいと考える事業者がいることも把握されました。今後、村民による自主的な活動の促進や、事業者との協働による環境学習の実施など、協働の取組を推進します。

なお、環境学習・協働の取組は、環境分野の垣根を越えて、分野横断的に取組を進めていきます。

(1) 環境学習の推進

- ・村内小学校で環境学習の一環として出張授業を実施し、環境を身近に感じるができる機会の創出を図ります。
- ・事業者の協力を仰ぎながら、清川村の自然を生かした環境学習を推進します。
- ・村内でどのような環境学習に参加できるかについて情報を収集するとともに、発信に努めます。
- ・小中学校において、学習指導要領に基づき、理科や社会科などの教科での環境学習を実施します。また、総合的な学習の時間で、環境問題やSDGsをテーマに探究学習の取組を進めます。
- ・小中学校において、実体験を通じて理解を深めるために、体験型の学習活動を推進します。また、地域や企業と連携して、実践的な環境学習の機会を設けます。

(2) 協働の取組の推進

- ・村内イベントで環境関連のPRブースを出展し、村民への周知を図るとともに、環境交流を促進します。

(3) 情報発信・共有の促進

- ・広報紙やホームページなど既存の情報発信媒体に加え、新たに SNS の運用等より広く行政情報を伝えられる環境整備について研究します。

◎ 環境学習・協働の取組における村、村民、事業者、滞在者の取組

主体	具体的な取組
村	・村内小学校で環境学習の一環として出張授業を実施し、環境を身近に感じることができる機会の創出を図ります。 ・村内でどのような環境学習に参加できるかについて情報を収集するとともに、発信に努めます。
村民	・環境講座や自然体験会、農業体験会などの活動への参加を検討します。 ・地域の環境保全活動に参加します。 ・クリーンキャンペーンや河川などの一斉清掃に参加します。 ・清川村の発信する情報に関心を持ちます。
事業者	・事業活動に関連する環境知識や技術を、地域や小中学校などの環境学習などで提供します。 ・地域の環境保全活動に参加します。 ・クリーンキャンペーンや河川などの一斉清掃に参加します。 ・清川村の発信する情報に関心を持ちます。
滞在者	・地域の環境保全活動に参加します。 ・清川村の発信する情報に関心を持ちます。

第7章 進行管理

1. 成果指標

(1) 国・県における温室効果ガス排出量の削減目標

国は、令和 12 (2030) 年度の温室効果ガス削減目標について、平成 25 (2013) 年度比で 46%削減、令和 17 (2035) 年度の温室効果ガス削減目標について、平成 25 (2013) 年度比で 60%削減、令和 22 (2040) 年度の温室効果ガス削減目標について、平成 25 (2013) 年度比で 73%削減することを目指し、「2050 年カーボンニュートラル」(温室効果ガス排出量実質ゼロ) の実現を目指すこととしています。

神奈川県は、深刻化する気候変動や社会情勢の変化などを踏まえ、国の温室効果ガス削減目標を引き上げ、令和 12 (2030) 年度の間目標について、平成 25 (2013) 年度比で 50%削減することとし、令和 32 (2050) 年の長期目標では、「脱炭素社会の実現」を目指すこととしています。

(2) 清川村における温室効果ガス排出量の削減目標

環境省が公開する自治体カルテによると、清川村における平成 25 (2013) 年度の温室効果ガス排出量は 35.5 千 t-CO₂、森林吸収量を含めると 21.9 千 t-CO₂でした。

清川村として、この平成 25 (2013) 年度の排出量を基準年として村民、事業者及び滞在者の協力のもと、第 6 章に掲げた「環境分野別の施策、各主体の取組」を積極的に推進することとし、温室効果ガス排出量の削減目標について、計画期間の中間年度である令和 12 (2030) 年度の目標を神奈川県の地球温暖化対策計画を踏まえて『50% (吸収量を含め 11.0 千 t-CO₂) 以上の削減』、計画期間の最終年度である令和 17 (2035) 年度の目標を国の地球温暖化対策計画を踏まえて『60% (吸収量を含め 13.1 千 t-CO₂) 以上の削減』を目指すこととします。

清川村の温室効果ガス排出量の削減目標

◆目標

令和 12 (2030) 年度までに
平成 25 (2013) 年度比 **50%以上** 削減を目指します。

令和 17 (2035) 年度までに
平成 25 (2013) 年度比 **60%以上** 削減を目指します。

2. 推進体制

本計画は、毎年度計画の進捗管理や取組の見直しを行い、進捗状況を清川村環境審議会に諮るものとします。

3. 計画の見直し

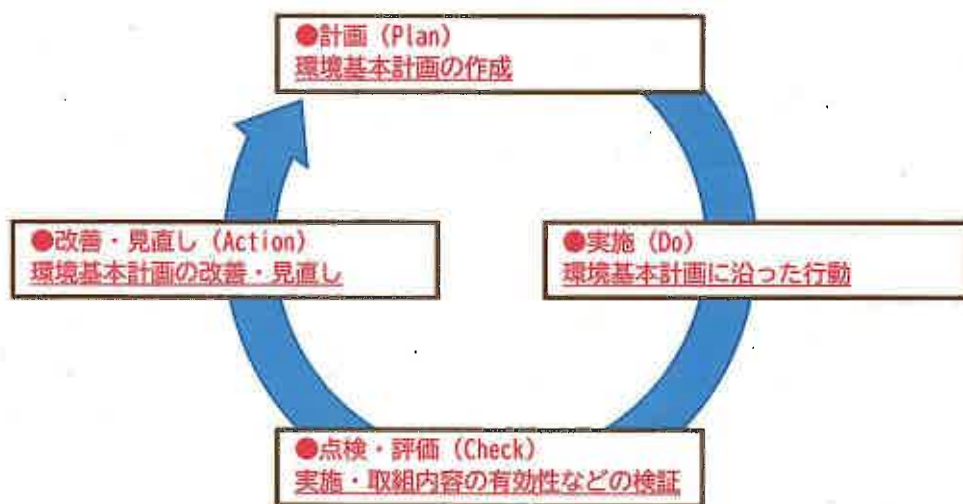
社会経済情勢の変化などに対応するため、令和 12 (2030) ～令和 13 (2031) 年度において、目標値などの見直しを行うこととします。

また、清川村環境審議会で出された意見を踏まえて取組の見直しを行います。

令和 8 (2026) 年度 公開



令和 12 (2030) ～ 見直し（社会経済情勢の変化、清川村総合計画の見直し、
令和 13 (2031) 年度 神奈川県地球温暖化対策計画の見直しに対応）



環境基本計画に係る PDCA サイクル

議会全員協議会資料

令和8年農業委員会委員の 改選について

令和8年2月18日（水）

建設農林課

令和8年農業委員会委員の改選について

1 概要

農業委員の任期が令和8年7月19日付で満了することに伴い、委員の改選をするものです。

※ 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第10条（委員の任期）

2 募集人員

8名

※ 清川村農業委員会委員の定数に関する条例（平成29年清川村条例第7号）

3 任期

令和8年7月20日～令和11年7月19日（3年間）

4 農業委員の任期満了に伴う改選のスケジュール

【令和7年度】

2月 農業委員会委員の改選について、村議会全員協議会にて報告

3月 農業委員会委員の募集要領を策定し、村広報紙、農委だより及びHPにより周知

【令和8年度】

4月 農業委員候補者の公募（推薦・公募）[1日（水）～30日（木）]
応募状況の公表（中間・結果）

5月 選考委員会による公募及び推薦者の審査、選考
任命候補者の決定

6月 農業委員の選任

村議会6月定例会へ「清川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の上程及び審議

7月 新農業委員の任命辞令の交付[7月下旬予定]
農業委員会臨時総会の開催

議会全員協議会資料

第2次清川村男女共同参画 基本計画の策定について

令和8年2月18日（水）

生涯学習課

第2次清川村男女共同参画基本計画（案）に関する パブリックコメントの実施について

1 目 的

清川村では、令和3年3月に「男女が支え合い多様な生き方を認めあうきよかわ」の実現に向け、清川村男女共同参画基本計画を策定し、性別に限らず、多様性を認め合う視点を持ち、活躍できる社会を目指して取組を行ってきました。令和8年3月に計画期間が満了することから、住民アンケートの結果やこれまでの取り組み成果、社会情勢の変化等を踏まえ、第2次清川村男女共同参画基本計画をとりまとめました。

この基本計画（案）について、広く村民の皆さんに情報を提供し、基本計画（案）に対して提出された村民の意見を考慮して意思決定（策定）を行い、村の考えを公表します。

2 パブリックコメントの対象

第2次清川村男女共同参画基本計画（案）

3 基本計画（案）及び関係資料の閲覧

次に掲げる場所等で、令和8年2月24日（火）から令和8年3月8日（日）まで閲覧を行います。

- （1） 清川村役場 4階 教育委員会事務局 生涯学習課窓口
- （2） 清川村生涯学習センターせせらぎ館 1階 清川村図書館
- （3） 清川村ホームページ

4 意見の提出期間

令和8年2月27日（木）から令和8年3月8日（日）まで

※ 郵送の場合は、末日の消印有効とします。

5 意見の提出資格

- （1） 村内に住所を有する者
- （2） 村内に事務所又は事業所を有する個人、法人及びその他団体
- （3） 村内の事務所又は事業所に勤務する者

6 意見の提出方法

意見については、所定の意見提出用紙に記入のうえ、次の方法により提出してください。

- （1） 持参する場合

清川村役場 4階 教育委員会事務局 生涯学習課窓口へ直接提出してください。

(2) 郵送する場合

〒 送 先

〒243-0195

神奈川県愛甲郡清川村煤ヶ谷 2216 番地

清川村教育委員会事務局 生涯学習課

(3) ファックスで送信する場合

ファックス番号

046-288-1262

(送信先 清川村教育委員会事務局 生涯学習課)

(4) 電子メールで送信する場合

メールアドレス

shougai@town.kiyokawa.kanagawa.jp

(送信先 教育委員会事務局 生涯学習課)

電子メールの件名

「第2次清川村男女共同参画基本計画(案)に関するパブリックコメント」

7 意見の取扱い

提出された意見は、第2次清川村男女共同参画基本計画の制定にあたって参考とさせていただきます。また、個人情報を除き、意見の概要、意見に対する村の考え方及び修正した場合は修正案を公表します。

なお、提出された意見に対して、個別の回答はいたしません。

8 関連する資料

【パブリックコメントの対象】

第2次清川村男女共同参画基本計画(案)

【関連資料】

- (1) 第2次清川村男女共同参画基本計画(案)に関するパブリックコメントの実施について
- (2) 意見提出用紙
- (3) 清川村パブリックコメント手続きに関する要綱
- (4) 第2次清川村男女共同参画基本計画(案)

9 問い合わせ

清川村教育委員会事務局 生涯学習課

電話 046-288-1215 (直通)

ファックス 046-288-1262

電子メール iinkai@town.kiyokawa.kanagawa.jp

(案)

第2次清川村男女共同参画基本計画

令和8年度～令和12年度

男女が支え合い、
多様な生き方を認め合うきよかわの実現



令和8(2026)年3月
清川村

表紙裏
白紙ページ

はじめに

村長挨拶
掲載予定

白紙ページ

目次

第1章 計画の基本的考え方	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 男女共同参画をめぐる現状	2
3. 計画の位置づけ	4
4. 計画の期間	5
第2章 現状と課題	6
1. 統計からみる清川村の現状	6
2. アンケート調査から見る清川村の現状	11
第3章 計画の内容	24
1. 計画の基本理念	24
2. 計画の体系	25
3. 基本目標・重点指標について	26
第4章 具体的取組	29
基本目標1 あらゆる場面で女性参画を拡大します	29
基本目標2 安心して暮らすための支援を充実します	41
基本目標3 男女共同参画の実現に向けた意識啓発や基盤整備を行います	50
第5章 資料編	53
1. SDGsと本計画の関係について	53
2. 計画の推進体制	54
3. 計画の策定経過	55
4. 清川村社会教育委員条例	56
5. 社会教育委員会会議運営規則	57
6. 社会教育委員名簿	58

第1章

計画の基本的考え方



1. 計画策定の趣旨

我が国においては、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成を図るため、平成11（1999）年6月に「男女共同参画社会基本法」が施行されました。しかし令和7（2025）年に公表された我が国のジェンダー・ギャップ指数（GGI）は148か国中118位と、現状では、政治や行政、企業等における政策・方針決定の場への女性の参画は男性と比べて未だ少なく、地域における活動等についても、性別間での役割・負担の固定化がみられています。

また、女性版骨太の方針2025では、「いつでも・どこにいても、誰もが自分らしく生きがいを持っていきられる社会の実現と、多様な地域で、多様な幸せを実現させ、活力ある日本を目指す。」とされています。一方で、近年では、ライフスタイルやジェンダーに対する認識の多様化等、男女共同参画に係る価値観にも変化が生じており、「多様な幸せ」の実現に向けた課題への対応が必要となってきます。

清川村（以下「本村」という。）では、「水と緑あふれる心のふるさと」を将来像とし、村民のみなさまと行政の協働の取組による、魅力のあふれるよりよい村づくりを推進しています。

この将来像の達成に向けた、本村における男女共同参画分野の個別計画として、また、人口減少社会を迎えるにあたって、個人が性別にとらわれることなく活躍できる男女共同参画社会の実現を目的として、「清川村男女共同参画基本計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

男女共同参画社会とは

男女共同参画社会基本法（平成11年）において、「男女共同参画社会」とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（第2条）と定義されています。

本計画においても、この考えを採用しながら、本村における地域の現状を踏まえ、性別にとらわれることなく、個人・家庭・地域・職場や村政といったあらゆる場面において、活躍できる社会を目指すこととします。

2. 男女共同参画をめぐる現状

(1) 国際社会の動向

昭和 50（1975）年に、国際婦人年世界会議がメキシコで開催され、今後 10 年間の行動指針を示す「世界行動計画」が採択されました。その後、昭和 54（1979）年の国連総会において、あらゆる分野における女性差別の撤廃を目指す「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下「女子差別撤廃条約」という。）が採択されました。

平成 7（1995）年に、中国の北京で開催された第 4 回世界女性会議では、女性の権利の実現とあらゆる政策や計画に社会的性差（ジェンダー）の視点を反映させるべく、「北京宣言」及び「行動綱領」が採択されました。

この第 4 回世界女性会議から 10 年目にあたる平成 17（2005）年には、アメリカのニューヨークにおいて「第 49 回国連婦人の地位委員会（「北京+10」閣僚級会合）」が開催され、女性の自立と地位向上に向けた取組を引き続き推進していくことが確認されました。

また、20 年目にあたる平成 27（2015）年に開催された「第 59 回国連婦人の地位委員会（「北京+20」記念会合）」では、「第 4 回世界女性会議 20 周年における政治宣言」等が採択されました。

さらに、25 年目にあたる令和 2（2020 年）に開催された「ジェンダー平等を目指す全ての世代フォーラム（「北京+25」記念会合）」では、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進していくことを目的とした 6 つのテーマごとに「行動連合」が創設され、各国政府と市民社会が連携しながら各テーマごとの課題解決を目指していくことが採択されました。

他にも、平成 27（2015）年に国連で決定された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に含まれる持続可能な開発目標（SDGs）において、政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保することが掲げられており、これに沿って各国で取組が加速されています。



(2) 国の動向

国際社会における動向を踏まえ、日本国内においても、女性差別の解消と男女共同参画社会の実現に向けた取組が進められてきました。昭和 60 (1985) 年に「女子差別撤廃条約」を批准し、平成 11 (1999) 年には「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画会議の設置をはじめとする国内本部機構の充実・強化、「男女共同参画基本計画」の策定等が進められてきました。令和元 (2019) 年に改正された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」という。)では、「事業主行動計画」の策定・公表等を義務づける対象が、101 人以上 300 人以下の中堅・中小企業まで拡大されました。

また、令和 4 (2022) 年に制定された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(以下「困難女性支援法」という。)では、複雑化・多様化する様々な課題を抱えた女性が自立した生活を営むことができるよう、新たな支援の枠組みの構築が示されました。

さらに、令和 5 (2023) 年に改正された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下「DV 防止法」という。)では、保護命令の対象の拡大や、違反時の罰則強化等により、保護命令制度による被害者の保護等が拡充されました。

他にも、令和 7 (2025) 年度には、平成 11 (1999) 年に策定された「男女共同参画基本計画」の 6 期目となる、「第 6 次男女共同参画基本計画」の策定が進められています。この策定にあたっての考え方では、目指すべき社会として

- ①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、国際社会と協調する社会

が示されています。

(3) 神奈川県動向

神奈川県においては、昭和 57 (1982) 年を「かながわ婦人元年」として、「かながわ女性プラン」が策定された後、平成 14 (2002) 年に施行された「神奈川県男女共同参画推進条例」や、平成 15 (2003) 年に策定された「かながわ男女共同参画推進プラン」等に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた取組が進められてきました。

令和 5 (2023) 年には、「かながわ男女共同参画推進プラン (第 5 次)」が策定され、「あらゆる分野における男女共同参画」「職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの実現」「男女共同参画の面から見た健やかで安全・安心な暮らし」「男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と基盤整備」「推進体制の整備・強化」、以上の 5 つの重点目標に基づき、県内における男女共同参画の取組が総合的・計画的に推進されています。

3. 計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に定められた「市町村男女共同参画計画」にあたるものです。

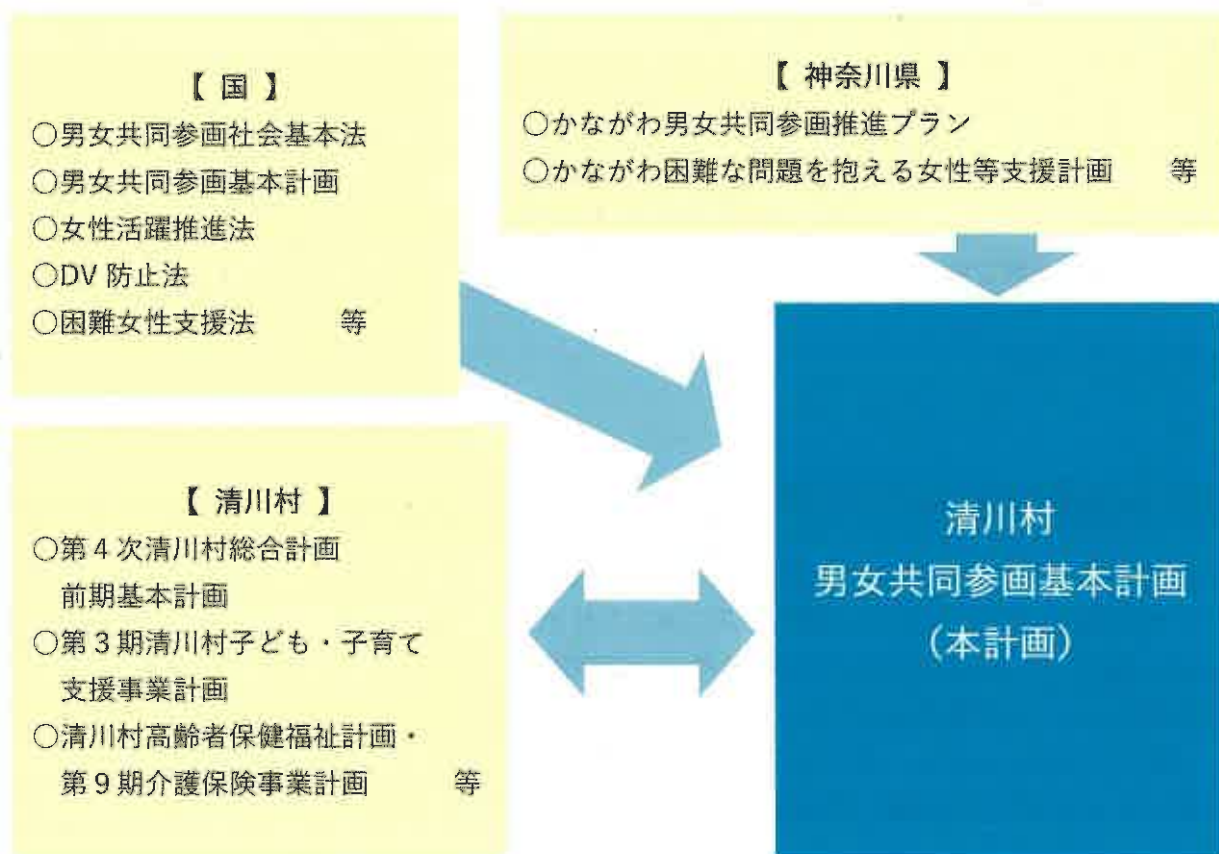
策定にあたっては、国の「第6次男女共同参画基本計画（現在策定中）」や、神奈川県「かながわ男女共同参画推進プラン（第5次）」における考え方を踏まえることで、国や県の方針との整合を図ります。

また、本計画は本村の最上位計画である「第4次清川村総合計画 前期基本計画」に基づいた「人権・男女共同参画」に関連する分野の個別計画として位置づけています。

さらに、計画の実行にあたっては、他の個別計画とも整合性を図ります。

加えて、本計画は、女性活躍推進法第6条第2項に基づく「清川村における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「女性活躍推進計画」という。）、DV防止法第2条の第3に基づく基本計画（以下「DV防止計画」という。）、困難女性支援法第8条第3項に基づく基本計画（以下「困難女性支援計画」という。）、を包含する男女共同参画の一体的な計画とします。

計画の位置づけイメージ



4. 計画の期間

本計画の期間は、令和 8（2026）年度から令和 12（2030）年度までの 5 年間とします。ただし、国内外の動向や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて、見直しを行います。

令和 8 (2026) 年度	令和 9 (2027) 年度	令和 10 (2028) 年度	令和 11 (2029) 年度	令和 12 (2030) 年度	令和 13 (2031) 年度	～
本計画						
				計画の 見直し	次期計画	



第2章

現状と課題



1. 統計からみる清川村の現状

(1) 人口の推移

総人口及び高齢化率・年少人口率の推移

本村の総人口は、令和3年から令和7年にかけて減少傾向となっており、令和7年では2,716人となっています。また、年少人口比率が低下傾向にある一方、高齢化率は上昇傾向となっており、少子高齢化の進行がみられます。

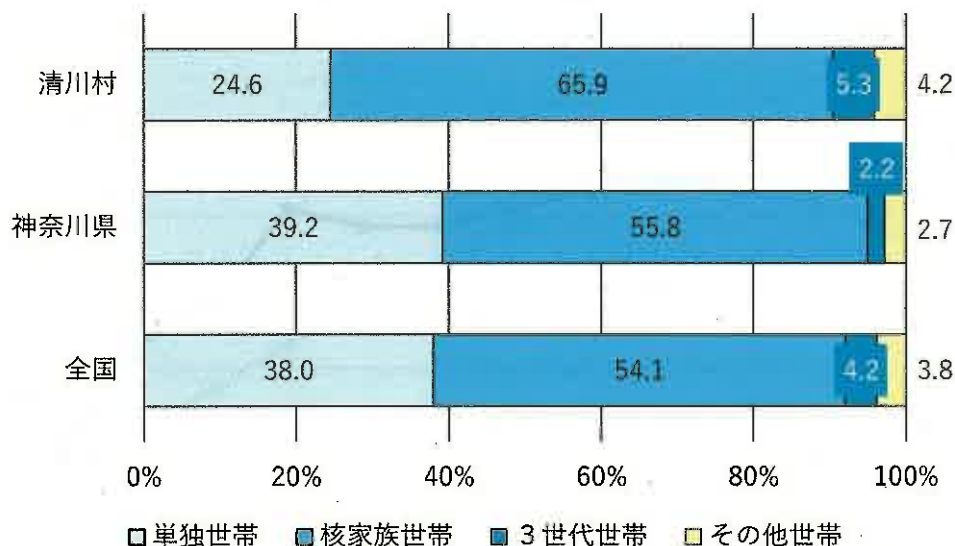


資料：住民基本台帳（各年1月1日時点）

(2) 世帯の状況

世帯の家族類型の比較

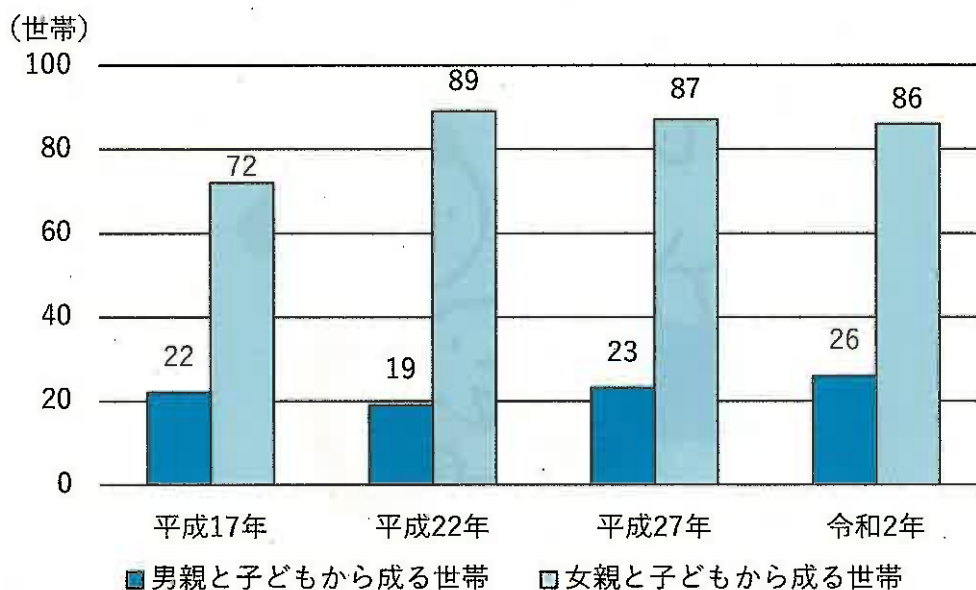
本村の単独世帯は 24.6%と、神奈川県及び全国と比べて少なくなっています。また、核家族世帯は 65.9%と、神奈川県及び全国と比べて多くなっています。



資料：国勢調査（令和2年）

ひとり親世帯数の推移

女親と子ども※¹から成る世帯が、男親と子どもから成る世帯に比べて多くなっています。また、いずれの世帯数も、平成17年から令和2年にかけて、概ね横ばいとなっています。



※1：ここでの「子ども」は、20歳未満の世帯の構成員を指す。

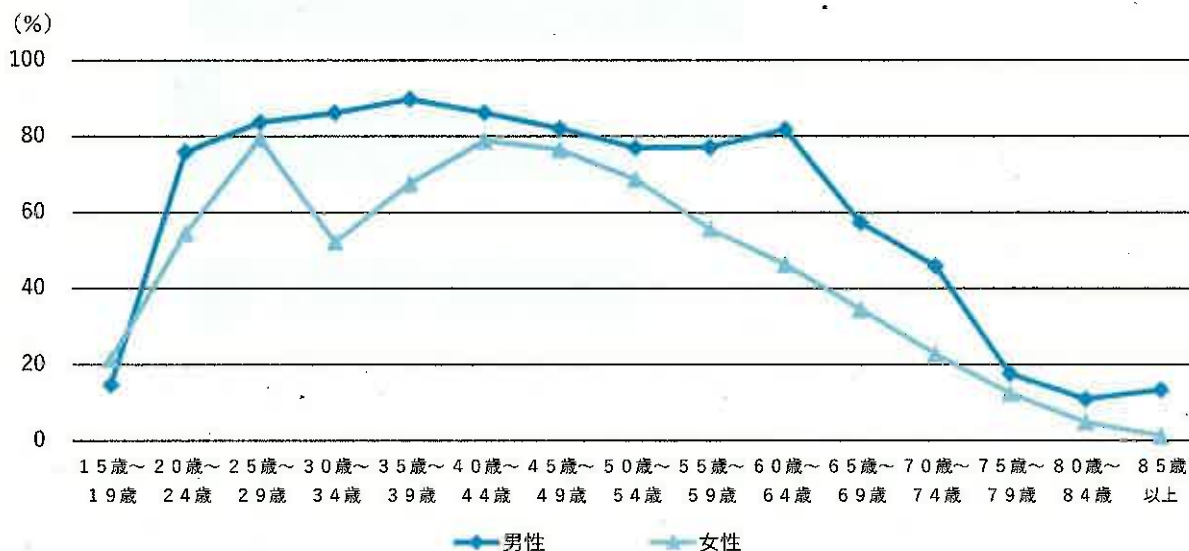
資料：国勢調査（令和2年）

(3) 労働の状況

男女別労働力の状況

女性の30歳代の労働力率が、その前後の年代や同年代の男性の労働力率に比べて低く、全体としてみるとM字型の曲線を描いていることがわかります。

これは、結婚や出産に伴い一度離職し、その後子どもの成長等に伴い、再び働き始める状況を反映したものと考えられます。



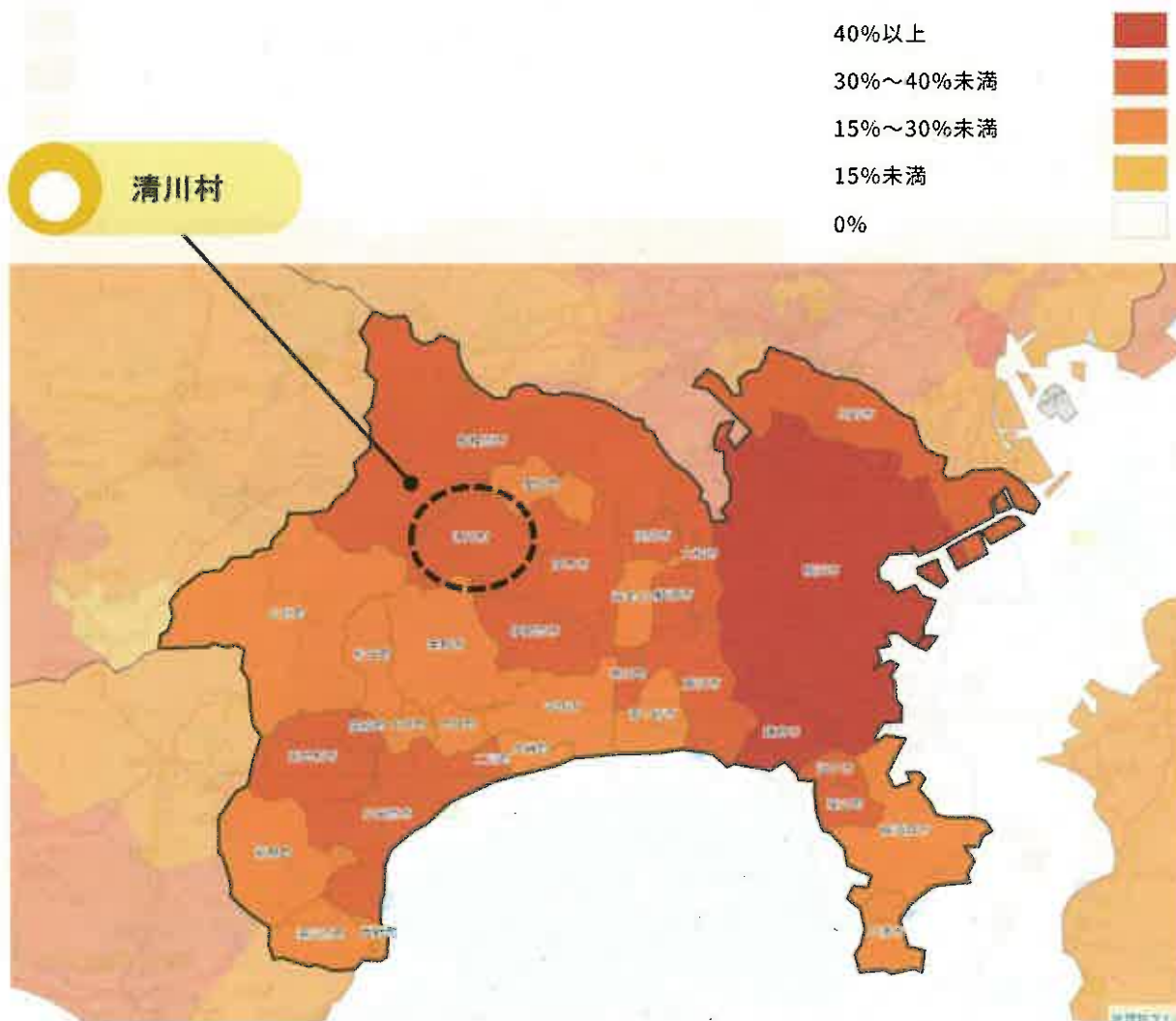
資料：国勢調査（令和2年）



(4) 政策・方針決定の場への女性の参画状況

審議会委員等に占める女性の割合（令和6年度）

本村の審議会委員等に占める女性の割合は32.6%となっており、県平均の30.0%を上回っています。

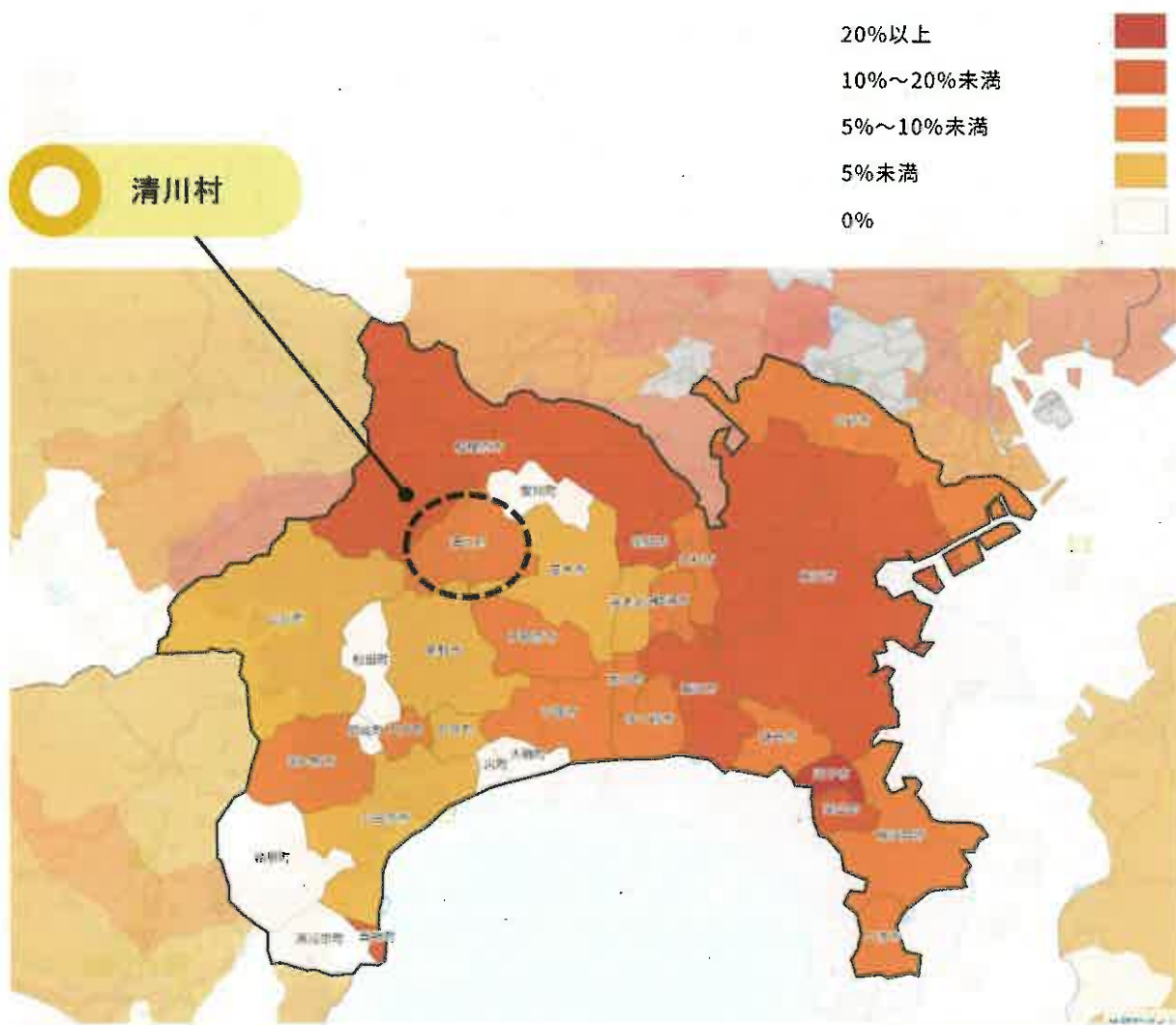


資料：総務省「市町村女性参画状況 見える化マップ」

(5) 地域への女性の参画状況

自治会長に占める女性の割合（令和6年度）

本村の自治会長に占める女性の割合は 9.4%となっており、県平均の 6.8%を上回っています。



資料：総務省「市町村女性参画状況 見える化マップ」

2. アンケート調査から見る清川村の現状

(1) 調査の概要

調査は、本計画の策定にあたり、男女共同参画社会の実現に対する村民のみなさまのご意見やご要望をうかがい、計画策定のための基礎資料を得ることで、今後の計画策定に役立てることを目的に実施しました。

調査地域		清川村全域
調査対象者		住民基本台帳より無作為抽出した村民 830 人
調査期間		令和 7 年 3 月 5 日～令和 7 年 3 月 28 日
調査方法		郵送配布・郵送回収／WEB 回答
回収状況	発送数	830 件
	回収数	290 件（郵送 274 件、WEB16 件）
	回収率	34.9%

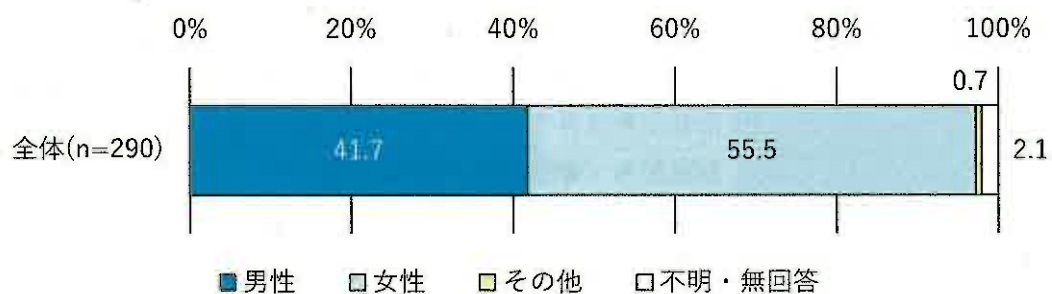
アンケート結果の表記方法

- 図表中の「n (number of case)」とは、その設問の回答者数を表しています。
- 調査結果の比率は、その設問の回答者数を基数として、小数点第 2 位を四捨五入して小数点第 1 位までを示しています。そのため、単数回答（SA：複数の選択肢から 1 つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が 100.0%にならない場合があります。
- 複数回答（MA：複数の選択肢から 2 つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答比率の合計は 100.0%を超える場合があります。
- 図表中「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、又は回答の判別が困難なものです。
- クロス集計における、項目軸の「全体」の n については、「無回答」を含んで集計しています。そのため、縦に各項目の n を足し合わせても、「全体」の n と一致しない場合があります。
- 自由記述の結果については、個人の特定に繋がらないよう配慮をしたうえで、可能な限り回答結果を原文のまま掲載しています。

(2)回答者の属性

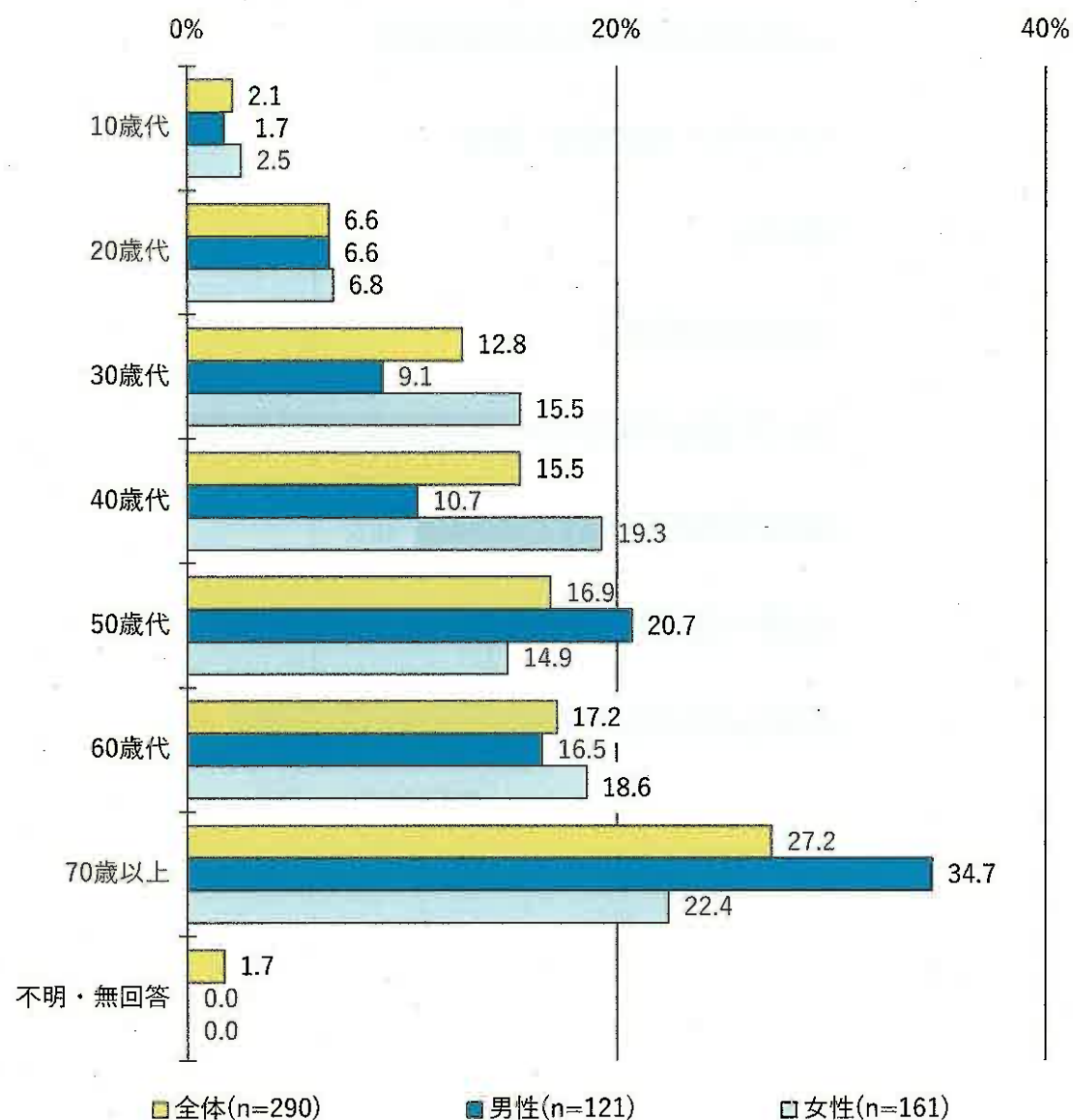
回答者の性別

回答者の性別について、「女性」が55.5%、「男性」が41.7%、「その他」が0.7%となっています。



回答者の年齢

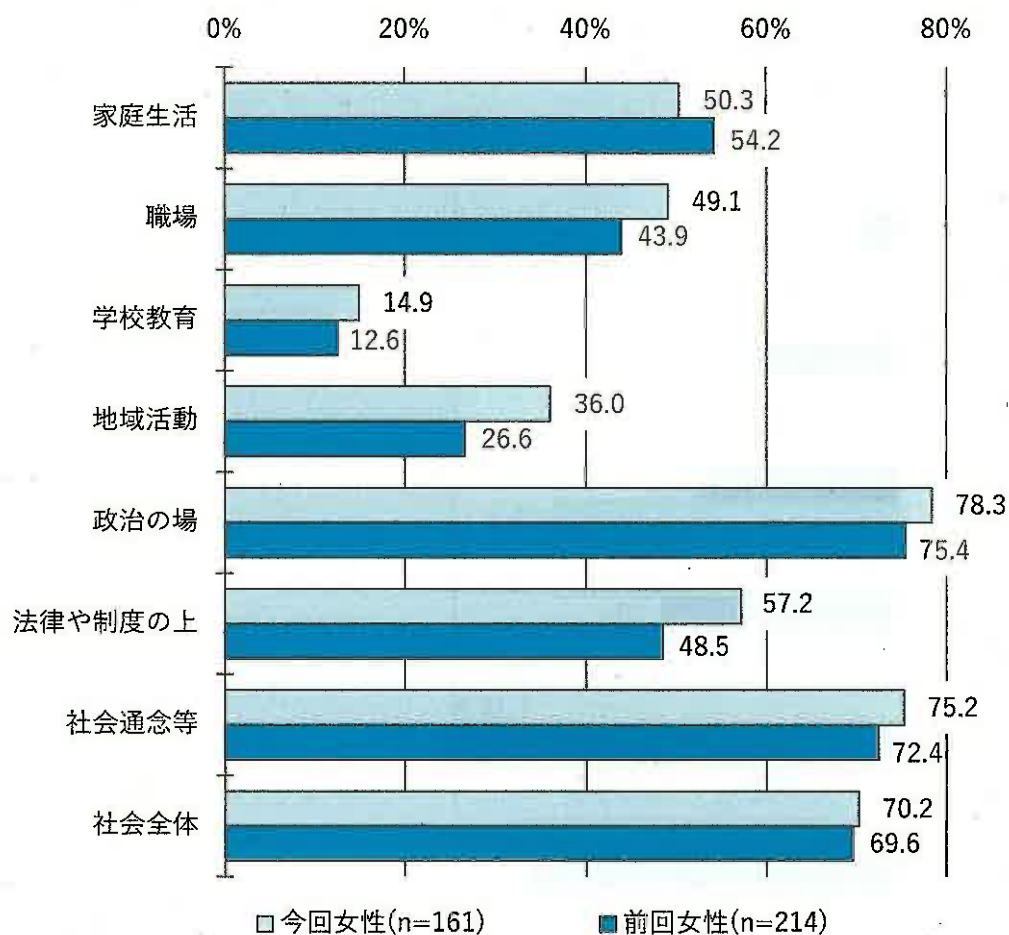
回答者の年齢について、全体では年齢が上がるにつれて回答者数が増加傾向となっており、男女ともに「70歳以上」が最も多くなっています。



(3) 各分野における男女の地位について「男性優遇」と感じている女性の割合

各分野において「男性優遇」と感じている女性の割合について、「政治の場」「社会通念等」「社会全体」がいずれも7割台と、他の項目と比べて多くなっています。

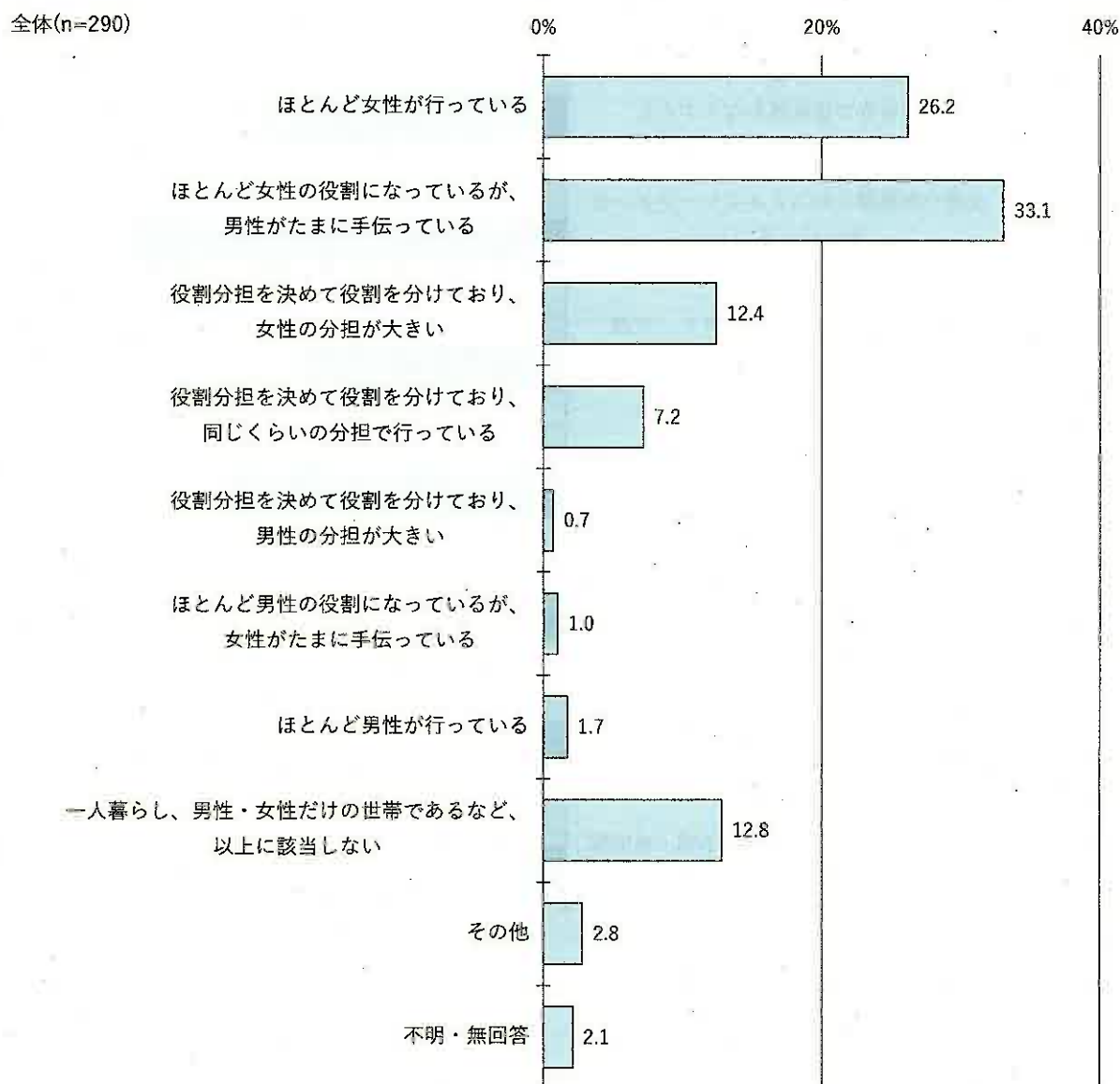
一方で、「学校教育」では、今回と前回ともに1割台と、他の項目と比べて少なくなっています。前回と比較すると、「地域活動」が9.4ポイント増加しており、差が最も大きくなっています。



(4) 家庭の状況

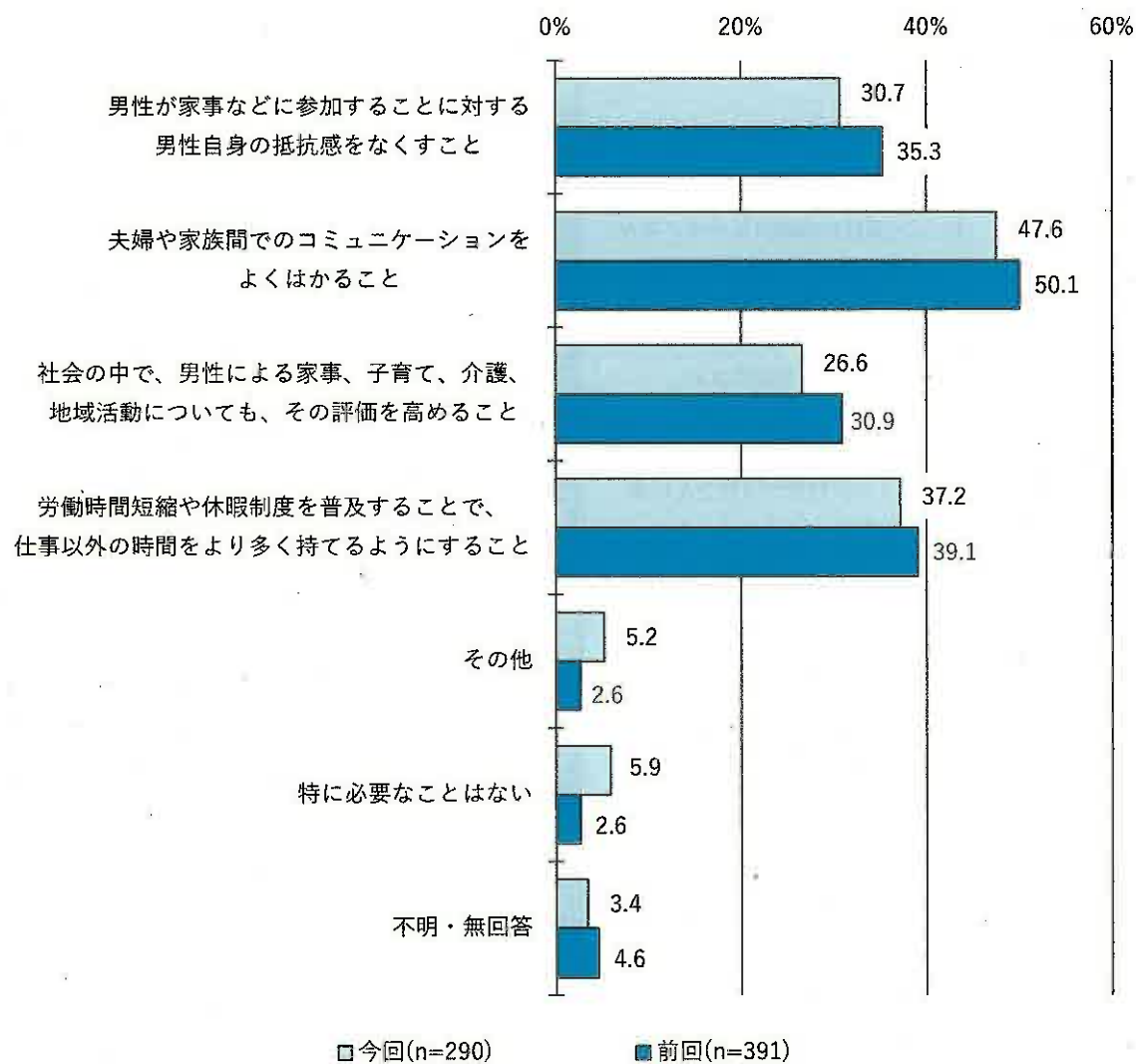
誰が家事を行っているか

誰が家事を行っているかについて、「ほとんど女性が行っている」「ほとんど女性の役割になっているが、男性がたまに手伝っている」「役割分担を決めて役割を分けており、女性の負担が大きい」の合計が71.7%となっており、全体の7割以上の家庭で、家事における女性の負担が大きい状況がうかがえます。



今後、男性が家事等に積極的に参加していくために必要だと思うこと

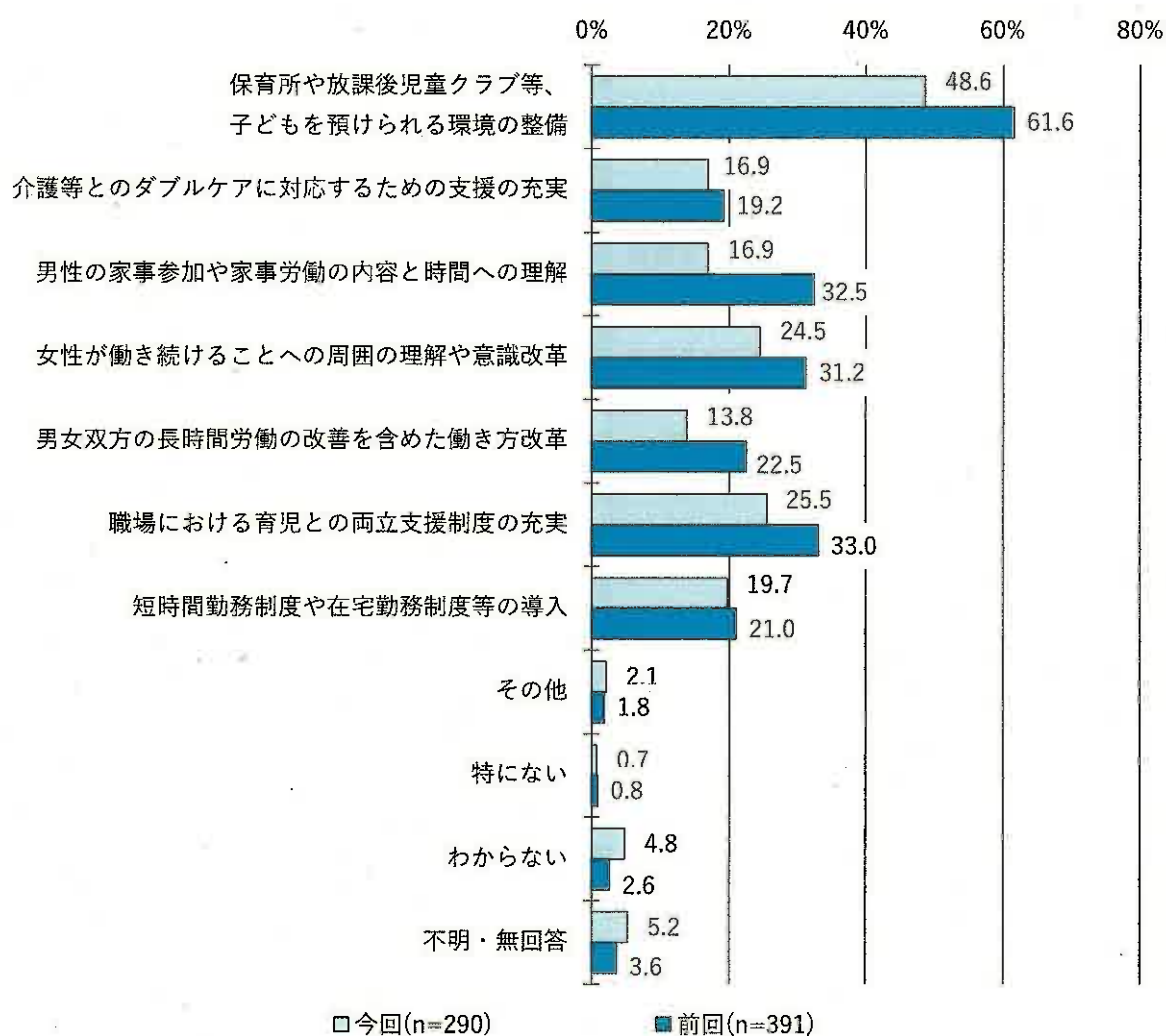
今後、男性が家事等に積極的に参加していくために必要だと思うことについて、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」が47.6%と最も多くなっており、家庭内でのコミュニケーションが重要視されていることがうかがえます。



(5) 女性が出産後も離職せずに同じ職場で働き続けるために必要だと思うこと

女性が出産後も離職せずに同じ職場で働き続けるために必要だと思うことについて、「保育所や放課後児童クラブ等、子どもを預けられる環境の整備」が48.6%と最も多くなっており、特に子育てとの両立について重要視されていることがうかがえます。

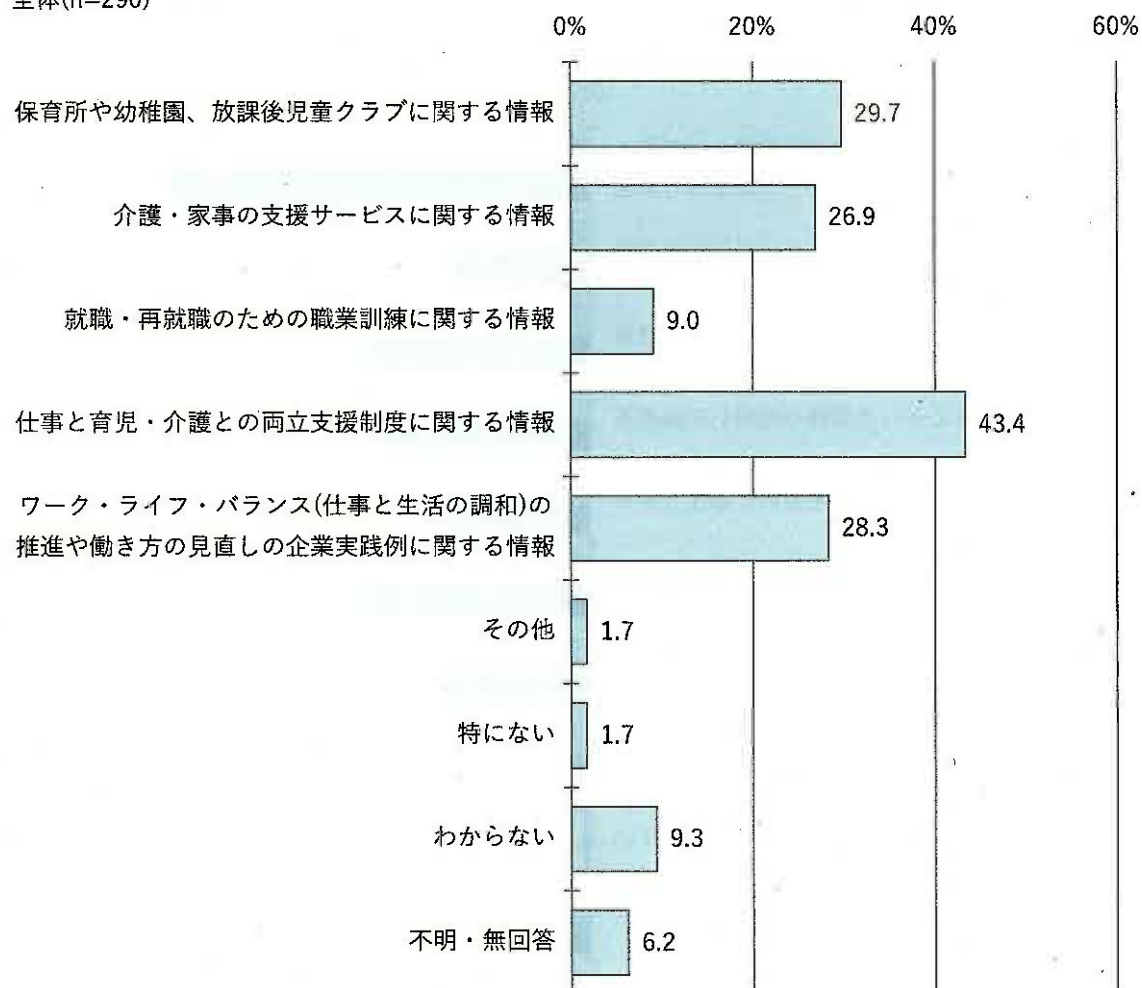
また、前回と比較すると、「男性の家事参加や家事労働の内容と時間への理解」が16.9%と、15.6ポイントの減少となっており、差が最も大きい項目となっています。



(6) 女性が活躍できるための取組に関する情報のうち、特に必要だと感じるもの

女性が活躍できるための取組に関する情報のうち、特に必要だと感じるものについて、「仕事と育児・介護との両立支援制度に関する情報」が43.4%と最も多くなっており、仕事の育児や介護との両立支援に対して、特に感心が持たれていることがうかがえます。

全体(n=290)

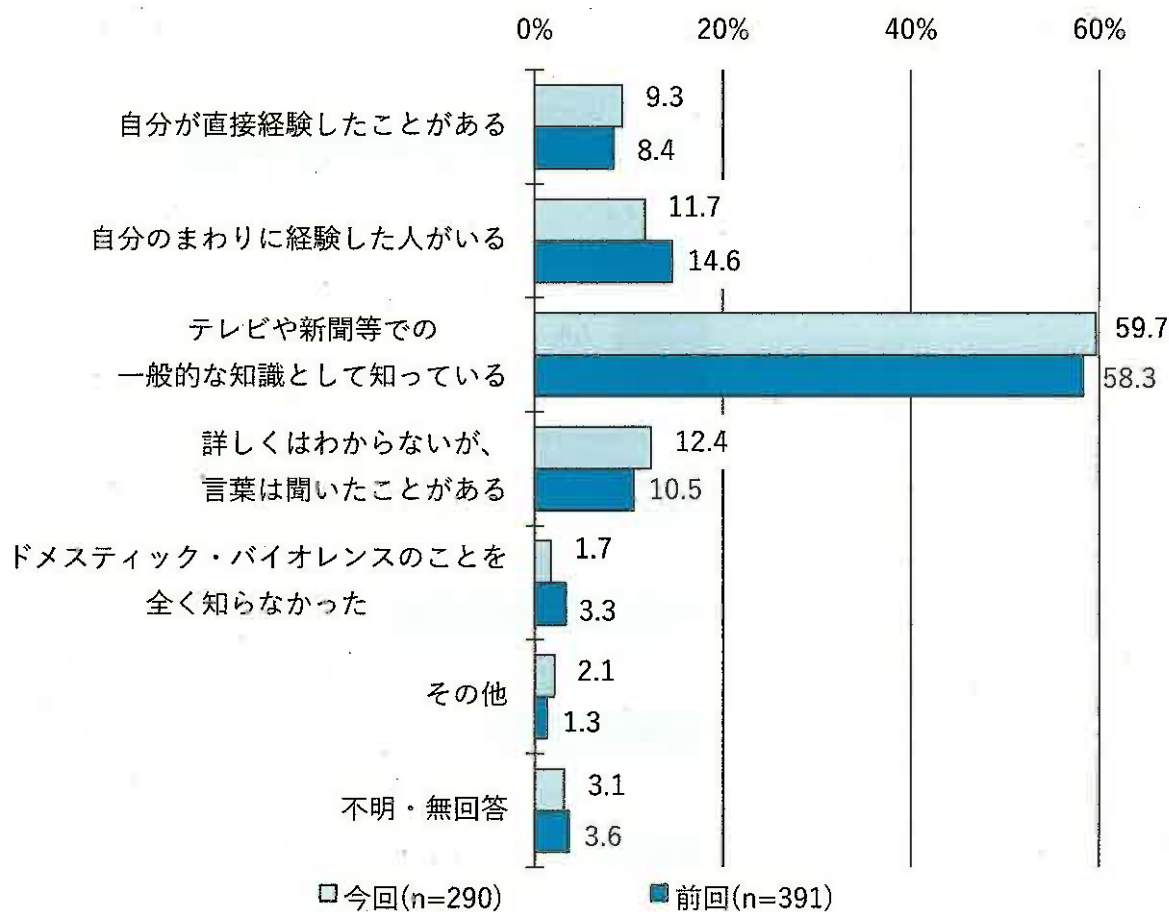


(7)ドメスティック・バイオレンス(DV)について

DVを受けた経験や見聞きした経験の有無

DVを受けた経験や見聞きした経験の有無について、「テレビや新聞等での一般的な知識として知っている」が59.7%と最も多くなっています。

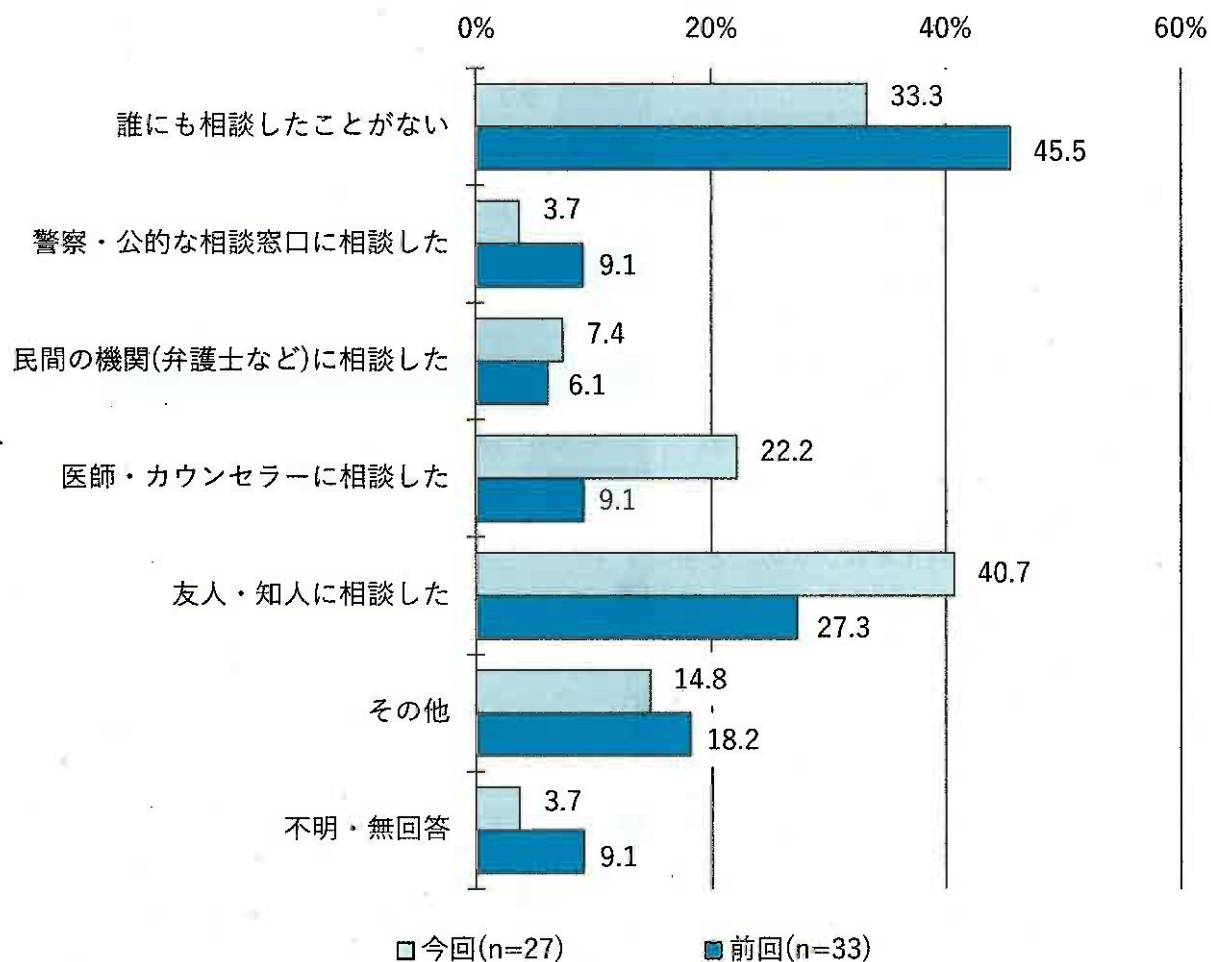
また、「自分が経験したことがある」及び「自分のまわりに経験した人がある」の合計は21.0%となっており、2割程度がDVを身近に経験していることがうかがえます。



DVを受けたことに関する相談経験の有無

DVを受けたことに関する相談経験の有無について、「友人・知人に相談した」が40.7%と最も多くなっています。

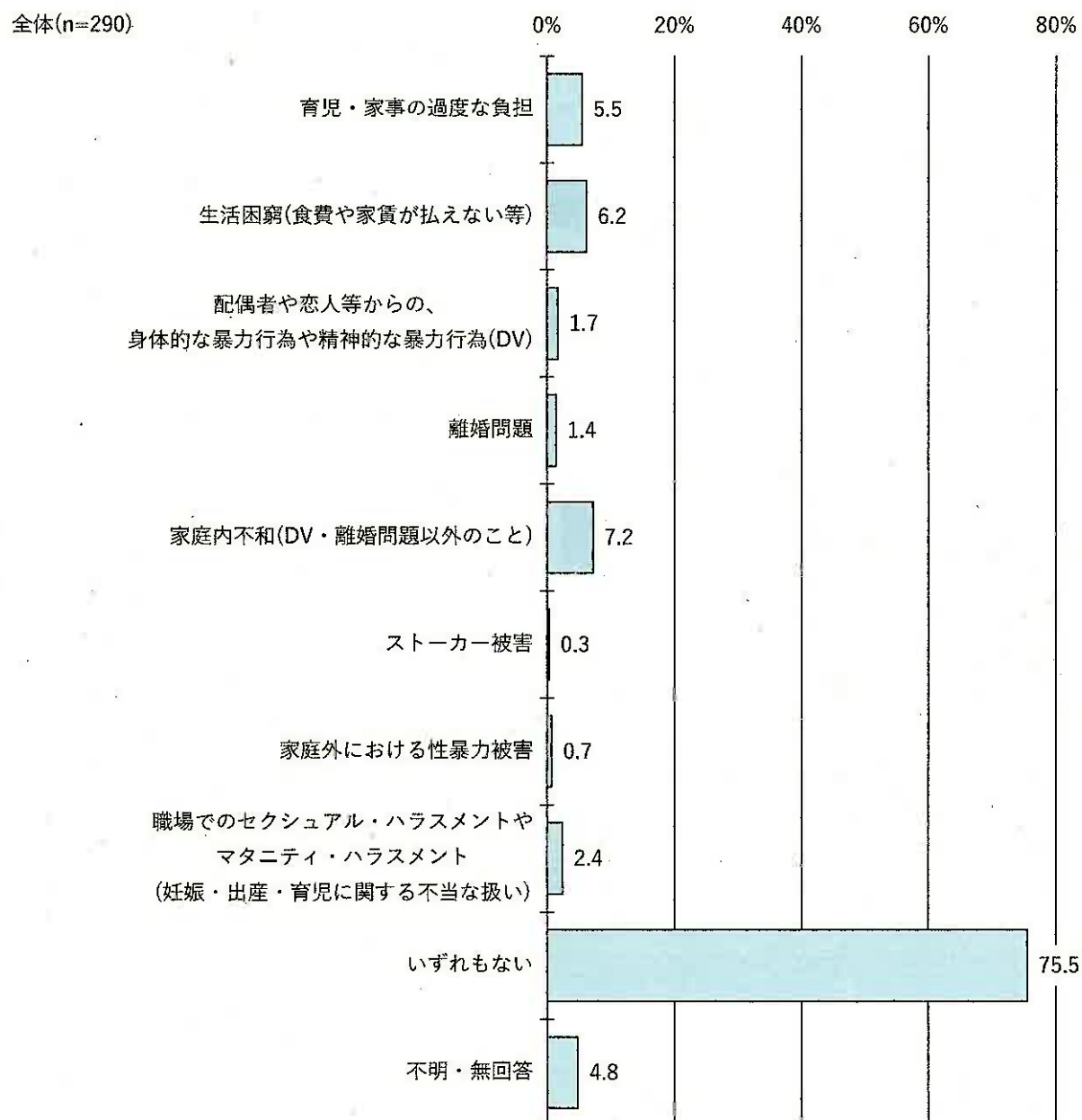
また、前回と比較すると、「誰にも相談したことがない」が減少、「医師・カウンセラーに相談した」や「友人・知人に相談した」が増加しており、相談できる機会の増加がうかがえます。



(8) 困難な経験について

直近の1年間で困難に直面した経験の有無

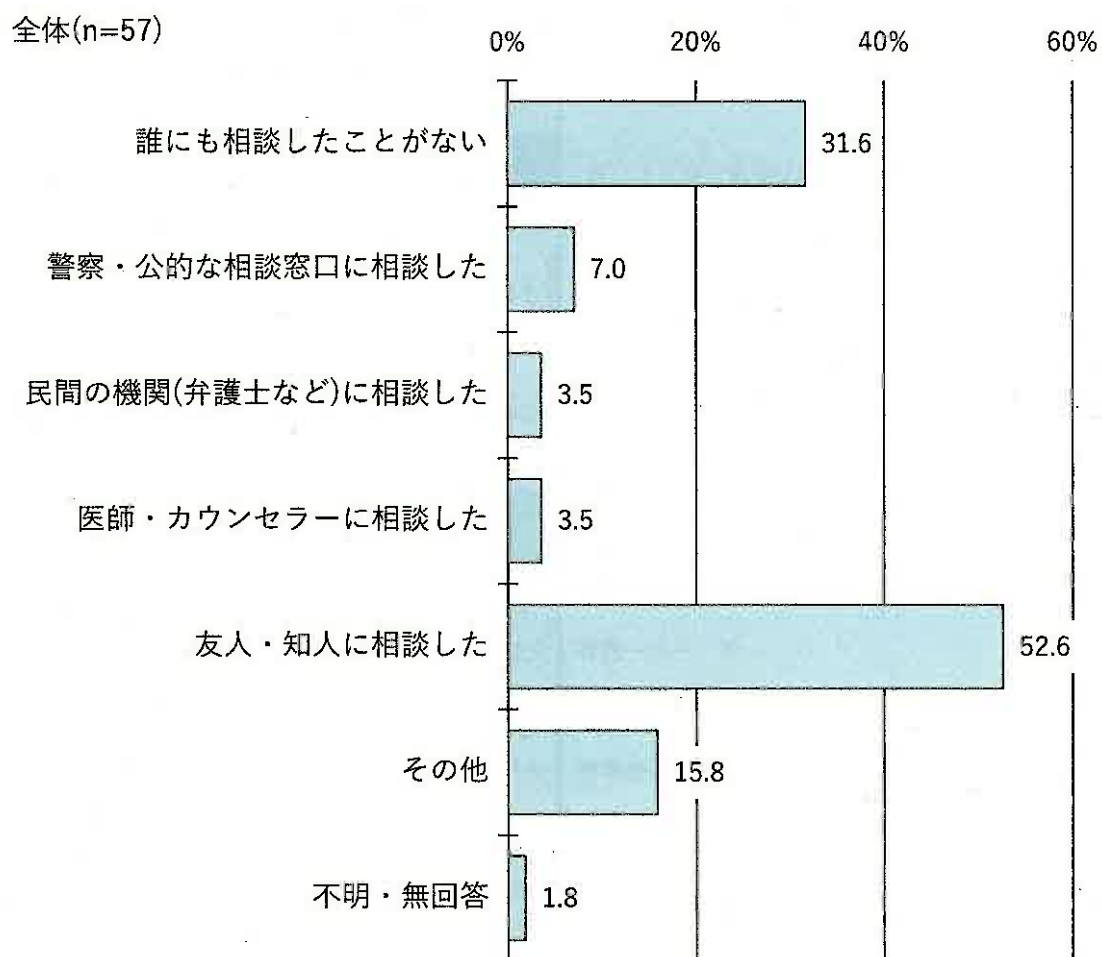
直近1年間で困難に直面した経験の有無について、「いずれもない」が75.5%となっていますが、「家庭内不和（DV・離婚問題以外のこと）」「生活困窮（食費や家賃が払えない等）」「育児・家事の過度な負担」等の経験もみられます。



困難に直面したことに関する相談経験の有無

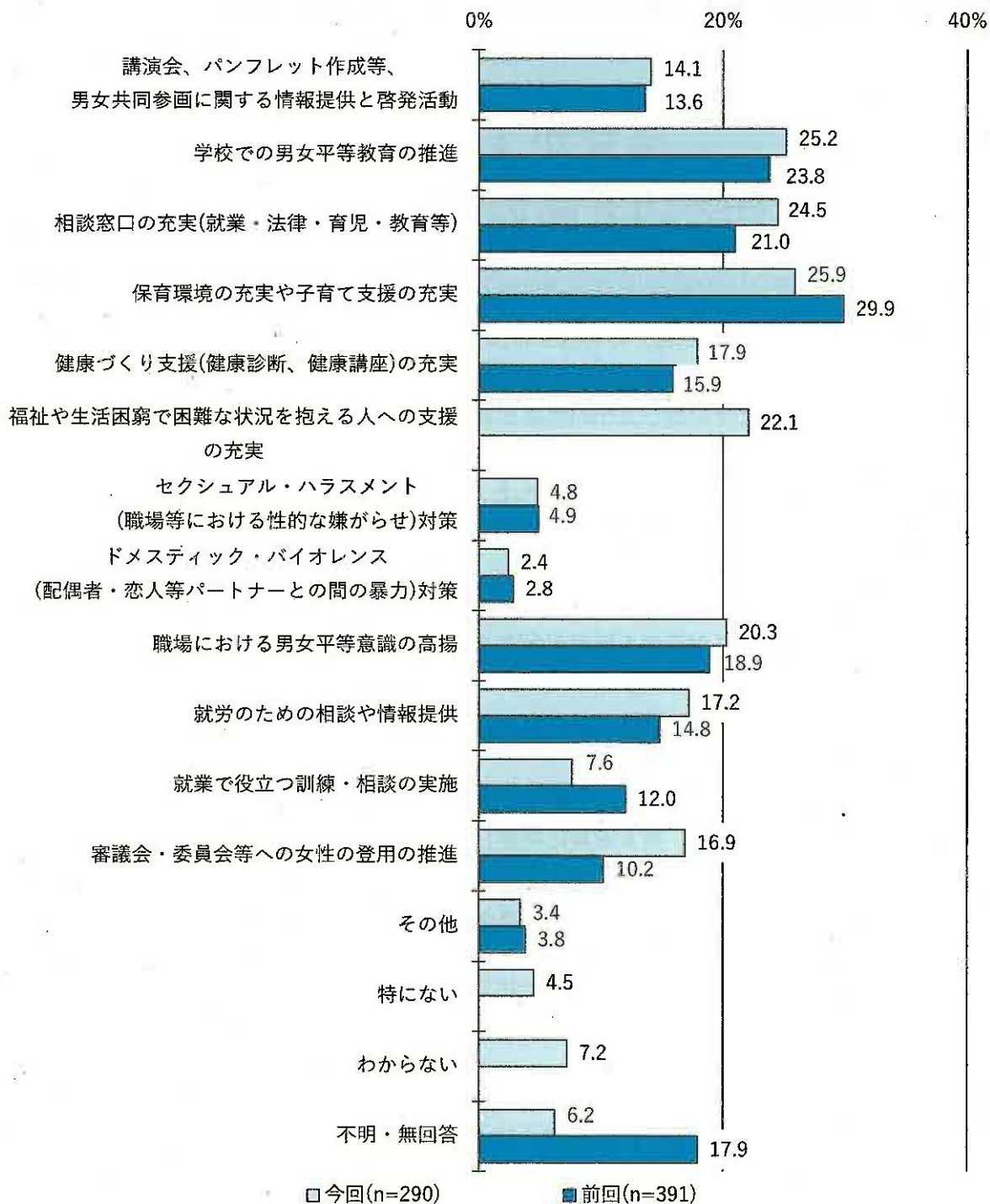
困難に直面したことに関する相談経験の有無について、「友人・知人に相談した」が52.6%と最も多くなっています。

一方で、「誰にも相談したことがない」は31.6%となっており、相談経験のない状況も一定数みられます。



(9) 男女共同参画社会の実現に向け、力を入れたほうがよいと思うこと

男女共同参画社会の実現に向け、力を入れた方がよいと思うことについて、「保育環境の充実や子育て支援の充実」、「学校での男女平等教育の推進」、「相談窓口の充実（就業・法律・育児・教育等）」の順で多くなっています。





1. 計画の基本理念

男女が支え合い、 多様な生き方を認め合うきよかわの実現

本計画は、「男女共同参画社会」の実現を目指すものであり、「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」の達成を図るものです。

この「男女共同参画社会」の実現に向けては、男女の助けあいと互いの尊重によって、性別にとらわれることなく個性や能力を発揮できる地域づくりを進める必要があります。

国においては、令和7年度末を目途に策定が行われる「第6次男女共同参画基本計画」において、目指すべき社会として以下の4項目が示されており、これらの達成に向けた取組が求められています。

- ①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、国際社会と協調する社会

また、神奈川県においては、「かながわ男女共同参画推進プラン（第5次）」の基本目標として、「～すべての人が個性と力を発揮できるジェンダー平等社会へ～」が掲げられ、この達成に向けた取組が進められています。

本村においては、「第4次清川村総合計画」において掲げられている将来像である「水と緑あふれる心のふるさと」の実現に向けて、村民と行政が手を取り合い、共に村づくりを進めていくための取組が進められています。

これらを踏まえながら、本村における男女共同参画社会の実現を図るために、本計画の理念を「男女が支え合い、多様な生き方を認め合うきよかわの実現」とします。

2. 計画の体系

計画の理念である「男女が支え合い、多様な生き方を認め合うきよかわの実現」に向けた施策について、以下の通りに体系に位置づけて推進します。

基本目標 1

あらゆる場面で女性参画を拡大します

1-1 村政における女性参画の推進

- ① 審議会等の委員への女性の参加促進
- ② 性別にかかわらず職域拡大と管理職への登用推進
- ③ 性別にとらわれない村役場職員採用試験の受験促進
- ④ 村役場における仕事と家庭の両立支援の充実

1-2 職場における女性参画及びワーク・ライフ・バランスの推進

- ① 仕事と生活の両立に向けた意識啓発
- ② 女性の就労や再就職を支援するための情報提供
- ③ 保育サービス等の充実
- ④ 男性の子育てへの参加の促進

1-3 地域社会における男女共同参画の推進

- ① 地域を支える人材育成と地域コミュニティの形成
- ② 男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興体制の推進

1-4 教育・生涯学習における男女共同参画の推進

- ① 生涯学習活動の参加のしやすさの向上
- ② 学習グループの養成・活動支援
- ③ 人権意識の高揚
- ④ 小中学校での男女平等教育の充実
- ⑤ 教育関係者及び保護者への研修の推進
- ⑥ 生涯学習活動の推進

基本目標 2

安心して暮らすための支援を充実します

2-1 あらゆる形態の暴力の根絶【DV防止計画】

- ① 暴力から身を守るための学習の実施
- ② 被害者等への相談支援体制の充実

2-2 様々な困難に直面する方への支援【困難女性支援計画】

- ① 高齢者の生きがいづくりのための支援
- ② 小中学校における性的マイノリティへの適切な理解の促進
- ③ 困難を抱える方への相談支援体制の充実

2-3 生涯を通して健康に過ごすための支援

- ① 健康づくりに関する講座等の充実
- ② 子育て等に関する相談支援体制の充実
- ③ 子宮頸がん検診・乳がん検診の受診率の向上
- ④ 村民を対象とした喫煙・過度な飲酒・薬物等、健康をおびやかす問題への取組
- ⑤ 児童・生徒を対象とした喫煙・過度な飲酒・薬物等、健康をおびやかす問題への取組
- ⑥ 男性のための料理教室等の講座の支援

基本目標 3

男女共同参画の実現に向けた意識啓発や基盤整備を行います

3-1 男女共同参画社会の実現に向けた教育・啓発・情報提供の充実

- ① 男女共同参画に関する講座、イベント等の開催
- ② 「男女共同参画週間」の周知
- ③ 男女共同参画に関する図書閲覧サービスの推進
- ④ 効果的な啓発・情報提供の検討

※女性活躍推進計画は、本計画全体に位置づけています。

3. 基本目標・重点指標について

基本理念の達成に向けて、基本目標ごとに重点指標を設定します。

各指標は、アンケート調査結果より算出のできる数値となっています。

基本目標1 あらゆる場面で女性参画を拡大します

重点指標

1

社会全体に対して
「男性優遇」または「女性優遇」と感じている割合

社会全体に対して「男性優遇」または「女性優遇」と感じている割合は、男女ともに7割程度と、前回計画策定時と比べて概ね同様の結果となっています。

社会の様々な場面において、男女が平等に参画できるよう、今後も取組を推進し、今後の5年間で約2割の改善を目指します。

(%)	前回計画策定時の 基準値 (令和元年)	本計画策定に あたる基準値 (令和6年)	本計画で目指す 目標値 (令和11年)
男性	68.6%	71.8%	50.0%
女性	71.9%	70.8%	50.0%



基本目標2 安心して暮らすための支援を充実します

重点指標

2

身体的・心理的暴力について
「自分が直接経験したことがある」方のうち、
『誰にも相談したことがない』の割合

身体的・心理的暴力について、「自分が直接経験したことがある」方のうち、『誰にも相談したことがない』の割合は、男女ともに 33.3% となっており、特に男性では状況の改善がみられています。

今後も、暴力の根絶に努めるとともに、暴力を受けた被害者の保護のための相談支援体制の充実、教育・啓発の実施等を行い、今後の5年間で、暴力を受けた経験がありながらも相談をすることができなかった割合を半減させることを目指します。

(%)	前回計画策定時の 基準値 (令和元年)	本計画策定に あたる基準値 (令和6年)	本計画で目指す 目標値 (令和11年)
男性	55.6%	33.3%	15.0%
女性	33.3%	33.3%	15.0%



基本目標3 男女共同参画の実現に向けた意識啓発や基盤整備を行います

重点指標

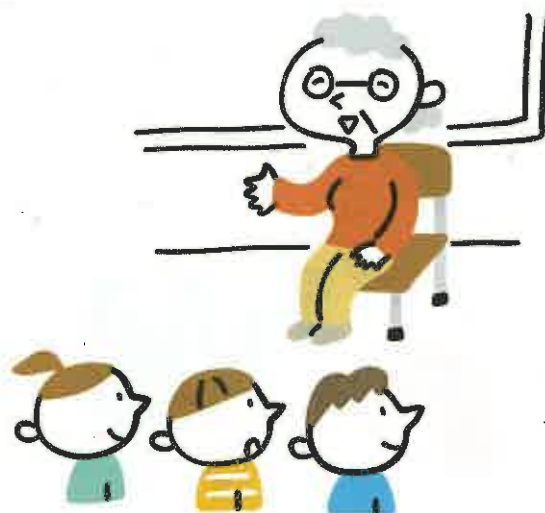
3

男女共同参画に関する講座・イベント等を『知っている』割合

男女共同参画に関する講座・イベント等を『知っている』割合は、男女ともに3割台となっています。前回計画策定時は、本指標に該当する設問がなかったため、0.0%となっています。

今後も、この講座やイベントについて、効果的な広報・周知を行い、取組が地域社会に定着することで、全体の50.0%の村民に認知されることを目指します。

(%)	前回計画策定時の 基準値 (令和元年)	本計画策定に あたる基準値 (令和6年)	本計画で目指す 目標値 (令和11年)
男性	0.0%	30.6%	50.0%
女性	0.0%	36.6%	50.0%



第4章

具体的取組



基本目標1 あらゆる場面で女性参画を拡大します

1-1 村政における女性参画の推進

施策の方向

政策・方針の対象となる社会の構成員のうち、約半数は女性であることから、その政策・方針に女性の意見を適切に反映させる必要があり、そのためには意思決定過程への女性の参画が重要となります。

また、人口減少・少子高齢化や価値観の多様化が進む中で、政策・方針の意思決定過程へ男女が共に参画し、女性の活躍が進むことで、より多角的な視点の活用が期待でき、社会経済情勢の変化に対応できる、持続可能な社会の実現にもつながります。

一方で、アンケート調査によると、本村では女性の8割近くが、「政治の場」において『男性が優遇されている』と感じている状況がみられています。

また、村役場における管理的地位にあたる女性の割合は17.6%となっており、今後も村政における女性の参画を推進していく必要があります。

そのため、女性の管理職への登用推進や、審議会への参加促進等を通し、政策・方針の意思決定過程への女性のさらなる参画推進を図ります。



① 審議会等の委員への女性の参加促進

これまで本村では、第6次行政改革実施計画において、女性委員の参加拡大に向けて、取組を推進してきました。

前回計画策定時と比べると、改善傾向にはあるものの、目標値の達成にはいたっていないため、今後も女性委員の参加拡大に向けた取組の推進を図ります。

担当課	全課			
事業の対象	審議会等			
事業の内容	第6次行政改革実施計画に基づき、性別にとられない住民参画に向けた取組を、引き続き推進します。			
取組指標	地方自治法（第180条の5）に基づく委員会及び、同法（第202条の3）に基づく審議会のうち、委員全体の人数に占める女性の割合			
	現状値 （令和6年度）	30.1%		目標値 （令和11年度） 35.0%以上

② 性別にかかわらず職域拡大と管理職への登用推進

村役場における管理的地位にあたる女性職員の割合は、令和6年4月1日時点で17.6%となっており、現行計画策定時に設けた目標値の割合（20.0%以上）を下回りましたが、現行計画策定時から比較すると、年々増加しています。

村政の推進にあたっては、女性の価値観や意見を取り入れることが重要であるため、誰もが働きやすい就業環境の整備・人材育成を行うことにより、性別にかかわらず職域拡大と管理職への登用推進に努めます。

担当課	総務課			
事業の対象	村の職員			
事業の内容	役職階層ごとに適正な人材育成を実施し、管理的地位にあたる女性職員のさらなる登用を図ります。			
取組指標	管理的地位にあたる女性職員の割合			
	現状値 （令和6年度）	17.6%		目標値 （令和11年度） 20.0%以上

③ 性別にとらわれない村役場職員採用の促進

村役場において採用した一般事務職の職員のうち、女性の割合は男性の割合より低くなっています。

女性が働きやすい環境の実現を目指すとともに、広報等の活動を充実させることで、女性の受験者を増やし、村役場職員の男女にとらわれない採用を図ります。

担当課	総務課			
事業の対象	村職員の一般事務職の新規採用者			
事業の内容	一般事務職の採用者における、女性の割合の増加を図ります。			
取組指標	一般事務職の採用者に占める女性の割合			
	現状値 (令和3～6年度の平均)	20.5%		目標値 (令和11年度) 25.0%以上

④ 村役場における仕事と家庭の両立支援の充実

村の職員が、男女ともに家庭生活に積極的に参画し、ワーク・ライフ・バランスの実現が可能となるよう、育児休暇等の取得を推進します。

担当課	総務課			
事業の対象	村の職員			
事業の内容	男性職員の配偶者出産時の休暇、育児休業、育児参加のための休暇取得を推進します。			
取組指標	男性職員の配偶者出産時の休暇取得者の割合			
	現状値 (令和6年)	67.0%		目標値 (令和11年) 100.0%

1-2 職場における女性参画及びワーク・ライフ・バランスの推進

施策の方向

本村の女性の労働力率について、特に 30～39 歳が、その前後の年代と比べて低くなっており、これは女性が結婚や出産に伴い、一度離職していることが要因と考えられます。

アンケート調査の「女性が出産後も離職せずに同じ職場で働き続けるために必要だと思うこと」についてみると、『子どもを預けられる環境の整備』や『仕事と育児との両立支援制度の充実』といった、育児に関する事項が多くなっています。

こうした状況を踏まえ、男女の均等な雇用機会と待遇の確保に向け、事業者に対する啓発等を推進するとともに、子育て支援を継続して行うことにより、個人の能力を十分に発揮し、自己実現を果たせる職場づくりへの支援を行います。



① 仕事と生活の両立に向けた意識啓発

国においては、男女雇用機会均等法の改正等が進められており、直近では令和7（2025）年に、事業主に対し、求職者へのハラスメントの防止措置の強化を求める事項が加えられるなど、男女がともに安心して働くことができる職場づくりが目指されています。

また、アンケート調査の「女性が出産後も離職せずに同じ職場で働き続けるために必要だと思うこと」についてみると、『女性が働き続けることへの周囲の理解や意識改革』が比較的多くなっています。

こうした状況を踏まえ、本村においては、男女がともに仕事と生活を両立させられる環境づくりに向け、意識啓発の充実を図ります。

担当課	村づくり観光課				
事業の対象	村民				
事業の内容	チラシ配布により、意識啓発を図ります。				
取組指標	広報紙等による男女雇用機会均等月間の啓発				
	現状値 (令和6年度)	1回		目標値 (令和11年度)	1回以上

② 女性の就労や再就職を支援するための情報提供

女性の就労や再就職を支援するための情報提供について、チラシを配布することにより、啓発を図ります。

また、出産時・転入時等にチラシを配布するなど、より効果的な情報提供の方法について検討します。

担当課	村づくり観光課				
事業の対象	村民				
事業の内容	チラシ配布により、意識啓発を図ります。				
取組指標	広報紙等を活用した、かながわの女性応援サイト等の啓発				
	現状値 (令和6年度)	1回		目標値 (令和11年度)	1回以上

③ 保育サービス等の充実

ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、安心して子どもを預けられる環境を整備します。

また、第3期清川村子ども・子育て支援事業計画において、女性が安心して妊娠・出産・育児ができるよう、相談窓口の設置と、その周知をするとともに、利用者のニーズに合わせたサービスの継続・充実を図ります。

担当課	子育て健康福祉課			
事業の対象	村民			
事業の内容	安心して子どもを預けることができる環境の整備と、子育てに関する相談サービスの充実を図ります。			
取組指標	子育てに関する相談窓口の設置数			
	現状値 (令和6年度)	1箇所		目標値 (令和11年度) 1箇所

④ 男性の子育てへの参加の促進

男性の子育てへの参加の促進については、第3期清川村子ども・子育て支援事業計画と連携を図りながら、取組を推進します。

保育環境の整備を行うことで、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた支援を行うとともに、マタニティ教室や妊娠時面接、親子開放デイ等への父親の参加促進を図ります。

担当課	子育て健康福祉課			
事業の対象	父親			
事業の内容	マタニティ教室や妊娠時面接、親子開放デイ等への父親の参加について、啓発を行います。			
取組指標	保健予防情報メールにおける、事業への父親の参加についての啓発回数			
	現状値 (令和6年度)	12回		目標値 (令和11年度) 12回

1-3 地域社会における男女共同参画の推進

施策の方向

アンケート調査の「地域活動において男女の地位が平等になっていると思うか」についてみると、『平等』が最も多くなっている一方で、『男性優遇』及び『女性優遇』の合計も 34.1%と比較的多くなっています。

今後も、性別にとらわれることなく、誰もがあらゆる分野で地域活動に参画できるよう、地域活動に参加しやすい環境づくりや活動に対する支援を推進します。



① 地域を支える人材育成と地域コミュニティの形成

女性のリーダーや、男性のボランティアの養成を促進するなど、地域を男女がともに支え合う仕組みづくりに努め、地域コミュニティの形成に必要な仲間づくりを支援します。

担当課	総務課			
事業の対象	地域			
事業の内容	自治会への加入等を通して、これからの地域を支える人材を育成することにより、地域コミュニティの形成に必要な仲間づくりを支援します。			
取組指標	自治会への加入率			
	現状値 (令和 6 年度)	66.2%	➡	目標値 (令和 11 年度) 70.0% 以上

② 男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興体制の推進

災害等の有事の際に不安を軽減し、安心して過ごすことのできる環境づくりに向け、防災活動の担い手の育成や、避難所の運営等に対して、男女共同参画の視点を取り入れることが重要です。

アンケート調査の「避難所における男女共同参画に関して、必要だと思うこと」についてみると、『避難所の運営等に男女がともに参加すること』や『設備等について、男女別のニーズに配慮すること』が特に多くなっています。

こうした状況を踏まえ、男女共同参画の視点を取り入れながら、防災・復興体制の推進を図ります。

担当課	総務課			
事業の対象	地域			
事業の内容	男女共同参画の視点を取り入れた、防災活動の担い手の育成、防災に関する啓発、防災訓練の実施等を行います。			
取組指標	女性消防団員の加入数			
	現状値 (令和 6 年度)	0 人	➡	目標値 (令和 11 年度) 1 人 以上

1-4 教育・生涯学習における男女共同参画の推進

施策の方向

性別に関する偏見の防止や各個人の能力開発、あらゆる分野への参画の機会づくり等の理由から、男女が各個人の個性・能力を十分に発揮し、社会に参画するためには、生涯学習を推進することが重要となります。

本村においては、これまでも行事や講座等を通して生涯学習活動を行ってきましたが、今後も男女が共に参加しやすい環境づくりやプログラム設定を行うことで、引き続き男女共同参画社会の実現に向けた事業の推進を図ります。



① 生涯学習活動への参加のしやすさの向上

生涯学習活動において、男女が共に参画しやすい環境づくりに向け、行事・講座等を実施する時間帯やテーマ設定に配慮します。

また、乳幼児の一時預かり等の取組との連携を図ります。

担当課	生涯学習課				
事業の対象	村民				
事業の内容	男女が共に参加できるよう、時間帯やテーマ設定、乳幼児の一時預かり等に配慮した講座の開設に努めます。				
取組指標	託児サービス実施事業				
	現状値 (令和 6 年度)	3 回		目標値 (令和 11 年度)	3 回 以上

② 学習グループの養成・活動支援

生涯学習の推進にあたっては、地域で活動する多様な主体と連携することが重要となります。

そのため、各種団体・グループの活動を支援するとともに、団体間での交流の促進を図ります。

担当課	生涯学習課				
事業の対象	村民				
事業の内容	学習グループ同士の情報交換、団体同士の交流の場、団体活動の発表の場等を提供します。				
取組指標	団体活動の発表の場の提供				
	現状値 (令和 6 年度)	4 回		目標値 (令和 11 年度)	4 回 以上

③ 人権意識の高揚

人権意識の高揚を図ることで、地域において人が大切にされるとともに、誰もが活躍できる社会づくりへとつながります。

また、人々の人権に対する理解が深まることで、地域で支援を必要としている人を早期発見することにもつながります。

そのため、男女共同参画のみならず、自認する性の違い、子ども・高齢者・障がいのある方、外国にルーツのある方、その他複合的な課題を抱えている方等、様々な生きづらさを抱える方に関する理解の促進を図ることで、人権意識の高揚に努めます。

担当課	生涯学習課・子育て健康福祉課			
事業の対象	村民			
事業の内容	広報紙やホームページを活用し、幅広い人権意識の啓発に努めます。			
取組指標	人権週間の啓発、人権関係図書の紹介、人権作文・ポスターコンクールへの出品等			
	現状値 (令和6年度)	3回	➡	目標値 (令和11年度) 3回以上

④ 小中学校での男女平等教育の充実

アンケート調査の「男女共同参画社会の実現に向け、力を入れるべきこと」についてみると、『学校での男女平等教育の推進』が2番目に多くなっています。

男女平等への意識は、一朝一夕で育つものではなく、学校教育段階からの意識の醸成が重要と考えられるため、男女平等教育の充実を図ります。

担当課	学校教育課			
事業の対象	児童・生徒			
事業の内容	男女平等への理解が深まるよう、教育活動全体を通して、発達段階に応じた指導を行います。			
取組指標	小中学校における道徳教育（講演会）の実施回数			
	現状値 (令和6年度)	2回	➡	目標値 (令和11年度) 3回以上

⑤ 教育関係者及び保護者への研修の推進

幼児期・学童期からの男女平等教育の推進にあたっては、児童・生徒の成長に携わる学校・家庭等における関係者の働きかけが重要となります。

そのため、教育関係者及び保護者への研修を推進することで、男女にとらわれることなく、誰もが個人の能力を発揮できる社会の実現と、次世代を担う人材の育成を図ります。

担当課	学校教育課			
事業の対象	教育関係者・保護者			
事業の内容	人権教育研修会、保護者会、各種通知文、お便り等を活用し、啓発や研修の機会を提供します。			
取組指標	人権教育研修会への参加実績			
	現状値 (令和 6 年度)	4 回		目標値 (令和 11 年度) 4 回以上

⑥ 生涯学習活動の推進

個人の能力開発等による、誰もが能力・個性を発揮できる社会の実現に向け、生涯学習活動を継続的に推進します。

担当課	生涯学習課・学校教育課			
事業の対象	村民			
事業の内容	各種講座等の実施や、さらなる活動につながるような体験・活動を行います。			
取組指標	生涯学習講座の実施			
	現状値 (令和 6 年度)	4 回		目標値 (令和 11 年度) 4 回以上

基本目標2 安心して暮らすための支援を充実します

2-1 あらゆる形態の暴力の根絶【DV 防止計画】

施策の方向

国においては、DV の防止と被害者の保護を目的とした「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV 防止法」という。）」が定められています。

直近では、令和 5（2023）年に改正され、保護命令制度の拡充・保護命令違反の厳罰化といった、主に被害者保護の強化に関する事項が加えられました。

アンケート調査の「DV を見聞きした経験の有無」についてみると、『身近で見聞きした経験がある』が 21.0%となっており、実際に DV を身近で経験したケースも一定数みられます。

こうした状況を踏まえ、本村においてもあらゆる形態の暴力の根絶に向け、本施策を村の「DV 防止計画」に位置づけ、引き続き村民への啓発を行うとともに、被害者の視点に立った切れ目のない支援体制の構築を推進します。

施策の内容

① 暴力から身を守るための学習の実施

子どもが暴力の被害者となることや、次世代における暴力を防止するため、子どもや保護者が DV について学習するための機会を確保する必要があります。そのため、子ども及び保護者を対象とした、DV に関する学習機会の充実を図ります。

担当課	学校教育課			
事業の対象	児童・生徒・保護者			
事業の内容	子どもがいじめ・虐待といったあらゆる暴力から自分を守るとともに守られるよう、子ども及び保護者を対象とした学習機会の充実を図ります。			
取組指標	「①いじめ暴力防止キャンペーン」「②生活アンケート」「③体罰調査の講話」の各事業の実施			
	現状値 (令和 6 年度)	① 3 回 ② 17 回 ③ 3 回	➡	目標値 (令和 11 年度) 各 3 回以上

② 被害者等への相談支援体制の充実

アンケート調査の「DVを受けたことに関して、相談した経験の有無」についてみると、『誰にも相談したことがない』が33.3%となっており、相談までつながらなかったケースがみられます。

こうした状況を踏まえ、DV等について困っている誰もが気軽に相談できるよう、相談支援体制の整備に努めます。

また、近年、世帯のあり方や価値観の多様化により、暴力の背景や形態も複雑化していることから、様々なケースに適切に対応できるよう、相談支援の質の向上を目指します。

担当課	子育て健康福祉課		
事業の対象	村民		
事業の内容	暴力を受けた被害者等への相談支援体制の充実を図ります。 また、男性の被害者への支援に関する事項の周知を図ります。		
取組指標	相談窓口設置数		
	現状値 (令和6年度)	1箇所	➡ 目標値 (令和11年度) 1箇所以上を維持



2-2 様々な困難に直面する方への支援【困難女性支援計画】

施策の方向

国においては、女性が日常生活や社会生活の中で直面する様々な困難への対処を目的として、令和4（2022）年に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が制定されています。

アンケート調査の「困難に直面した経験の有無」についてみると、『いずれもない』が最も多くなっているものの、『家庭内不和』『生活困窮』『育児・家事の過度な負担』といったケースも一定数みられています。

また、「困難に直面したことに関する相談経験の有無」についてみると、『誰にも相談したことがない』が31.6%となっており、相談までつながらなかったケースがみられます。

こうした状況を踏まえ、本村においても困難に直面する女性への支援の推進にあたり、本施策を村の「困難女性支援計画」に位置づけ、他の個別計画等とも連携を図りながら、誰もが個性や能力を発揮できる社会の実現に向けて取り組みます。

① 高齢者の生きがいづくりのための支援

施策の内容

高齢化の進行に伴い、高齢になっても個人の個性や能力を発揮し、生きがいを持って生活できる地域づくりが求められています。

本村においては、高齢者に就業の機会を提供し、地域貢献につながる活動を行うための「生きがい事業団」の活動を支援していますが、女性の会員数は少ない状況が続いています。

そのため、清川村高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画において位置づけている、生きがい事業団への支援に引き続き取り組むとともに、男女共同参画の視点も持ちながら、地域づくりを推進します。

担当課	子育て健康福祉課			
事業の対象	村民			
事業の内容	高齢者の生きがいづくりのための支援を行います。			
取組指標	生きがい事業団の女性会員比率			
	現状値 (令和6年度)	10.4%		目標値 (令和11年度) 20.0%

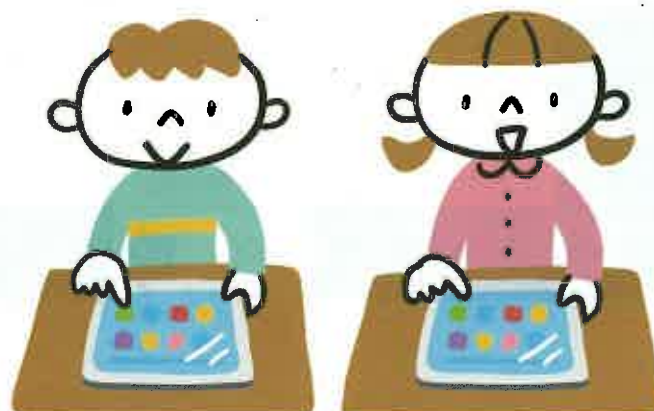
② 小中学校における性的マイノリティへの適切な理解の促進

レズビアン（Lesbian：女性の同性愛者）、ゲイ（Gay：男性の同性愛者）、バイセクシュアル（Bisexual：両性愛者）、トランスジェンダー（Transgender：出生時に診断された性と、自認する性の不一致）、クィア（Queer：LGBTの4つ以外の様々な性的指向・性自認の総称）／クエスチョニング（Questioning：自身の性的指向や性自認が明確でない、または意図的に決めていない人）の頭文字をとった総称である LGBTQ 等の当事者は、身近な相談相手が少ないこと等により、困難な状況に置かれているケースがみられます。

アンケート調査の「LGBTQ 等に対する認知度」についてみると、『内容は知らない』が37.6%となっており、さらなる啓発の推進が求められます。

そのため、本村においても、教育現場におけるすべての人の人権を守るため、LGBTQ 等に関する啓発等を行うとともに、支援体制の整備に努めます。

担当課	学校教育課			
事業の対象	教職員・児童・生徒			
事業の内容	教職員を対象とした、LGBTQ 等をテーマとする人権研修会を継続的に開催します。 また、性の多様性について日頃からの言動に配慮するよう、啓発します。 さらに、児童・生徒が安心して教育を受けられるよう、性の多様性について知る機会を設けます。			
取組指標	現状値 (令和6年度)	1回	➡	目標値 (令和11年度) 1回以上



③ 困難を抱える方への相談支援体制の充実

アンケート調査の「困難に直面した際に、相談した経験の有無」についてみると、『誰にも相談したことがない』が31.6%となっており、相談までつながらなかったケースが一定数みられます。

そのため、高齢者をはじめとした、生活に困難を抱えている方の不安が軽減され、安心して生活することができるよう、相談支援の啓発や、体制の充実を図ります。

担当課	子育て健康福祉課			
事業の対象	村民			
事業の内容	困難を抱える方が適切に相談支援へつながるよう、啓発や体制の充実を図ります。			
取組指標	広報「清川通信」への相談窓口の掲載回数			
	現状値 (令和6年度)	1回	➡	目標値 (令和11年度) 1回以上



2-3 生涯を通して健康に過ごすための支援

施策の方向

男女では、生涯を通して異なる健康上の問題が生じると考えられます。

また、近年では、共働き世帯の増加、晩婚化等による初産年齢の上昇、平均寿命の伸長等のライフサイクルの変化もあり、懸念される健康リスクにも変化が生じています。

そのため、学童・思春期からの健康教育を充実させるとともに、性別にかかわらず誰もが自分たちの生活と健康に向き合えるようにするための支援が必要になっています。

こうした状況を踏まえ、本村においては、村民への啓発や講座の実施等を通して、村民の健康づくりの支援を行います。



① 健康づくりに関する講座等の充実

これまで本村においては、特定健康診査や後期高齢者健康診査をはじめとする「やまびこ健診」や、生活習慣病予防講座等を実施しています。

今後も引き続き各種取組を実施するとともに、村民の主体的な健康づくりへのアプローチに向け、各種取組の充実に向けて検討します。

担当課	子育て健康福祉課			
事業の対象	村民			
事業の内容	やまびこ健診や、生活習慣病予防講座等を実施します。			
取組指標	やまびこ健診受診率			
	現状値 (令和 6 年度)	34.8%		目標値 (令和 11 年度) 40.0% 以上

② 子育て等に関する相談支援体制の充実

妊娠・出産時から子育て中の母親が抱える心身の不安の解消に向け、相談支援体制の充実を図ります。

また、産後うつ等の心身の相談に対して適切な支援ができるよう、相談員の対応力の向上を図ります。

担当課	子育て健康福祉課			
事業の対象	村民			
事業の内容	清川村こども家庭センターにて、子育てに関する相談支援を実施します。			
	産後ケア事業（出張母乳相談）の実施			
取組指標	現状値 (令和 6 年度)	1回		目標値 (令和 11 年度) 3回 以上

③ 子宮頸がん検診・乳がん検診の受診率の向上

女性特有の疾患について、正しい知識の普及に向けた啓発や、定期的な検診受診の意識付けを行うことで、子宮頸がん及び乳がん検診の受診率の向上を図ります。

担当課	子育て健康福祉課			
事業の対象	20歳以上の女性			
事業の内容	7月を健診月間として、集団がん検診を実施します。 また、個別検診を8月から2月末にかけて、契約医療機関により実施します。			
取組指標	子宮頸がん検診及び乳がん検診の受診率			
	現状値 (令和6年度)	子宮頸がん 16.3% 乳がん 12.4%	目標値 (令和11年度)	子宮頸がん 30.0% 乳がん 35.0%

④ 村民を対象とした喫煙・過度な飲酒・薬物等、健康をおびやかす問題への取組

健康上の問題で日常生活が制限されることがないように、喫煙・過度な飲酒・薬物等の健康をおびやかす問題について、村民へ啓発を行います。
また、健康被害の大きい受動喫煙についての対策を推進します。

担当課	子育て健康福祉課			
事業の対象	村民			
事業の内容	喫煙・薬物乱用防止に向けた、啓発を行います。			
取組指標	麻薬・覚せい剤・大麻乱用防止運動 神奈川大会（10月1日～11月30日）のポスター掲示			
	現状値 (令和6年度)	1回	目標値 (令和11年度)	1回以上

⑤ 児童・生徒を対象とした喫煙・過度な飲酒・薬物等、健康をおびやかす問題への取組

健康上の問題で日常生活が制限されることがないように、喫煙・過度な飲酒・薬物等の健康をおびやかす問題について、児童・生徒へ啓発を行います。

特に、思春期は心身の発達において重要な時期であり、将来の村を担う人材が健康に育まれるよう、授業等における支援を充実します。

担当課	学校教育課			
事業の対象	児童・生徒			
事業の内容	喫煙・過度な飲酒・薬物等が身体に与える影響について、授業を通して啓発します。			
取組指標	体育・保健体育の授業における薬物乱用防止教室の実施			
	現状値 (令和6年度)	全2回		目標値 (令和11年度) 各校で 1回 ずつ

⑥ 男性のための料理教室等の講座への支援

アンケート調査の「家庭で誰が家事を主に行っているか」についてみると、『女性の役割・分担が大きい状況』が多くみられ、男性も同様に家事に参加していくことが求められます。

そのため、性別にかかわらず家事に参加できるよう、男性のための料理教室等の講座の開催への支援を行います。

担当課	子育て健康福祉課			
事業の対象	20歳以上の男性			
事業の内容	料理教室等、家事全般に関する男性向け講座の開催への支援等を行います。			
取組指標	料理教室の開催			
	現状値 (令和6年度)	1教室		目標値 (令和11年度) 1教室 以上

基本目標3 男女共同参画の実現に向けた意識啓発や基盤整備を行います

3-1 男女共同参画社会の実現に向けた教育・啓発・情報提供の充実

施策の方向

男女共同参画社会の実現に向けて、法制度の整備や様々な取組の推進等が行われていますが、社会全体に対して、十分に男女共同参画が浸透しているとは言い切れない状況となっています。

その要因の一つとして、長年にわたり人々の中に形成されてきた、性別に基づく固定的な役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念があることが挙げられます。

そのような意識・偏見は、長年にわたる習慣により形成されてきた面があり、講座等の啓発の機会を活用し、新たな意識づくりをしていくことが重要です。

こうした状況を踏まえ、本村においては、講座やイベント、男女共同参画週間の周知等を通して、男女双方の意識改革・理解の促進を図ります。



① 男女共同参画に関する講座・イベント等の開催

男女共同参画社会の実現に向け、村民への啓発を目的とした講座・イベント等の開催に努めます。

担当課	生涯学習課				
事業の対象	村民				
事業の内容	男女共同参画に関する講座やイベントを実施するとともに、県や各種団体が主催する事業・セミナー等への参加を呼びかけます。				
取組指標	講座・イベント等の実施				
	現状値 (令和 6 年度)	1 回	➡	目標値 (令和 11 年度)	1 回 以上

② 「男女共同参画週間」の周知

内閣府男女共同参画推進本部では、毎年 6 月 23 日から 29 日までの 1 週間を「男女共同参画週間」とし、男女共同参画社会の実現に向けた活動を全国的に行うこととしています。

本村においても、広報紙やホームページを活用して、男女共同参画に関する啓発を行います。

担当課	生涯学習課				
事業の対象	村民				
事業の内容	広報紙やホームページを活用し、周知を行います。				
	「男女共同参画週間」の周知				
取組指標	現状値 (令和 6 年度)	3 回	➡	目標値 (令和 11 年度)	3 回 以上

③ 男女共同参画に関する図書閲覧サービスの推進

村民の男女共同参画に対する意識づくりに向け、図書館における男女共同参画に関する蔵書の充実を図ります。

担当課	生涯学習課			
事業の対象	村民			
事業の内容	図書館において、男女共同参画に関する蔵書の充実を図ります。			
取組指標	男女共同参画に関する図書の購入			
	現状値 (令和6年度)	6冊	➡	目標値 (令和11年度) 5冊以上

④ 効果的な啓発・情報提供の検討

村が実施する男女共同参画に関する啓発事業について、生涯学習課において内容を確認し、必要に応じて助言を行うことで、男女共同参画社会の実現を目指すうえでの、村民一人ひとりの当事者意識の醸成を図ります。

担当課	生涯学習課			
事業の対象	啓発事業を行う各課			
事業の内容	男女共同参画に関する啓発のチラシ・掲示物等について、生涯学習課で内容を確認します。			
取組指標	男女共同参画に関する啓発のチラシ・掲示物等への確認・助言の実施			
	現状値 (令和6年度)	0回	➡	目標値 (令和11年度) 随時実施



1. SDGsと本計画の関係について

平成 27（2015）年 9 月、国連サミットにおいて、全会一致で採択された「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現に向けて、17 の国際目標が示されています。

この中の男女共同参画の実現に向けた取組に関する分野として、「5 ジェンダー平等を実現しよう」を中心に、各項目を踏まえながら取組を推進します。



2. 計画の推進体制

男女共同参画社会の実現のためには、関係各課や村民、事業所等の地域のあらゆる主体が当事者意識を持って、取組を推進することが重要です。

計画の推進にあたっては、男女共同参画の担当課である生涯学習課を中心に、庁内の各課及び、地域で活動する個人・団体との連携をもって、取り組みます。

計画の進行管理にあたっては、各種取組指標によって適時点検を行いながら、計画的な事業の実施を図ります。

また、計画の策定 (Plan) から、計画の実施 (Do)、計画の評価 (Check)、見直し・改善 (Action) を繰り返す PDCA サイクルにより、実効性のある施策展開を図ります。



3. 計画の策定経過

令和7年3月5日～3月28日	策定に向けたアンケート調査実施
令和7年10月23日	令和7年度清川村社会教育委員会議（第1回） （1）第2次清川村男女共同参画基本計画について （2）令和7年度社会教育事業計画について （3）令和7年度社会教育委員事業について 関東甲信越静社会教育大会 （4）令和7年度社会教育関係団体等への補助金及び 交付金の交付について （5）その他
令和8年1月22日	令和7年度清川村社会教育委員会議（第2回） （1）第2次清川村男女共同参画基本計画について （2）その他
令和8年2月19日	
令和8年3月12日	



4. 清川村社会教育委員条例

昭和 32 年 11 月 1 日条例第 19 号

清川村社会教育委員条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 15 条の規定に基づき社会教育委員に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置及び定数)

第 2 条 本村に社会教育委員（以下「委員」という。）を置き、その定数は 10 人とする。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任することができる。

2 委員に欠員を生じたときは、補欠の委員を委嘱し、その任期は前項の規定にかかわらず前任者の残任期間とする。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるものの外、必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 61 年 4 月 1 日条例第 7 号）

この条例は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

5. 社会教育委員会会議運営規則

昭和 63 年 4 月 27 日教育委員会規則第 3 号

清川村社会教育委員会会議運営規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、清川村社会教育委員条例（昭和 32 年条例第 19 号）第 4 条の規定に基づき、社会教育委員（以下「委員」という。）の会議運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(議長及び副議長)

第 2 条 委員の会議（以下「会議」という。）には、委員の互選による議長、副議長各 1 人を置く。

(議長及び副議長の任期)

第 3 条 議長及び副議長の任期は、2 年とする。

(議長及び副議長の職務)

第 4 条 議長は、会議を招集し、これを主宰する。

2 副議長は、議長を助け、議長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を行う。

(会議の招集)

第 5 条 会議は、必要がある場合に招集するものとする。

2 前項の規定による招集は、会議開催の日時、場所及び会議に付議すべき事件をあらかじめ通知して行う。

(会議の定足数及び議決)

第 6 条 会議は、在席委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会議の議決は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(その他必要な事項)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、議長が会議にはかって決定する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和 63 年 4 月 1 日から適用する。

6. 社会教育委員名簿

役職	氏名
議 長	川瀬 十三男
副議長	梶原 志津子
委 員	細野 百合子
委 員	下村 恭代
委 員	吉川 美幸
委 員	木村 真愛紗
委 員	則包 大輔

第2次清川村男女共同参画基本計画
令和8年度～令和12年度

発行年：令和8年3月

発行：清川村

編集：教育委員会事務局 生涯学習課

TEL：046-288-3733（直通）

URL：<http://www.town.kiyokawa.kanagawa.jp/>

第2次清川村男女共同参画基本計画（案）に関する
パブリックコメント意見提出用紙

提出日 令和8年 月 日

氏 名 (名 称)	(フリガナ)	
住 所 (所在地)		
電話番号 (携帯電話可)	※ご意見の内容を確認するため、連絡させていただくことがあります。	
区 分 (当てはまる□に レ点を入れてくだ さい。)	☐ 村議会議員	
ご 意 見	該当箇所	内 容

- 注意事項 ① ご意見は、第2次清川村男女共同参画基本計画（案）の策定に当たって参考とさせていただきます。
- ② 同じ趣旨のご意見があった場合には、とりまとめて公表することがあります。
- ③ ご意見に対し、個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- ④ ご記入いただいた個人情報につきましては、清川村個人情報保護条例の規定に基づき、適切に管理します。

※ 裏面にもご意見をご記入いただけます。

ご意見	該当箇所	内 容

ご意見の提出方法と問い合わせ先

提出期間	令和8年2月27日(木)から令和8年3月8日(日)まで ※ 郵送の場合は、末日の消印有効とします。
持参の場合	清川村役場4階 教育委員会事務局 生涯学習課窓口へ直接提出してください。 ※ 土曜日、日曜日及び祝日は除きます。
郵送、ファックス、 電子メールの 送付先及び 問い合わせ先	・ 郵送する場合 郵 送 先 〒243-0195 神奈川県愛甲郡清川村煤ヶ谷 2216 番地 清川村教育委員会事務局 生涯学習課 ・ ファックスで送信する場合 ファックス番号 046-288-1262 (送信先 清川村教育委員会事務局 生涯学習課) ・ 電子メールで送信する場合 メールアドレス shougai@town.kiyokawa.kanagawa.jp (送信先 清川村教育委員会事務局 生涯学習課) 電子メールの件名 第2次清川村男女共同参画基本計画(案)に関するパブリックコメント意見 ・ 問い合わせ 清川村教育委員会事務局 生涯学習課 電話 046-288-3733 (直通)

議会全員協議会資料

固定資産評価審査委員会 委員の選任について

令和8年2月18日（水）

固定資産評価審査委員会

固定資産評価審査委員会委員の選任について

1. 概要

固定資産評価審査委員会委員の選任について、3月定例会において議会の同意を求める予定であり、制度概要及び選任内容について事前にご説明するものです。

2. 固定資産評価審査委員会とは

固定資産評価審査委員会は、地方税法に基づき設置され、村長が選任し議会の同意を得て任命された委員により構成され、固定資産課税台帳に登録された価格について納税者からの審査申出を公正かつ中立な立場で審査する第三者機関です。

3. 今回の選任理由

- ・① 齊藤 満雄 委員の任期満了に伴うもの
- ・現委員（定数3人）の任期満了日
 - ① 齊藤 満雄 委員 令和8年3月20日
 - ② 下嶋 清一 委員 令和9年7月2日
 - ③ 山口 郁夫 委員 令和9年7月2日

4. 次期委員の任期

令和8年3月21日から令和11年3月20日まで（3年間）

5. 今後の予定

- ・2月18日 全員協議会（事前説明）
- ・3月定例会 議案提出（人事案件）
- ・議会同意後、選任辞令の交付

議会全員協議会資料

衆議院の解散総選挙等の 執行に伴う予算措置について

令和8年2月18日（水）

政策推進課

1 会計別一覧表

(1) 一般会計及び特別会計

(単位：千円)

会 計 名		補正号数	補正前の額	補正額	補正後の額
一 般 会 計		5号	2,979,880	3,667	2,983,547
特 別 会 計	国民健康保険事業	2号	400,711	—	400,711
	介護保険事業	2号	405,211	—	405,211
	後期高齢者医療事業	1号	100,567	—	100,567
	小 計		906,489	—	906,489
合 計			3,886,369	3,667	3,890,036

(2) 簡易水道事業会計(企業会計)

(単位：千円)

収 支 区 分	補正号数	補正前の額	補正額	補正後の額
収 入	4号	174,200	—	174,200
支 出	4号	215,198	—	215,198

(3) 公共下水道事業会計(企業会計)

(単位：千円)

収 支 区 分	補正号数	補正前の額	補正額	補正後の額
収 入	3号	525,111	—	525,111
支 出	3号	591,867	—	591,867

※企業会計は収入と支出が同額にならないため両方記載。

2 一般会計補正予算

○歳入

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	補正後の額
1 村 税	1,231,299	0	1,231,299
2 地方譲与税	25,259	0	25,259
3 利子割交付金	168	0	168
4 配当割交付金	2,626	0	2,626
5 株式等譲渡所得割交付金	2,330	0	2,330
6 法人事業税交付金	10,487	0	10,487
7 地方消費税交付金	72,216	0	72,216
8 ゴルフ場利用税交付金	16,642	0	16,642
9 環境性能割交付金	2,722	0	2,722
10 地方特例交付金	1,981	0	1,981
11 地方交付税	541,167	0	541,167
12 交通安全対策特別交付金	0	0	0
13 分担金及び負担金	1,927	0	1,927
14 使用料及び手数料	75,156	0	75,156
15 国庫支出金	203,694	0	203,694
16 県支出金	277,946	3,667	281,613
17 財産収入	85,826	0	85,826
18 寄附金	59,002	0	59,002
19 繰入金	169,622	0	169,622
20 繰越金	93,579	0	93,579
21 諸収入	102,431	0	102,431
22 村債	3,800	0	3,800
合 計	2,979,880	3,667	2,983,547

○歳出

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	補正後の額
1 議 会 費	69,642	0	69,642
2 総 務 費	679,482	3,667	683,149
3 民 生 費	509,197	0	509,197
4 衛 生 費	255,940	0	255,940
5 農林水産業費	198,332	0	198,332
6 商 工 費	205,882	0	205,882
7 土 木 費	409,265	0	409,265
8 消 防 費	207,273	0	207,273
9 教 育 費	358,563	0	358,563
10 災害復旧費	40	0	40
11 公 債 費	71,264	0	71,264
12 予 備 費	15,000	0	15,000
合 計	2,979,880	3,667	2,983,547

3 一般会計補正予算の主な内容

○歳入

(単位:千円)

款(歳入名称)	補正額	主な内容	所管課
県支出金 (衆議院議員総選挙・最高裁判 所裁判官国民審査委託金)	3,667	衆議院の解散に伴い、衆議 院議員総選挙並びに最高 裁判所裁判官国民審査が 実施されることになった ため。	総 務 課

○歳出

(単位:千円)

款(事業名)	補正額	主な内容	所管課
総務費 (衆議院議員総選挙・最高裁判 所裁判官国民審査執行費)	3,667	衆議院の解散に伴い、衆議 院議員総選挙並びに最高 裁判所裁判官国民審査が 実施されることになった ため。	総 務 課

歳出補正予算の補足説明

1 専決処分日

令和8年1月23日（金）

2 専決する根拠

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項

（普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき）

3 専決処分の理由

令和8年1月23日の衆議院の解散に伴い、衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査に行うべき事由が生じ、1月27日公示、2月8日投開票とされたため、当該予算の執行に急施を要するので、ここに専決処分をするもの。

4 公示日

令和8年1月27日（火）

5 選挙執行日

令和8年2月8日（日）

6 予算措置額

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の規定による算定方法で積算

事業名	節名称	予算額
衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査執行費	報酬	703千円
	職員手当等	1,855千円
	需用費	167千円
	役務費	413千円
	委託料	528千円
	使用料及び賃借料	1千円

議会全員協議会資料

令和7年度3月補正 予算(案)について

令和8年2月18日(水)

政策推進課

1 会計別一覧表

(1) 一般会計及び特別会計

(単位：千円)

会 計 名		補正号数	補正前の額	補正額	補正後の額
一 般 会 計		6号	2,983,547	△128,277	2,855,270
特 別 会 計	国民健康保険事業	3号	400,711	△25,061	375,650
	介 護 保 険 事 業	3号	405,211	△352	404,859
	後期高齢者医療事業	2号	100,567	2,714	103,281
	小 計		906,489	△22,699	883,790
合 計			3,890,036	△150,976	3,739,060

(2) 簡易水道事業会計(企業会計)

(単位：千円)

収 支 区 分	補正号数	補正前の額	補正額	補正後の額
収 入	5号	174,200	△10,747	163,453
支 出	5号	215,198	△13,303	201,895

(3) 公共下水道事業会計(企業会計)

(単位：千円)

収 支 区 分	補正号数	補正前の額	補正額	補正後の額
収 入	4号	525,111	3,346	528,457
支 出	4号	591,867	2,101	593,968

※企業会計は収入と支出が同額にならないためそれぞれ記載。

2 一般会計補正予算

○歳入

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	補正後の額
1 村 税	1,231,299	1,674	1,232,973
2 地方譲与税	25,259	0	25,259
3 利子割交付金	168	365	533
4 配当割交付金	2,626	0	2,626
5 株式等譲渡所得割交付金	2,330	0	2,330
6 法人事業税交付金	10,487	0	10,487
7 地方消費税交付金	72,216	0	72,216
8 ゴルフ場利用税交付金	16,642	0	16,642
9 環境性能割交付金	2,722	0	2,722
10 地方特例交付金	1,981	△50	1,931
11 地方交付税	541,167	72,680	613,847
12 交通安全対策特別交付金	0	0	0
13 分担金及び負担金	1,927	0	1,927
14 使用料及び手数料	75,156	△5,110	70,046
15 国庫支出金	203,694	△9,882	193,812
16 県支出金	281,613	△20,989	260,624
17 財産収入	85,826	△4,269	81,557
18 寄附金	59,002	△17,800	41,202
19 繰入金	169,622	△154,941	14,681
20 繰越金	93,579	0	93,579
21 諸収入	102,431	10,045	112,476
22 村債	3,800	0	3,800
合 計	2,983,547	△128,277	2,855,270

○歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	補正後の額
1 議 会 費	69,642	△1,132	68,510
2 総 務 費	683,149	△28,882	654,267
3 民 生 費	509,197	△16,069	493,128
4 衛 生 費	255,940	△20,396	235,544
5 農林水産業費	198,332	△13,782	184,550
6 商 工 費	205,882	△19,282	186,600
7 土 木 費	409,265	△15,084	394,181
8 消 防 費	207,273	8,134	215,407
9 教 育 費	358,563	△20,284	338,279
10 災害復旧費	40	0	40
11 公 債 費	71,264	△1,500	69,764
12 予 備 費	15,000	0	15,000
合 計	2,983,547	△128,277	2,855,270

3. 一般会計補正予算の主な内容

○歳入

(単位:千円)

款(歳入名称)	補正額	主な内容	所管課
地方交付税 (普通交付税)	72,680	臨時経済対策費等の創設に伴う追加交付による増額	政策推進課
使用料及び手数料 (浴場使用料)	△3,158	設備故障による休止期間の来客数減少による減額	村づくり 観光課
国庫支出金 (物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金)	△3,500	定額減税補足給付金給付事業の完了による交付額確定に伴う減額	政策推進課
国庫支出金 (社会資本整備総合交付金)	△4,804	対象事業費及び交付金内示額の減額に伴う減額	村づくり 観光課
県支出金 (市町村自治基盤強化総合補助金)	△4,868	村道三浦線改良工事の繰越明許費設定等に伴う減額	政策推進課
県支出金 (水源環境保全・再生市町村補助金)	△9,392	水源環境保全再生事業の執行見込みによる補助額の減額	建設農林課
繰入金 (宮ヶ瀬霊園管理運営基金繰入金)	△2,999	通路改修工事代等の事業執行見込みによる減額	環境上下水道課
財産収入 (きよかわくらし応援館賃貸料)	△3,000	クリエイトSD清川店の売り上げに伴う減額	政策推進課
寄附金 (ふるさと応援寄附金)	△23,800	寄附件数等の減少に伴う減額	村づくり 観光課
寄附金 (企業版ふるさと納税寄附金)	6,000	見込みを上回る寄附申出に伴う増額	村づくり 観光課
繰入金 (公共施設等整備事業基金繰入金)	△62,100	財源調整に係る減額	政策推進課
繰入金 (財政調整基金繰入金)	△90,786	補正予算に係る財源調整	政策推進課
諸収入 (消防団退職報償繰替金)	3,845	消防団員退団報酬の増額に伴う増額	総務課

○歳出

(単位:千円)

款(事業名)	補正額	主な内容	所管課
総務費 (総務管理事業)	△10,994	人件費の精査に伴う減額	総務課
総務費 (電算管理事業)	△18,097	システム標準化経費の執行見込みに伴う減額	総務課
総務費 (地域おこし協力隊活用事業)	△9,907	地域おこし協力隊の雇用状況に伴う減額	建設農林課
総務費 (企業版ふるさと納税基金費)	6,000	当初見込みを上回る寄附申出に伴う増額	村づくり 観光課
総務費 (財政調整基金費)	26,482	補正予算に係る財源調整	政策推進課
総務費 (村議会議員選挙執行費)	△5,909	事業完了に伴う減額	総務費
衛生費 (保健衛生総務事業)	△8,579	人件費の精査に伴う減額	子育て健康 福祉課
農林水産業費 (水源環境保全再生事業)	△9,392	事業執行見込みに伴う減額	建設農林課
商工費 (ふるさと応援寄附金推進事業)	△12,112	寄附件数等の減少に伴う減額	村づくり 観光課
土木費 (土木一般管理事業)	△5,665	人件費の精査に伴う減額	建設農林課
消防費 (消防広域化事業)	9,039	人事院勧告に伴う人件費分の増額	総務課
教育費 (教育委員会事務局運営事業)	△6,159	人件費の精査に伴う減額	学校教育課
教育費 (幼稚園管理事業)	△6,751	人件費の精査に伴う減額	学校教育課

○繰越明許費の追加

(単位：千円)

款	項	事業名等	金額
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳総務事業	1,848

【繰越明許となる要因】

戸籍の附表システムにかかる、旧氏記載機能を含む改修について、令和8年度当初予算への計上を予定していたが、国庫補助金の交付決定が3月中とされたことに伴い、翌年度に跨いだシステム改修のスケジュールが示されたため。

○繰越明許費の追加

(単位：千円)

款	項	事業名等	金額
6 商工費	1 商工費	宮ヶ瀬地区観光施設管理事業	3,722

【繰越明許となる要因】

宮ヶ瀬湖畔園地内共有の設備更新に係る県発注工事において、更新する圧力タンクの機種変更を余儀なくされ、当該設備の調整及び製作に時間を要し、年度内の工事完了が困難であり、工期延長に伴い協定により負担金として県に支払う時期が翌年度となるため。

○繰越明許費の追加

(単位：千円)

款	項	事業名等	金額
9 教育費	1 教育総務費	幼小中一貫校設置推進事業	21,579

【繰越明許となる要因】

基本計画の策定状況に伴い、土地及び補償鑑定調査業務委託等の委託契約期間が年度を跨ぐものとなったほか、幼保小中一貫校建設に向けた、県とのヒアリングの際に指示を受けた「緑中学校校舎の耐力度調査」について、長期休暇に実施する必要があるため、契約手続き等を早期に着手するため。

4 特別会計補正予算の主な内容

(1) 国民健康保険事業特別会計

○歳入

(単位:千円)

款(歳入名称)	補正額	主な内容	所管課
県支出金 (保険給付費等交付金)	△24,389	保険給付費の補正に係る減額	税務住民課

○歳出

(単位:千円)

款(事業名)	補正額	主な内容	所管課
保険給付費 (一般被保険者療養給付費)	△18,971	療養給付費(医療費)の減少に伴う減額	税務住民課
保険給付費 (一般被保険者高額療養費)	△5,418	高額療養費(医療費)の減少に伴う減額	税務住民課

(2) 介護保険事業特別会計

○歳入

(単位:千円)

款(歳入名称)	補正額	主な内容	所管課
国庫支出金 (システム改修事業費補助金)	374	税制改正に伴うシステム改修費の増額	子育て健康福祉課
支払基金交付金 (地域支援事業支援交付金)	△432	サービスの利用見込みの減に伴う減額	子育て健康福祉課

○歳出

(単位:千円)

款(事業名)	補正額	主な内容	所管課
総務費 (一般事務費)	697	税制改正に伴うシステム改修費の増額	子育て健康福祉課
地域支援事業費 (介護予防・生活支援サービス事業費)	△1,673	サービスの利用見込みの減に伴う減額	子育て健康福祉課

(3) 後期高齢者医療事業特別会計

○歳入

(単位:千円)

款(歳入名称)	補正額	主な内容	所管課
後期高齢者医療保険料 (普通徴収保険料現年度分)	3,323	新規加入者保険料の増加に伴う増額	税務住民課

○歳出

(単位:千円)

款(事業名)	補正額	主な内容	所管課
後期高齢者医療広域連合納付金 (後期高齢者医療広域連合納付金)	2,714	保険料等の確定に伴う増額	税務住民課

5 企業会計補正予算の主な内容

(1) 簡易水道事業会計

○収入

(単位:千円)

款(目名称)	補正額	主な内容	所管課
簡易水道事業収益 (給水収益)	△4,513	水道使用量の減少に伴う減額	環境上下水道課
簡易水道事業収益 (受託工事収益)	△5,600	受託工事の見込みがないことによる減額	環境上下水道課

○支出

(単位:千円)

款(目名称)	補正額	主な内容	所管課
簡易水道事業費用 (受託工事費)	△5,600	受託工事の見込みがないことによる減額	環境上下水道課
資本的支出 (建設改良費)	△7,244	清水ヶ丘地区配水管更新工事に伴う路面復旧工事等の執行見込みによる減額	環境上下水道課

(2) 公共下水道事業会計

○収入

(単位：千円)

款（目名称）	補 正 額	主 な 内 容	所 管 課
下水道事業収益 （下水道使用料）	△3,488	下水道使用量の減少に伴う減額	環境上下水道課
下水道事業収益 （長期前受金戻入）	7,544	固定資産除却に伴う長期前受金戻入の増額	環境上下水道課
資本的収入 （企業債）	△7,600	圧送センター受変電設備更新工事等の契約額確定に伴う減額	環境上下水道課
資本的収入 （国庫補助金）	4,767	国庫補助金内示額の増額に伴う増額	環境上下水道課

○支出

(単位：千円)

款（目名称）	補 正 額	主 な 内 容	所 管 課
下水道事業費用 （資産減耗費）	9,180	施設更新工事等の除却に伴う固定資産除却費の増額	環境上下水道課
資本的支出 （建設改良費）	△2,935	圧送センター受変電設備更新工事等の契約額確定に伴う減額	環境上下水道課

議会全員協議会資料

令和8年度 当初予算(案)について

令和8年2月18日(水)

政策推進課

村 政 の 基 本 理 念

清川村民憲章（昭和 48 年 10 月制定）

緑の山々、国定公園丹沢の美しい大自然にかこまれて住む、私たち清川村民は、恵まれた環境にふさわしい近代的産業文化の向上と、豊かな生活をめざして、ここに村民憲章を定めます。

- 1 私たちはたがいにたすけあい、明るい村をつくりましょう。
- 1 私たちは健康に気をつけ、豊かな家庭をつくりましょう。
- 1 私たちは山や川をきれいにし、美しい村をつくりましょう。
- 1 私たちはきまりを守りよい習慣を育て、住みよい村をつくりましょう。
- 1 私たちは教養を深め、文化の高い地域をつくりましょう。

村 の 将 来 像

水と緑あふれる心のふるさと「きよかわ」

基本目標（政策の柱）

I 自然と調和した美しい村づくり

村の誇りであり、かけがえのない財産である自然を適正に管理し保全します。また、これら自然が創り出す景観を守り、美しい村づくりを推進します。

II 快適で安全・安心な村づくり

上下水道施設や道路、橋梁などの計画的な長寿命化を図ります。また、地域交通の維持確保による住みやすい村づくり、強固な防災体制による安全・安心な村づくりを推進します。

III 生涯を健康で、支え合いながら暮らせる村づくり

地域医療や保健サービスを充実させ、健康寿命の延伸と、生涯を通じて心身とも健康的に住み続けられる村づくりを推進します。

IV 健やかに育ち、夢や希望が持てる村づくり

安心して子どもを育てられる環境、子どもが育つ環境を整備します。

V 地域特性を活かした魅力とにぎわいのある村づくり

産業振興、経済の活性化による元気な村づくりを推進します。

VI 村民と行政が共に歩む村づくり

時代に即したサービスの提供と持続可能な村政運営を推進します。また、村民や事業者、各種団体等との連携を推進します。

前期基本計画の目標

魅力あふれる 夢と希望と安心の村 きよかわ

包括する事項（統一的な視点）

前期基本計画では、次の4点を村政運営の統一的な考え方として、分野横断的に取組みます。

I 地域資源の磨き上げ

豊富な自然や歴史、食など本村が有する既存の地域資源に焦点を当て、観光振興の観点に留まらない一体的な磨き上げを行うことで、活動人口の創出を図ります。

II 先進技術の活用と自治体 DX の推進

データの分野横断的な利活用を促進するとともに、各分野における新たな技術の活用可能性を検討し、行政サービスに転嫁することで一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会の実現を目指します。

III 地域包括ケア基盤の構築

子どもから高齢者まで、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域包括ケアの基盤整備を目指し、子育てや教育、就労、ハード整備等において、福祉的な観点から一体的な取組みを推進します。

IV 持続可能な開発目標（SDGs）の達成

誰一人取り残さない社会の実現を目指す世界共通の目標として掲げられている17のゴールの趣旨を踏まえ、社会・経済・環境・多様性などをめぐる課題に対して、一体的な取組みを推進し、目標達成を目指します。

SDGsにおける17のゴール



令和8年度 清川村当初予算の概要

1 予算規模

(単位:千円・%)

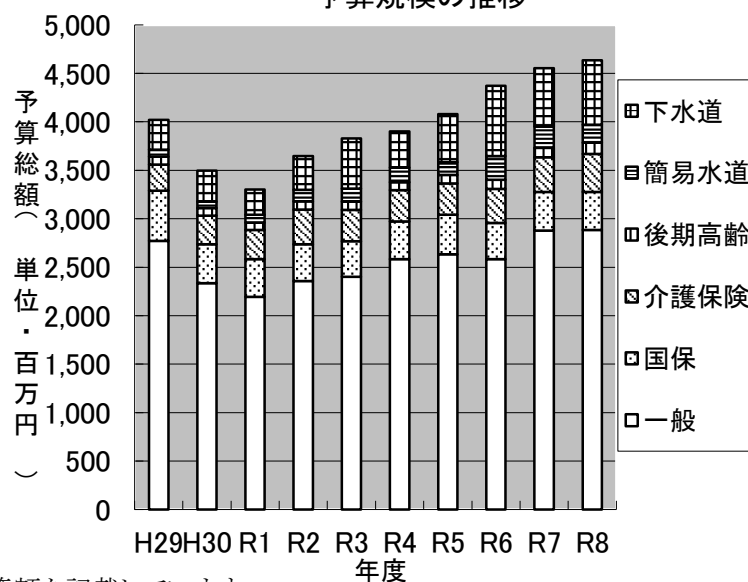
会 計 名		令和8年度	令和7年度	比 較 増 減	増減率
一 般 会 計		2,886,427	2,879,119	7,308	0.3
特 別 会 計	国民健康保険事業特別会計	392,083	398,891	△ 6,808	△ 1.7
	介護保険事業特別会計	389,721	354,931	34,790	9.8
	後期高齢者医療事業特別会計	116,643	98,510	18,133	18.4
	計	898,447	852,332	46,115	5.4
企 業 会 計	簡易水道事業会計	185,934	218,891	△ 32,957	△ 15.1
	公共下水道事業会計	663,309	602,900	60,409	10.0
	計	849,243	821,791	27,452	3.3
合 計		4,634,117	4,553,242	80,875	1.8

2 予算規模の推移

(単位:千円)

年度	予 算 総 額
29	4,020,644
30	3,497,319
元	3,301,840
2	3,646,177
3	3,828,864
4	3,898,519
5	4,079,899
6	4,372,730
7	4,553,242
8	4,634,117

予算規模の推移



※令和元年度は、肉付け後の予算額を記載しています。

令和8年度当初予算（案）の概要について

1 予算規模

(1) 一般会計予算額	28億8,642万7千円
(2) 特別会計予算額（3会計）	8億9,844万7千円
(3) 企業会計予算額（2会計）	8億4,924万3千円

2 予算の編成について

村政の推進につきましては、本年9月30日に迎えます村制70周年の年を節目として記念事業を含めた新たな事業を展開するほか、第4次清川村総合計画の基本構想や前期基本計画に基づき、地域特性を活かした施策を村民と協働により推進し、「いつまでも暮らしたい、誰もが暮らしたくなる、夢と希望に満ちた清川村」の実現に向けて、持続可能な村づくりに取り組んでまいります。

人口減少を克服するための子育て施策につきましては、妊婦健康診査への助成の拡充、物価高騰に対応しながらも、村内幼稚園、小学校及び中学校給食費並びに保育園副食費の全額補助を継続するほか、国が進める「こども誰でも通園制度」を本村においても開始いたします。

また、新たに、村との連携のもとで活動する二地域居住コーディネーターを設置し、関係人口を拡大することで新たな消費や雇用を創出し、また地域の担い手の発掘、空き家の利活用を推進いたします。

さらに、近年の急激な夏の猛暑を鑑み、避難所にも指定をしております、緑小学校体育館に空調設備を新設することで、教育環境の向上を図るとともに、より安全で安心な避難場所の確保を目指してまいります。

主な新規・拡充事業

拡	Jークレジット推進事業	4ページ	拡	妊産婦健康診査事業	16ページ
拡	水源地域振興事業	5ページ	拡	結婚新生活支援事業	16ページ
拡	鳥獣被害対策事業	5ページ	新	保育所入所事業	17ページ
拡	簡易水道事業	7ページ	拡	教育支援事業	18ページ
拡	防災施設・設備維持管理事業	9ページ	新	給食センター管理事業	19ページ
拡	消防施設・設備維持管理事業	10ページ	新	小学校管理事業	20ページ
新	犯罪被害者等支援事業	10ページ	拡	文化伝承・文化財保護推進事業	20ページ
新	保健衛生総務事業	12ページ	拡	茶業活性化事業	22ページ
拡	高齢者外出支援事業	14ページ	新	移住・定住促進事業	25ページ
拡	高齢者運転免許証自主返納者支援事業	14ページ	新	DX推進事業	27ページ
新	戦没者追悼事業	15ページ	拡	広報広聴事業	28ページ
新	犯罪被害者等支援事業	10ページ	新	村制70周年記念事業	29ページ

※ 新規項目が含まれる事業については、「新」と表記しています。

3 歳入のポイント

- (1) 村税は、法人の設備投資の増加による固定資産税償却資産分の増収があるものの、国有資産等所在市町村交付金の減収等により、前年度と比較して0.7%の減収を見込みました。
- (2) 自主財源は、16億9,309万1千円・構成比58.6%、依存財源は11億9,333万6千円・構成比41.4%となりました。
- (3) 村債は、緊急防災・減災事業債1億880万円を見込みました。
- (4) 財源不足額は、基金を活用しています。

・財政調整基金繰入金	1億7,806万3千円
・公共施設等整備事業基金繰入金	5,340万円

令和 8 年度の主要事業

I 自然と調和した美しい村づくり

1 自然環境の保全



① 森林資源の維持・保全

森林の整備にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能の充実と機能間の調整を図り、適正な森林施業の実施により健全な森林資源の維持保全を図ります。

拡

1 Jークレジット推進事業

1, 250 千円【建設農林課】

内容：管理された村有林の針葉樹に吸収される二酸化炭素などの吸収量をクレジットとして売却するため、国の認証を受けたクレジットを発行し、今後の環境対策などに係る財源の確保を図る。



2 水源環境保全再生事業

136, 037 千円【建設農林課】

(1) 地域水源林の整備（整備協定）

対象：煤ヶ谷字大石外の山林

内容：間伐・丸太筋工など、15.90ha の森林整備を行う。

(2) 地域水源林の整備（施業代行協定）

対象：煤ヶ谷字大石外・字南沢の山林

内容：間伐・つる切、測量業務など、37.00ha の森林整備を行う。

(3) 市町村有林の整備

対象：宮ヶ瀬字金沢・字西ヶ谷戸の山林

内容：間伐・被害木整理、測量業務など、23.00ha の森林整備を行う。

拡

3 森林環境保全事業

8, 000 千円【建設農林課】

内容：森林環境譲与税を活用し、森林吸収源対策及び鳥獣被害・災害対策として集落環境を整備するとともに、間伐材を活用したベンチを作製し普及啓発を図る。

4 水源地域振興事業

44, 247 千円【政策推進課】



(1) 宮ヶ瀬湖湖面利用実証事業負担金

(422 千円)

内容：宮ヶ瀬湖の湖面利用に関する5者協定のうち、実現されていないフィッシング利用に係る採算性や環境配慮、地域活性化などの課題解消のための実証事業を実施するための経費を負担する。



② 鳥獣被害等防止対策の推進

鳥獣被害防止計画に基づき、適正な個体数管理を行うとともに、猟友会などの関係団体による駆除体制の強化を促進します。

野生動物が森林で生息できるような環境整備に取り組むことで村民生活への悪影響を防止するとともに、生態系や生物多様性を保全します。

1 鳥獣被害対策事業

8, 031 千円【建設農林課】



(1) シカ・サル・イノシシの捕獲及びクマなどの緊急銃猟

(6, 673 千円)

内容：県猟友会清川支部の協力を得て、ニホンジカやニホンザル、イノシシなどの野生動物による農作物被害や生活被害の軽減を図るとともに、国内で頻発する人の日常生活圏におけるクマなどの出没に対して、市町村長の判断による緊急銃猟を含めた安全確保対策を行う。

(2) 野生動物被害防止柵等の設置補助

(1, 110 千円)

対象：耕作地に防護ネット等を設置する方

内容：防護ネット等の資材購入費の3分の2（3万円上限）を補助する。
簡易電気柵の機材購入費の3分の2（15万円上限）を補助する。

2 ヤマビル被害防除対策事業

299 千円【建設農林課】

(1) 忌避剤・駆除剤の購入費の軽減

(284 千円)

対象：村内在住者

内容：一般的な販売価格のおよそ半額で販売し、ヤマビル被害の軽減を図る。

忌避剤（ヤマビルファイター） 1本 500円

駆除剤（ヤマビルジェット） 1本 300円

※ 1世帯あたり年間各5本限度



2 環境負荷の軽減



① 地球温暖化防止対策の推進

再生可能エネルギーを積極的に導入し、地球環境問題への対策を強化します。
また、環境教育の推進を図り、地球環境保護に対する意識醸成を行います。

1 地球温暖化対策事業

500 千円【環境上下水道課】

内容：地球温暖化防止に資するため、太陽光発電設備や宮ヶ瀬湖の流木の活用を見据えた木質バイオマスストーブをはじめ、電気自動車、HEMS、燃料電池システム、V2H、蓄電池システムの導入費用の一部を助成する。

② 温室効果ガス排出量の抑制

家庭や企業における温室効果ガスの排出抑制を図るほか、温室効果ガスの吸収源である森林の機能維持を図り、社会全体における環境負荷の軽減に貢献します。



1 環境対策事業

90 千円【環境上下水道課】

内容：地球温暖化防止対策等の環境施策を推進するため、環境基本計画に網羅し策定した地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づき、村自体が一事業者としての役割を示す地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定する。

3 ごみの資源化・減量化の推進



① ごみの資源化・減量化の促進

地域と連携し、ごみの排出抑制や分別の徹底など、家庭系ごみのさらなる資源化・減量化を推進します。

また、不適正排出事業者等に対し適正処理を求めるとともに、事業系ごみの排出抑制やさらなる資源化・減量化を進めるため、意識啓発や周知を強化します。

1 ごみ減量化・再資源化事業

5,313 千円【環境上下水道課】

内容：4月からスタートする粗大ごみの有料化のほか、分別収集した資源物のリサイクルを強化し、ごみの資源化・減量化を推進する。

② 安定的なごみ処理体制の構築

ごみ中間処理施設の整備を見据え、ごみ質の統一化や収集体制の構築などごみの安定的かつ確実な広域処理体制を確立します。

1 厚木愛甲環境施設組合事業

19,902 千円【環境上下水道課】

内容：令和7年12月から稼働した新ごみ中間処理施設の施設運営費などを負担する。

Ⅱ 快適で安全・安心な村づくり

1 上・下水道の適正管理



① 安全でおいしい水の安定供給

水道施設の適正な維持管理を図り、簡易水道事業実施計画に基づく長寿命化対策を推進するとともに、経営状況に見合った水道料金の見直しや施設の長期的な管理運営に必要な体制整備を行います。

1 簡易水道事業会計

185,934 千円【環境上下水道課】

(1) 資本的支出 建設改良費

(45,415 千円)

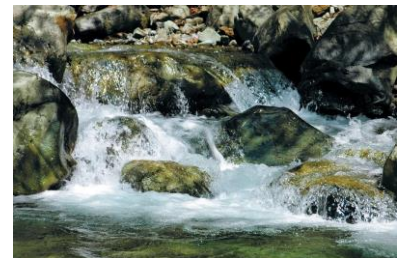
内容：清水ヶ丘地区配水管更新工事（2期目）、浄水場ろ過残塩計・ろ過ポンプ更新工事 など



(2) 簡易水道事業費用 営業費用

(140,519 千円)

内容：水質検査業務委託
（PFOS、PFOAを項目追加）、
公営企業会計支援業務委託 など



② 下水道の適正な維持管理と水質の保全

下水道施設の適正な維持管理を図り、ストックマネジメント計画に基づく長寿命化対策を推進するほか、経営状況に見合った下水道使用料の見直しを行うとともに、合併浄化槽の適正管理の指導に努めます。

また、水源地としての責務を果たすため、河川環境の維持や水質保全に取り組みます。

1 公共下水道事業会計

663,309 千円【環境上下水道課】

(1) 資本的支出 建設改良費

(277,260 千円)

内容：＜施設等長寿命化事業＞
圧送センター受変電設備更新工事、
圧送センター汚水送水ポンプ（No.2）設備更新工事 など



(2) 下水道事業費用 営業費用

(386,049 千円)

内容：下水道流域化可能性調査業務委託、公営企業会計支援業務委託 など

2 快適で利便性の高い住環境の整備



① 環境美化の推進

防犯カメラの運用やパトロールによる不法投棄防止体制を継続するとともに、不法投棄をさせない地域づくりを進め、美しい景観を保全します。

また、クリーンキャンペーンなどの地域美化活動を継続し、美化意識の向上を図ります。

1 清掃総務事業

33,845 千円【環境上下水道課】

(1) 清掃作業用空調服の調達

(123 千円)

内容：清掃員の酷暑対策として空調服を調達する。

2 犬猫等環境対策事業

255 千円【環境上下水道課】

内容：狂犬病予防接種の個別接種を推進し、動物愛護など飼い主のマナーの向上及び良好な公衆衛生・生活環境の保全を図る。

3 宮ヶ瀬霊園管理運営事業

6,310 千円【環境上下水道課】

内容：宮ヶ瀬霊園の利用者の利便性向上及び適切な管理運営を推進する。

② 公共交通の確保・充実

早朝・深夜路線バスの運行を継続し、公共交通の維持・充実を図るとともに、運賃助成などによる路線バスの利用環境の向上を推進します。

1 生活交通確保対策事業

3,976 千円【政策推進課】

内容：早朝・深夜の時間帯の路線バスを延伸し、村民の生活交通の利便性の向上を図る。

＜本厚木駅～宮の里の便を上煤ヶ谷まで延伸 3便＞

・早朝便：上煤ヶ谷発 5時57分（平日のみ）

・深夜便：本厚木駅発 22時30分（平日）

※土休日は22時20分

23時00分（平日のみ）

＜本厚木駅～上煤ヶ谷の便を宮ヶ瀬まで延伸 1便＞

・深夜便：本厚木駅発 21時40分（平日のみ）



2 路線バス利用促進事業

424 千円【政策推進課】

(1) 路線バス通勤定期券購入費の補助

対象：村内を運行する路線バスの通勤定期券を購入した方

内容：通勤定期券購入費から通勤手当等を差し引いた額の2分の1を補助する。

③ 幹線道路・生活道路の整備

県道 64 号（伊勢原津久井）、県道 70 号（秦野清川）の未改良区間の早期改良及び安全対策の実施、（仮称）上古沢煤ヶ谷線の建設及び歩行者の安全確保に必要な対策を県に要請します。また、道路交通量などに応じた道路整備や橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋りょうの維持管理を推進します。

1 道路新設改良事業

95,355 千円【建設農林課】

新

(1) 村道谷太郎線等の改良

内容：村道谷太郎線等の狭隘区間の道路通行者の機能・安全性向上のため、2 年間の継続費を設定し、道路改良工事を行う。

2 道路橋梁維持補修事業

70,422 千円【建設農林課】

拡

(1) 橋梁長寿命化修繕計画に基づく点検の実施

内容：計画に基づいた 5 年毎の 33 橋の橋梁点検を行う。

(2) 宮ヶ瀬水の郷大つり橋の修繕

内容：宮ヶ瀬水の郷大つり橋の木床板の取替工事（2 期目）を行う。



3 安全・安心な社会基盤の整備



① 防災・減災対策の強化

大規模災害や多様化する危機事象に対応するため、地域防災計画に基づき地域一体となった防災・減災対策を進めるとともに、近隣市町の防災関係機関と連携して、災害に強い村づくりを推進します。

1 防災施設・設備維持管理事業

79,624 千円【総務課】

拡

(1) 防災行政無線（親局）の更新

内容：緊急防災・減災事業債を活用して防災行政無線の親局の更新を行い、災害発生時等の防災情報を多言語化の対応を含め村民などへ迅速かつ的確に伝達する体制を整備する。

拡

(2) 総合気象観測装置の更新

内容：村ホームページなどで公開し、また活用している気象情報を測定・記録する総合気象観測装置を更新する。

2 地震等防災対策事業

1,583 千円【総務課】

(1) 災害用備蓄品の調達

内容：観光客対策をふまえた、災害時の食糧などの備蓄品を調達する。

② 地域消防力の強化

地域における初期消火体制の強化や消防装備・消防水利の整備・充実を図るほか、消防団の機能強化や団員確保に努めます。また、厚木市消防との連携を深め、地域消防力の強化を図ります。

1 消防広域化事業

146,288 千円【総務課】

内容：平成 28 年 4 月に開始した厚木市との消防広域化により、常備消防の運営及び資機材の更新等に必要な経費を負担する。



2 消防施設・設備維持管理事業

3,667 千円【総務課】

内容：消防団員の活動拠点となる消防団詰所の照明のLED化工事を行う。

③ 防犯力の強化

防犯意識の高揚を図るとともに、複雑化・多様化する消費者被害やトラブルを未然に防止するため、住民相談窓口の充実や高齢者・青少年などへの防犯意識の向上を推進します。

1 安全・安心まちづくり事業

4,707 千円【総務課】

内容：防犯対策を強化するため、防犯灯や防犯カメラの適正な維持管理を行う。

2 特殊詐欺被害防止対策事業

50 千円【総務課】

対象：70 歳以上または認知症などの方がいる世帯

内容：迷惑電話防止機能を有する電話機の購入費の4分の3（1万円上限）を補助する。



3 犯罪被害者等支援事業

764 千円【総務課】

内容：犯罪被害者等基本法の趣旨に則り、犯罪被害者が日常生活または社会生活を円滑に営むことができるよう、相談事業や経済的負担の軽減を図る支援を行う。

④ 交通安全の推進

警察や交通安全関係団体と連携し、取り締まりの強化や交通事故が起こりにくい環境づくりを促進します。

1 交通安全推進事業

2,548 千円【総務課】

(1) 自転車用ヘルメット購入費の補助

(50 千円)

内容：安全基準適合のヘルメットの購入費の一部（2,000 円上限）を補助する。

Ⅲ 生涯を健康で、支え合いながら暮らせる村づくり

1 健康寿命の延伸



① 地域医療体制の充実

県立煤ヶ谷診療所及び村立宮ヶ瀬診療所のほか、近隣市町の医療機関との連携による医療機関の確保を推進するとともに、救急医療をはじめとする地域医療体制の充実を図ります。

1 予防接種事業

15,324 千円【子育て健康福祉課】



(1) 小児定期予防接種

(4,664 千円)

内容：小児定期予防接種（小児用肺炎球菌ワクチン・日本脳炎ワクチン・HPV（子宮頸がん予防）ワクチンなど）を行う。また、令和8年4月から定期予防接種化されるRSウイルス母子免疫ワクチンの妊娠 28～36 週の妊婦を対象とした接種を開始する。

(2) 高齢者インフルエンザ予防接種

(3,338 千円)

対象：65 歳以上の方など

内容：自己負担額 3 割程度で予防接種ができるように費用の一部を助成する。

(3) 新型コロナワクチン接種

(4,008 千円)

対象：65 歳以上の方など

内容：自己負担額 3 割程度で予防接種ができるように費用の一部を助成する。

(4) 带状疱疹予防接種

(2,582 千円)

対象：50 歳以上の方

内容：自己負担額 3 割程度で予防接種ができるように費用の一部を助成する。

(5) 小児インフルエンザ予防接種

(205 千円)

対象：0 歳（6 か月児）から 18 歳まで

内容：予防接種を受けた方の費用の一部（1,000 円）を助成する。

(6) 風しん対策予防接種

(18 千円)

対象：満 20 歳以上の女性・妊婦の配偶者など

内容：混合 6,000 円・単体 4,000 円を助成する。





2 がん検診事業

6,508 千円【子育て健康福祉課】

内容：がんの早期発見・早期治療を図るほか、生活習慣の改善指導などを行うことで、自主的な健康管理意識の向上を図り、がんの一次予防を推進する（受診料無料）。また、県立煤ヶ谷診療所などにおける大腸がんの個別検診を進め、集団検診との併用による受診機会の拡大を図る。

3 保健衛生総務事業

59,990 千円【子育て健康福祉課】



(1) 若年がん患者の在宅療養支援

(162 千円)

対象：在宅療養する 40 歳未満の末期がんの方

内容：住み慣れた生活の場で自分らしい生活ができるよう在宅療養の費用の一部を助成する。

4 医療対策事業

3,495 千円【子育て健康福祉課】

内容：休日及び夜間における救急医療体制や心身障がい者を対象とした歯科診療体制を確保するため、施設運営費及び施設の維持管理費など広域医療事業に係る経費の一部を負担するとともに、電話による健康・医療相談サービスを確保する。

② 疾病・感染症の予防と総合的な健康づくりの推進

健康寿命の延伸、村民の健康管理や健康づくり、心の健康維持のため、各種講座や相談、健(検)診等の保健事業と介護予防事業の一体化を推進し、村民の健康保持・増進を図ります。



1 健康寿命延伸事業

874 千円【子育て健康福祉課】

内容：健診や医療、介護に関するデータなどを活用して、脳血管疾患など高齢者が抱える様々な健康課題に対応するため、保健事業と介護予防事業を一体的に実施し、地域サロンの場などを活用したポピュレーションアプローチ及び口腔機能の向上を図り、心身の機能低下を防ぐオーラルフレイル健診の個別健診を開始することで、高齢者の健康保持増進を図る。

2 健康増進・食育推進事業

401 千円【子育て健康福祉課】

内容：健康栄養相談や運動相談をはじめ、未病センターを活用した健康づくりへの取り組みに係る健康ポイント事業を継続するなど、第3期健康増進計画・食育推進計画に基づいた村民の健康増進・食育推進を図る。



3 食育推進型地域活性化事業

6,133 千円【子育て健康福祉課】

内容：総務省の地域活性化起業人制度により派遣された栄養士が中心となり、村制 70 周年を機とした郷土料理の歴史の振り返りや野菜レシピの開発、手作りおやつの普及など、「食」を通じた地域活性化を促進する。

70



4 やまびこ健診事業

7,296 千円【子育て健康福祉課】

対象：20 歳から 39 歳、75 歳以上の方など
（40～74 歳の国民健康保険加入者を同時実施）
内容：健診を通じて、生活習慣改善及び生活習慣
病予防を推進するとともに、疾病の早期発
見・早期治療を図る（受診料無料）。



③ 生涯スポーツ・生涯学習の推進

心身ともに健康で、生涯にわたって生き生きとした豊かな生活を送れるよう、学びの
機会やスポーツレクリエーションを通じた健康増進を推進します。



1 生涯スポーツ推進事業

160 千円【生涯学習課】

対象：村内在住者または在勤者
内容：スポーツレクリエーションを通じ、心身の健康増進を図るため、グラウ
ンド・ゴルフ大会やカヌー、ボッチャなどの体験教室を開催する。ま
た、村制 70 周年を機に、村の川の中を歩くことであらためて自然の素
晴らしさを満喫するとともに、健康増進と体力向上、また川の怖さを確
認するため、リバートレッキング体験教室を実施する。

70



2 清川やまびこマラソン大会

2,577 千円【生涯学習課】

内容：体育・スポーツ意識の高揚及び健康増進、体力向上を図るため、清川
やまびこマラソン大会を開催する。第 39 回大会は村制 70 周年記念
大会としてゲストラナーのレース参加や走り方教室を実施する。

70



3 はたちのつどい

2,319 千円【生涯学習課】

内容：はたちのつどいを開催することで、若者たちに社会人としての自覚や
責任の認識及び郷土への愛着の醸成を図る。また、村制 70 周年を記
念して、一般の方を対象としたヘリコプターによる空中散策「郷土を
大空から知ろう」（参加者負担を徴収予定）を開催する。

70

2 福祉サービスの充実



① 高齢者・障がい者福祉サービスの充実

現行のサービスを継続するとともに、ニーズに合わせた地域包括ケアシステムの運用
を図ります。また、高齢者が安心して住み続けられるよう、健康づくりと介護予防を一
体的に実施するほか、障がい者の自立と社会参加に向けた支援を図ります。

1 高齢者見守り事業

451 千円【子育て健康福祉課】

(1) 福祉給食サービスの実施

(451 千円)

対象：日常生活に支障のある高齢者及び障がい者
内容：週 1 回給食の宅配サービスにより、食生活改善と安否確認を行う。

2 障害福祉総務事業

3,080 千円【子育て健康福祉課】

拡 (1) 障がい者計画等の改定

内容：障がい者の自立及び社会参加の支援などの総合的な推進を図るため、第5次障がい者計画等を策定する。

3 重度障害者医療費助成事業

11,959 千円【子育て健康福祉課】

対象：身体障がい者1級～3級、知的障がい者A1～B1、精神障がい者1級

内容：保険適用となる医療費の自己負担分を助成し、重度な障がい者の福祉の増進及び経済的負担の軽減を図る。

4 障害者自立支援事業

57,806 千円【子育て健康福祉課】

内容：障がい児者の自立支援を目的に障害支援区分に応じた介護・訓練等の給付費、補装具購入費及び自立支援医療費等を給付する。

② 社会参加と生きがいづくりへの支援

高齢者や障がいのある方がいつまでも自立した生活を送ることができるよう、福祉施策を充実させるとともに、生きがいづくりや就労、地域活動など社会参加を支援し、地域共生社会の実現を目指します。

1 高齢者の生きがいづくり推進事業

673 千円【子育て健康福祉課】

(1) 在宅高齢者自立支援用具購入費の助成

(400 千円)

対象：65 歳以上の方

内容：補聴器購入費の2分の1（5万円上限）を助成する。

拡 2 高齢者外出支援事業

5,130 千円【子育て健康福祉課】

対象：70 歳以上の方

内容：バス割引乗車券（1 年券）購入に係る費用 54,000 円に対して、2分の1の27,000 円を助成する。

拡 3 高齢者運転免許証自主返納者支援事業

360 千円【子育て健康福祉課】

対象：運転免許証を自主返納した 70 歳以上の方

内容：バス割引乗車券（1 年券）購入に係る費用 54,000 円に対して、3分の2の36,000 円を2年間助成する。

拡 4 敬老事業

2,385 千円【子育て健康福祉課】

内容：多年にわたり地域社会の発展に寄与した高齢者に、敬愛の意を表して長寿を祝うため、敬老祝金品を贈呈するほか、村制 70 周年記念事業として敬老会の内容充実を図る。

③ 各種保険サービスの充実

国民健康保険事業、後期高齢者医療事業、介護保険事業の充実と、安定した事業運営を図ります。

1 国民健康保険事業特別会計

392,083 千円【税務住民課】

2 後期高齢者医療事業特別会計

116,643 千円【税務住民課】

3 介護保険事業特別会計

389,721 千円【子育て健康福祉課】

◇ 拡 内容：高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画の策定

3 多様性と人権の尊重



① 多様性に対する理解の増進

人権擁護の理念及び多様性についての正しい理解を促進することで、お互いを尊重し合うことができるよう、村民や地域、学校、事業者等と連携した人権教育・啓発を推進します。

1 男女共同参画推進事業

162 千円【生涯学習課】

内容：男女が共に性別にとらわれることなく活躍できる社会の実現に向けて、男女共同参画社会の推進を図るための講演会の開催及び団体の支援を行う。

② 平和学習の推進

戦争を知らない若年層に対する啓発を実施し、戦争の凄惨さや平和の尊さを学ぶ機会を積極的に創出します。また、「非核平和の村宣言」に基づき、真の世界恒久平和の確立に向け、村民の平和に対する意識醸成を行います。

1 恒久平和推進事業

1,130 千円【総務課】

対象：村内の中学生6人

内容：次世代を担う中学生に戦争の悲惨さや平和の尊さを再認識してもらうため、広島平和記念式典への参列などを行う。



新

2 戦没者追悼事業

212 千円【子育て健康福祉課】

内容：戦後80年が経過し、平成7年に「非核平和の村」を宣言した村として、真の恒久平和を願い、また戦争によって命を落とされた方々に対し、哀悼の意を表するため、戦没者追悼式を開催する。

IV 健やかに育ち、夢や希望が持てる村づくり

1 子育て環境の充実



① 妊産婦への支援の充実

妊娠、出産、子育て期の各段階に切れ目なく対応できる支援・相談体制を整備するほか、妊産婦の精神的な不安を解消するためのきめ細かい支援体制を整えます。

拡

1 妊産婦健康診査事業

1,523 千円【子育て健康福祉課】

内容：原則健康保険適応外（自由診療）である妊婦健康診査の費用の負担軽減を図るため、現行の 92,000 円から 111,000 円に公費負担額を増額する。

2 乳幼児健康診査事業

969 千円【子育て健康福祉課】

(1) 5 歳児集団健診の実施及び 1 か月児個別健診費用の助成

内容：母子保健法で義務付けられている 1 歳 6 か月児及び 3 歳児の法定の健康診査と別に実施している市町村設定健診について、5 歳児の集団健診の実施及び 1 か月個別健診の費用助成を行うとともに、言語発達の遅れなどを支援する専門職として言語聴覚士を配置する。



3 出産・子育て応援事業

2,993 千円【子育て健康福祉課】

(1) きよかわっ子誕生お祝い金の交付

(1,000 千円)

内容：村で生まれた子どもの健やかな成長発達を支援するために、1 人 10 万円の出産祝い金を交付する。

(2) 妊婦のための支援金の給付

(1,000 千円)

対象：妊娠届出をした方及び出産した方（流産・死産を含む）

内容：妊婦 1 人あたり及び新生児 1 人あたり 5 万円を給付する。

(3) 妊婦等包括相談支援の実施

(728 千円)

内容：専門職を配置した親子開放デイを開設するなど伴走型の相談体制を整備し、妊娠期から出産・子育てまで一貫して必要な支援を行う。

拡

4 結婚新生活支援事業

600 千円【子育て健康福祉課】

内容：婚姻した 39 歳以下の世帯を対象に、年収要件を 600 万円未満に拡大して、住宅の取得もしくは賃貸、また引越しの費用の一部を助成する。

② 子育て世代・子育て世帯への支援の充実

子育て中の家庭や子育て世帯となり得る若年層に対し、国や県などとも連携し、経済的・社会的不安を解消するための支援・相談体制を整備します。

1 子育て支援事業

2,435 千円【子育て健康福祉課】

(1) 子育て用品購入費の助成

(1,211 千円)

対象：0歳から2歳6か月の小児を養育している方

内容：きよかわくらし応援館で子育て用品の購入に使用できるクーポン券（月額4,500円上限）を交付する。

(2) 保育所等副食費の補助

(1,118 千円)

対象：保育認定を受けた保護者で副食費を実費負担している方

内容：実費負担した副食費の全額（月額4,900円上限）を補助する。

2 小児医療費助成事業

10,487 千円【子育て健康福祉課】

対象：0歳～18歳となった日以後最初の3月31日まで

内容：保険適用となる医療費の自己負担分の全額を助成する（所得制限なし）。

③ 清川っ子が健やかに育つ環境整備

子どもの相談・支援機能を充実させるほか、子どもたちの居場所づくりや交流の場を提供し、地域に愛着と誇りを持って健やかに育つことができる環境を整備します。

1 保育所入所事業

89,811 千円【子育て健康福祉課】

(1) 保育の委託など

(75,926 千円)

内容：認可保育所等に保育の委託、小規模保育施設や認定こども園、預かり保育、認可外保育施設への給付費を支給する。

(2) 保育所などの運営支援

(12,936 千円)

内容：保育所の自主的で柔軟な施設運営を促進するため、運営費補助金を交付する。

新

(3) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施

(216 千円)

内容：保育所などに通所していない子どもを対象として、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず柔軟に保育所などを利用できる乳児等通園支援事業（村では余裕活用型で2歳児のみから開始予定）を実施する。

2 放課後児童クラブ運営事業

10,503 千円【子育て健康福祉課】

対象：家庭において放課後に保育を受けられない小学校1～6年生の児童

内容：家庭に代わって児童の健全な育成と子育て支援を図る。

2 教育環境の充実



① 地域・家庭との連携による教育の充実

幼稚園・小・中学校と、家庭、地域が連携し、子どもたちの健やかな成長を支えるための教育環境を整備し、地域の子育て力の強化を図ります。

1 教育支援事業

19,131 千円【学校教育課】



(1) 幼・小・中学校給食費の補助

(10,258 千円)

対象：村立幼稚園、小・中学校に通う園児・児童・生徒の保護者
内容：給食費の全額（月額を幼稚園 3,500 円→4,200 円、小学校 4,400 円→5,300 円、中学校 5,000 円→6,000 円にそれぞれ増額）を補助する。



(2) 高等学校・大学等通学費の補助

(6,322 千円)

対象：村内から高等学校・大学等へ通学する方
内容：本厚木駅までの通学定期乗車券購入費の2分の1（ひとり親家庭等は全額）を補助する。また、通学用自転車購入費の補助額を 20,000 円から 30,000 円に増額する。

(3) タブレット端末等購入費の補助

(585 千円)

対象：高等学校等入学の際に必要なタブレット端末等を購入した生徒の保護者
内容：タブレット端末等購入費の2分の1（45,000 円上限）を補助する。



(4) 修学旅行費の補助

(640 千円)

対象：村立小学校6年生及び中学校3年生の保護者
内容：小学生 10,000 円（5,000 円増額）、中学生 20,000 円を補助する。

(5) 小中学校入学祝金の交付

(900 千円)

対象：村立小・中学校に入学する児童・生徒の保護者
内容：新入学する児童及び生徒1人あたり 30,000 円を交付する。

(6) 緑小・中学校通学費の補助

(358 千円)

内容：宮ヶ瀬小・中学校の休校に伴い、緑小・中学校に通学する児童・生徒の交通費を補助する。



2 確かな学力の育成推進事業

17,417 千円【学校教育課】



(1) 基礎学力定着及び学力向上の推進

(13,778 千円)

内容：村立小・中学校に学習指導員及び外国籍児童・生徒支援員を配置するとともに、音声翻訳機を導入するなど学習と生活の両面に係る支援体制を確立する。また、基礎基本確認テストの実施により、客観的な学力を把握し、結果に応じて指導計画や指導方法の改善を図る。

(2) 英語活動の推進

(3,050 千円)

内容：村立小・中学校、幼稚園にて外国人指導助手（ALT）を活用した英語活動を行う。

(3) 総合的な学習活動の推進

(395 千円)

内容：探求的な学習を通じて、自ら学び、考え、主体的に判断し、問題解決を図る資質や能力を育成するために、総合的な学習活動の費用を支援する。

3 教育振興事業

899 千円【学校教育課】

(1) 校務支援システムの活用

(440 千円)

内容：村立小中学校に導入した校務支援システムを活用して、教職員の業務負担の軽減など働き方改革の実効性の向上と、業務の適正化・効率化を図る。

② 幼稚園・小中学校教育環境の整備

子どもたちが安心して学ぶことができるよう、適切な施設の維持管理に努めるとともに、少人数学級の優位性を活かし、子どもたち一人ひとりに個別最適化した質の高い教育環境を整備します。

1 ICT教育推進事業

20,570 千円【学校教育課】

(1) タブレット端末の貸与

(15,092 千円)

内容：GIGAスクール構想実現のため、小中学生に1人1台のタブレット端末を貸与する。



2 給食センター管理事業

37,191 千円【学校教育課】



(1) 空調設備の増設

内容：調理員の酷暑対策として調理室に空調設備を増設する。



(2) 給食調理業務の民間委託

内容：安定した学校給食の提供を図るため、調理業務の民間委託を導入する。

新

(1) 緑小学校体育館の空調設備新設・照明LED化

内容：災害時などの指定避難所である緑小学校体育館に緊急防災・減災事業債などを活用して、空調設備の新設及び照明のLED化工事を行い、施設の利用環境の向上を図る。



③ 幼・小・中一貫教育による清川らしい教育環境の構築

幼稚園から学校教育への円滑な移行と、地域・家庭、世代間の強固な連携に基づく清川らしい教育の実現のため、幼・小・中一貫教育の構築に向けた具体的な取り組みを進めます。

1 幼保小中一貫校設置推進事業

567 千円【学校教育課】

内容：幼保小中一貫校施設整備検討委員会及び同教育推進部会の開催や一貫校先例施設への視察研修を実施するとともに、幼保小中一貫校施設整備基本計画に基づき施設整備に向けた各種業務を実施する。

3 文化・芸術の振興と承継



① 歴史・文化資源の保護

村内に現存する由緒ある神社や寺院をはじめ、天然記念物や有形・無形文化財など、貴重な歴史的資料を適切に保存し、保護意識の啓発を図ります。

1 文化伝承・文化財保護推進事業

1, 045 千円【生涯学習課】

拡

(1) ニホンオオカミの頭骨を活用した地域振興

(95 千円)

内容：村の指定文化財に指定したニホンオオカミの頭骨等を適正に保護・保存するとともに、レプリカや復元画の展示、講演会を開催し、村内外にその魅力を周知する。



② 伝統・行事の承継

文化・伝統の承継に向けた担い手の確保のため、世代間の交流の場を拡大し、郷土に対する愛着や誇りを醸成します。

拡

1 青龍祭

1, 500 千円【生涯学習課】

内容：毎年8月に開催する村の代表的な伝統行事である青龍祭の開催にあたり、第40回は村制70周年を記念し、雌龍・雄龍のほかに小さな子龍を制作する。

V 地域特性を活かした魅力とにぎわいのある村づくり

1 農林商工業の振興



① 基幹産業への支援

関係機関と連携し、農地の流動化の推進や不耕作地の活用を図ります。また、お茶や野菜などの農作物や豚肉など、村で生産される作物の加工製造・販売を一体的に取り組むことで、村ならではの付加価値を生み出します。

拡

1 商工振興事業

7,952 千円【村づくり観光課】

(1) 商工共栄会育成費補助金

(690 千円)

内容：商工共栄会の運営に要する経費及び3年目を迎える地域活性化イベント「きよかわむら祭」では村制 70 周年を記念したイベントなどの開催経費の一部を補助する。

70



(2) 住宅リフォーム助成事業

(4,000 千円)

対象：村内の施工業者で住宅のリフォーム工事等を行う方

内容：リフォーム費用の一部（最大 20 万円）を助成する。

2 遊休農地対策事業

408 千円【建設農林課】

(1) 研修農場への獣害防止用電気柵の設置

内容：研修農場の利用環境の向上を図るため、獣害防止用の電気柵を設置する。

(2) 農地活性化協議会の開催

内容：茶園の管理をはじめ、農地の利活用や補助制度などを道の駅「清川」の指定管理者とも連携しながら検討することで、増加傾向にある遊休農地や荒廃農地の解消を図る。

3 地域おこし協力隊活用事業

11,198 千円【建設農林課】

内容：総務省の地域おこし協力隊制度を活用して、販売価格の低下や後継者不足などの理由により減退傾向にある茶業の活性化を図る。



② 地場産品の消費拡大

村で収穫された農作物や生産された商品などの販路拡大に向けて、道の駅「清川」の機能を充実させ、出荷しやすい環境を整備するとともに、食育や観光と連携した地場産品の消費拡大を推進します。



1 茶業活性化支援事業

1,597 千円【建設農林課】

(1) 販路拡大商品の作製・販売

内容：販売量の減少や生産の担い手不足といった課題に直面している村の基幹産業である茶をスティック型の粉末茶に加工した「KIYOKAWA CHABACCO」を増販するとともに、村制 70 周年記念パッケージを作製する。

70



2 観光産業の活性化



① 宮ヶ瀬湖などの既存観光資源の効果的な活用

四季を通じた観光客の増加、広域連携による滞在型の観光促進を目指し、国・県・近隣市町及び公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団との連携を強化し、宮ヶ瀬水の郷地区及び湖畔園地の活性化を図るとともに、その他の地域も含め観光イベントや施設の運営管理について、民間のノウハウを活用するなど最適な手法を検討します。



1 宮ヶ瀬地区観光施設管理事業

4,536 千円【村づくり観光課】

内容：宮ヶ瀬水の郷交流館の照明LED化のほか、宮ヶ瀬湖畔園地内の大噴水などの観光施設の維持管理を行い、村への来訪者の利便性の向上を図る。

② 農林商工業等との連携強化

農林業・商工業をはじめ、周辺の大学や関連団体との連携を強化し、新たな特産品の開発及び新たな魅力を創出することにより、一体となって観光振興に取り組みます。

1 地域活性化大学連携事業

531 千円【村づくり観光課】

内容：村と包括協定を交わしている相模女子大学と連携し、道の駅「清川」を母体とした新たな特産品の開発に取り組む。

2 道の駅「清川」管理運営事業

1,837 千円【村づくり観光課】

内容：指定管理者との連携により、道の駅「清川」の適正な管理運営を行うとともに、利用者の利便性の向上を図る。



3 地域経済の活性化



① 企業誘導の推進

都市部からのアクセスや豊かな自然などの地理的な特徴を活かすとともに、特定地域土地利用計画に基づく限られた土地の有効かつ適正な利用により、企業の進出を促し、雇用創出や地域活性化を図ります。

拡

1 魅力創出型地域活性化事業

6,067 千円【村づくり観光課】

内容：総務省の地域活性化起業人制度により派遣されたコンサルタントと連携し、令和7年度から開始した企業版ふるさと納税のほか、企業誘導などによる新たな民間活力の創出を図る。

2 ローカルイノベーション拠点施設管理事業

387 千円【村づくり観光課】

内容：サテライトオフィスを活用し、新たな産業や新規創業者の支援を間接的に行うことで地域経済の活性化を図る。

② 創業者・就労者支援

愛川町と共同策定した創業支援等事業計画に基づく創業者の育成・支援、経営者への支援を図るとともに、低迷する社会情勢不安を解消するための就労者支援を実施し、働く場・働きやすい地域づくりを推進します。

1 勤労者生活資金融資事業

3,000 千円【村づくり観光課】

内容：村内に居住する勤労者に生活資金の融資を行い、生活の安定及び向上を図る。

4 地域セールスの推進



① きよかわブランドの積極活用

きよかわブランド認定品の販路拡大や、PR 事業を積極的に実施し、ブランドの地位を確立することで訴求力を高め、地場製品の普及拡大を推進します。

1 きよかわブランド推進事業

230 千円【村づくり観光課】

内容：村の知名度向上と地域産業の振興を図るため、地域の産品を地域ブランドとして認定する。



② シティプロモーションの推進

村の魅力ある資源や地域特性を積極的にPRするほか、各種メディア、イベント等を活用し、対象者に応じた情報発信を行うことで交流人口、関係人口を創出し、地域のにぎわいを創出します。

1 観光対策事業

16,474 千円【村づくり観光課】



(1) 宮ヶ瀬地区イベントの支援

(16,000 千円)

内容：宮ヶ瀬地区の四季を盛り上げる各イベントの開催を村制 70 周年記念と併せて支援する。

70



2 情報発信大学共同研究事業

160 千円【政策推進課】

内容：村と連携協定を締結した東海大学との共同研究プロジェクトとして、学生の有するノウハウを活かしたSNSによる情報発信によって、村の観光地としての認知度向上及び地域の活性化を図る。

③ ふるさと応援寄附金の推進

さらなる知名度の向上と、新たな魅力創出に向け、ふるさと応援寄附金制度の一層の推進や企業版ふるさと納税制度の活用による財源確保を図ります。

1 ふるさと応援寄附金推進事業

17,183 千円【村づくり観光課】

内容：寄附者に対して、村の特産品などを返礼品として贈るほか、新たに導入した現地決済型の活用など、村の魅力をさらに広めるとともに産業の振興を図る。

2 企業版ふるさと納税基金費

5,000 千円【村づくり観光課】

内容：内閣府の企業版ふるさと納税制度を通じて、村が行う地方創生の取り組みに対して賛同する企業から寄附を広く集めることで、村の活性化を図る。

5 移住・定住の促進



① 土地・建物の供給促進

自然と調和しながらも、限られた土地を最大限有効活用するため、既存の空き家や空き地の利用を促進し、移住希望者に対する住宅や土地の供給量を増やすことで、将来目標人口の達成を目指します。

新

1 移住・定住促進推進事業

490 千円【政策推進課】

内容：地域の活性化に向けた関係人口の拡大を図るため、総務省の推奨する「二地域居住コーディネーター」を設置することで新しい人の流れを創出するとともに、村内の二地域施設運営者と連携して、利用者の増加及び利用者のニーズを探ることで、二地域居住・関係人口施策の推進を図る。

2 住宅取得支援事業

10,331 千円【村づくり観光課】

(1) 住宅取得奨励金の交付

(9,000 千円)

対象：村内に新築住宅及び中古住宅を取得し、定住した方

内容：村への移住・定住促進及び地域経済の活性化を図るため、奨励金を交付する。

要 件	金額（最大 150 万円）
① 住宅の取得	50 万円
② 村内業者で施工（建築・改修）	50 万円
③ 村外業者で施工（建築・改修）	20 万円
④ 村内で転居	30 万円
⑤ 村外からの移住	50 万円

(2) 住宅資金利子の補給

(1,325 千円)

対象：住宅の新築などのために金融機関から融資を受けた方

内容：融資額（500 万円上限）に対し、36 か月にわたり年 1.5%以内の利子を補給する。

② 空き家の利活用の推進

新たな空き家の利活用方策の検討と、魅力ある住環境を提供することで、移住・定住を促進します。

1 空き家対策事業

1,503 千円【村づくり観光課】

(1) 空き家解体費補助金

(1,000 千円)

対象：村内に空き家を所有し、売却のために解体する方

内容：解体費用の3分の1（100 万円上限）を補助する。



◇ 拡

(2) 空き家賃貸用住宅リフォームへの補助

(500 千円)

対象：村内に空き家を所有し、リフォーム後に居住用もしくは事業用として貸し出す方。

または村内の空き家を借り、所有者の承諾を得てリフォームする方

内容：リフォーム費用、家財道具処分費の2分の1（50 万円上限）を補助する。

VI 村民と行政が共に歩む村づくり

1 地域コミュニティの活性化



① 自治会機能・地域の課題解決力の強化

自治会の活動支援の強化をはじめ、自治会相互間の連携促進や組織再編を検討するとともに、自治会館や住民センターなどのコミュニティ活動の場の充実を図ります。

1 コミュニティ活動支援事業

1,972 千円【総務課】

(1) 地域コミュニティ活動の促進

(210 千円)

対象：村内コミュニティ活動団体

内容：村民との協働による村づくりを推進するため、地域の特性を活かしたコミュニティ活動団体に対して、活動費の一部を補助する。

② コミュニティ団体への支援

村民による自主的な活動を支援することで、地域課題の解決などに向けたコミュニティ力を醸成するとともに、村民と行政の情報共有を強化し、地域交流などのコミュニティ活動への支援の充実を図ります。

1 地域コミュニティ活性化事業

47 千円【政策推進課】

内容：地域内のコミュニティの希薄化が問題視される中、世代を超えた仲間づくりや担い手の発掘及び育成、郷土愛の醸成、コミュニティ相互の連携強化に寄与し、地域コミュニティの活性化を図る機会を創出する。

2 効率的な行財政運営の推進



① 広域連携の推進

村単独で処理することが困難な行政課題について、近隣市町との連携を密にし、的確かつ効率的な課題解決策を検討することで、村民サービスの向上を図ります。

〔広域連携事業〕 消防広域化事業、厚木愛甲環境施設組合事業、医療対策事業、観光対策事業、国道道対策事業、消費者保護啓発事業、運動公園管理事業、青少年健全育成推進事業、電算管理事業、職員研修事業 他

② 健全な行財政運営の推進

財政計画や公共施設等総合管理計画等の個別計画に基づき、限られた経営資源の効率的な活用と、経営的視点を取り入れた健全な財政運営に努めます。また、事務事業の見直しによる歳出の抑制や継続的な歳入の確保により、持続可能な行財政運営を図ります。

1 行政改革推進事業

71 千円【政策推進課】

内容：第6次行政改革大綱に基づき、効率的かつ健全な行財政運営を推進する。

2 賦課徴収管理事業

5,594 千円【税務住民課】

(1) 預貯金等調査システムの運用

(314 千円)

内容：公金滞納者の預貯金等を調査できるシステムを運用し、税の公平性の確保を図る。

③ デジタル化の推進

デジタル技術の積極的な活用によるフロント・バックヤードの改革を推進し、窓口利便性の向上と業務効率の向上を図ります。

また、デジタルデバйд対策や多様な情報化、情報セキュリティの強化に努め、デジタル技術を身近に感じ、積極的に利活用できる環境の構築に努めます。



1 電算管理事業

92,754 千円【総務課】

内容：神奈川県町村情報システム（基幹系システム）や庁内イントラネット（内部情報系システム）、総合行政ネットワーク（L GWAN）を適正に運用し、事務の簡素化・効率化及び情報セキュリティの確保を図るとともに、昨年9月から本格稼働している「システム標準化・共通化」に必要なガバメントクラウドへの接続を継続する。

また、地方税統一QRコード「e L-QR」による電子収納を国民健康保険や後期高齢者医療、介護保険などの公金収納に活用することで納付者の利便の向上と収納事務の効率化を図る。



2 DX推進事業

8,702 千円【政策推進課】

内容：先進技術の積極的な業務導入を推進するほか、総務省の地域活性化起業人制度を活用して民間企業からデジタル人材の派遣を受けることで、村職員や地域におけるDX人材の育成や、行政手続きの効率化に必要となる高齢者などを含むデジタルデバйдを生まないための施策を進め、DXによる地域内各分野の課題解決を図る。

3 情報共有・情報発信体制の強化



① 効率的かつ効果的な情報発信の推進

広報紙やホームページをはじめとする既存の情報発信媒体に加え、時代や村民ニーズに即した新たな情報発信の手法を検討し、より広く村政情報を伝えられる環境整備を推進します。

1 広報広聴事業

13,404 千円【総務課】

(1) 広報紙の発行

内容：村民に村政情報を積極的に発信し、分かりやすく親しみのもてる広報紙を発行する。

(2) 住民懇談会の実施

内容：村民の意見や要望を広く聴き、住みよい村づくりを目指すため、住民懇談会を開催する。



(3) 村ホームページのリニューアル

内容：村制 70 周年の機に、村ホームページのアクセシビリティの向上や掲載情報の整理、AI を使った検索機能の搭載など、さらに使いやすく、村の魅力を発信できるホームページへのリニューアルを実施する。

70

② 広聴事業の充実

住民懇談会をはじめとする意見聴取の機会を充実させることで村民との情報共有を図り、村民ニーズの把握による最適な行政サービスの提供を図るとともに、村民と行政の相互協力による村づくりを行う体制を強化します。

1 村づくり推進事業

71 千円【政策推進課】

内容：第4次総合計画前期基本計画の進行管理を行うため、総合計画審議会を開催するほか、中学生ワークショップを開催し、計画の実行性を高める。



清川村は、昭和 31 年（1956 年）9 月 30 日に村制を施行し、令和 8 年（2026 年）に村制施行 70 周年を迎えます。この節目を迎えるにあたり、村の歴史や文化、先人の功績を振り返るとともに、「水と緑あふれる心のふるさと」の実現に向けて、地域の資源や魅力を再認識して広く村内外に発信し、村への誇りと愛着を醸成することで「いつまでも暮らしたい、誰もが暮らしたくなる、夢と希望に満ちた清川村」の実現に向けた持続可能な村づくりに取り組んでいくため、村民をはじめ、村内事業者の方々とともに村制 70 周年記念事業を実施します。

新

1 村制 70 周年記念事業

6,948 千円【総務課】

(1) 記念式典の開催

(2,297 千円)

内容：村制 70 周年を祝う記念式典の開催及び記念要覧の発行を行う。

(2) 記念事業実行委員会の運営

(2,500 千円)

内容：村制 70 周年記念事業を実施するための実行委員会を組織し、村民主体の記念事業の企画・立案に向けた管理・運営を行う。

～村制度 70 周年記念 10 事業の拡大プログラム～

食育推進型地域活性化事業（郷土料理）	青龍祭（子龍制作）
生涯スポーツ推進事業（リポートレッキング）	商工振興事業（きよかわむら祭）
清川やまびこマラソン大会（ゲストラナー）	茶業活性化支援事業（KIYOKAWA CHABACCO）
はたちのつどい（一般向け空中散策）	観光対策事業（宮ヶ瀬地区イベント）
敬老事業（演芸の拡充）	広報広聴事業（ホームページ）

※詳細は事業ごとのページに掲載しています。

道路工事等箇所図

○ 村道谷太郎線等の改良



令和8年度 一般会計予算

1 歳 入

(1) 款 別 歳 入

(単位:千円・%)

区 分	8 年 度	7 年 度	比 較 増 減	増減率	構 成 比	
					8 年 度	7 年 度
1 村 税	1,212,930	1,221,167	△ 8,237	△ 0.7	42.0	42.4
2 地 方 譲 与 税	25,598	25,259	339	1.3	0.9	0.9
3 利 子 割 交 付 金	681	168	513	305.4	0.0	0.0
4 配 当 割 交 付 金	3,097	2,626	471	17.9	0.1	0.1
5 株式等譲渡所得割交付金	3,295	2,330	965	41.4	0.1	0.1
6 法 人 事 業 税 交 付 金	9,952	10,487	△ 535	△ 5.1	0.4	0.4
7 地 方 消 費 税 交 付 金	78,458	72,216	6,242	8.6	2.7	2.5
8 ゴルフ場利用税交付金	21,795	16,054	5,741	35.8	0.8	0.5
9 環 境 性 能 割 交 付 金	1	2,722	△ 2,721	△ 100.0	0.0	0.1
10 地 方 特 例 交 付 金	6,026	1,981	4,045	204.2	0.2	0.1
11 地 方 交 付 税	542,904	507,759	35,145	6.9	18.8	17.6
12 交通安全対策特別交付金	450	450	0	0.0	0.0	0.0
13 分 担 金 及 び 負 担 金	1,195	1,927	△ 732	△ 38.0	0.0	0.1
14 使 用 料 及 び 手 数 料	74,638	75,156	△ 518	△ 0.7	2.6	2.6
15 国 庫 支 出 金	132,809	142,888	△ 10,079	△ 7.1	4.6	5.0
16 県 支 出 金	259,470	278,481	△ 19,011	△ 6.8	9.0	9.7
17 財 産 収 入	22,861	85,682	△ 62,821	△ 73.3	0.8	3.0
18 寄 附 金	40,002	51,002	△ 11,000	△ 21.6	1.4	1.8
19 繰 入 金	233,006	233,906	△ 900	△ 0.4	8.1	8.1
20 繰 越 金	41,000	41,000	0	0.0	1.4	1.4
21 諸 収 入	67,459	102,058	△ 34,599	△ 33.9	2.3	3.5
22 村 債	108,800	3,800	105,000	2763.2	3.8	0.1
合 計	2,886,427	2,879,119	7,308	0.3	100.0	100.0

(2) 村税の内訳

(単位:千円・%)

区 分	8 年 度	7 年 度	比 較 増 減	増減率	構 成 比	
					8 年 度	7 年 度
1 村 民 税	157,886	155,300	2,586	1.7	13.0	12.7
(1) 個 人	146,729	143,413	3,316	2.3	12.1	11.7
(2) 法 人	11,157	11,887	△ 730	△ 6.1	0.9	1.0
2 固 定 資 産 税	1,040,771	1,051,620	△ 10,849	△ 1.0	85.8	86.1
(1) 土 地	63,152	62,870	282	0.4	5.2	5.2
(2) 家 屋	76,414	76,208	206	0.3	6.3	6.2
(3) 償 却 資 産	36,005	30,510	5,495	18.0	3.0	2.5
(4) 国有資産等所在 市町村交付金	865,200	882,032	△ 16,832	△ 1.9	71.3	72.2
3 軽 自 動 車 税	11,024	11,175	△ 151	△ 1.4	0.9	0.9
4 村 た ば こ 税	3,249	3,072	177	5.8	0.3	0.3
合 計	1,212,930	1,221,167	△ 8,237	△ 0.7	100.0	100.0

2 歳 出

(1) 目的別歳出

(単位:千円・%)

区 分	8 年 度	7 年 度	比 較 増 減	増減率	構 成 比	
					8 年 度	7 年 度
1 議 会 費	70,627	69,530	1,097	1.6	2.4	2.4
2 総 務 費	637,684	662,687	△ 25,003	△ 3.8	22.1	23.0
3 民 生 費	498,056	480,138	17,918	3.7	17.3	16.7
4 衛 生 費	215,911	247,642	△ 31,731	△ 12.8	7.5	8.6
5 農 林 水 産 業 費	209,077	187,689	21,388	11.4	7.2	6.5
6 商 工 費	156,685	175,167	△ 18,482	△ 10.6	5.4	6.1
7 土 木 費	379,939	407,098	△ 27,159	△ 6.7	13.2	14.1
8 消 防 費	249,734	206,773	42,961	20.8	8.7	7.2
9 教 育 費	380,253	356,170	24,083	6.8	13.2	12.4
10 災 害 復 旧 費	40	40	0	0.0	0.0	0.0
11 公 債 費	73,421	71,185	2,236	3.1	2.5	2.5
12 予 備 費	15,000	15,000	0	0.0	0.5	0.5
合 計	2,886,427	2,879,119	7,308	0.3	100.0	100.0

(2) 性質別歳出

(単位:千円・%)

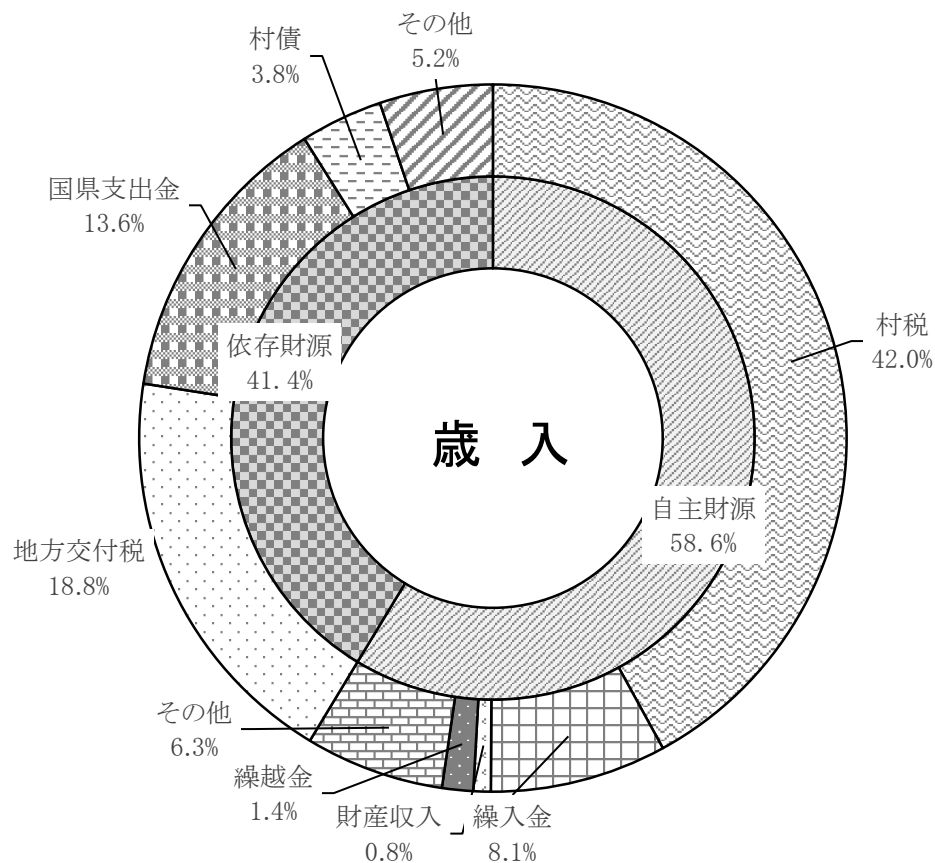
区 分	8 年 度	7 年 度	比 較 増 減	増減率	構 成 比	
					8 年 度	7 年 度
1 人 件 費	840,936	844,905	△ 3,969	△ 0.5	29.1	29.3
2 物 件 費	470,163	521,048	△ 50,885	△ 9.8	16.3	18.1
3 維 持 補 修 費	15,680	15,956	△ 276	△ 1.7	0.5	0.6
4 扶 助 費	143,120	147,157	△ 4,037	△ 2.7	5.0	5.1
5 補 助 費 等	701,527	721,442	△ 19,915	△ 2.8	24.3	25.1
6 普 通 建 設 事 業 費	421,788	366,748	55,040	15.0	14.6	12.7
(1) 補 助 事 業 費	0	0	0	0.0	0.0	0.0
(2) 単 独 事 業 費	421,788	366,748	55,040	15.0	14.6	12.7
7 災 害 復 旧 事 業 費	40	40	0	0.0	0.0	0.0
8 公 債 費	73,421	71,185	2,236	3.1	2.6	2.5
9 積 立 金	48,237	35,172	13,065	37.1	1.7	1.3
10 貸 付 金	6,001	6,001	0	0.0	0.2	0.2
11 繰 出 金	150,514	134,465	16,049	11.9	5.2	4.7
12 そ の 他	15,000	15,000	0	0.0	0.5	0.5
合 計	2,886,427	2,879,119	7,308	0.3	100.0	100.0

3 歳入・歳出構成状況

(1) 歳入の構成状況

(単位:千円・%)

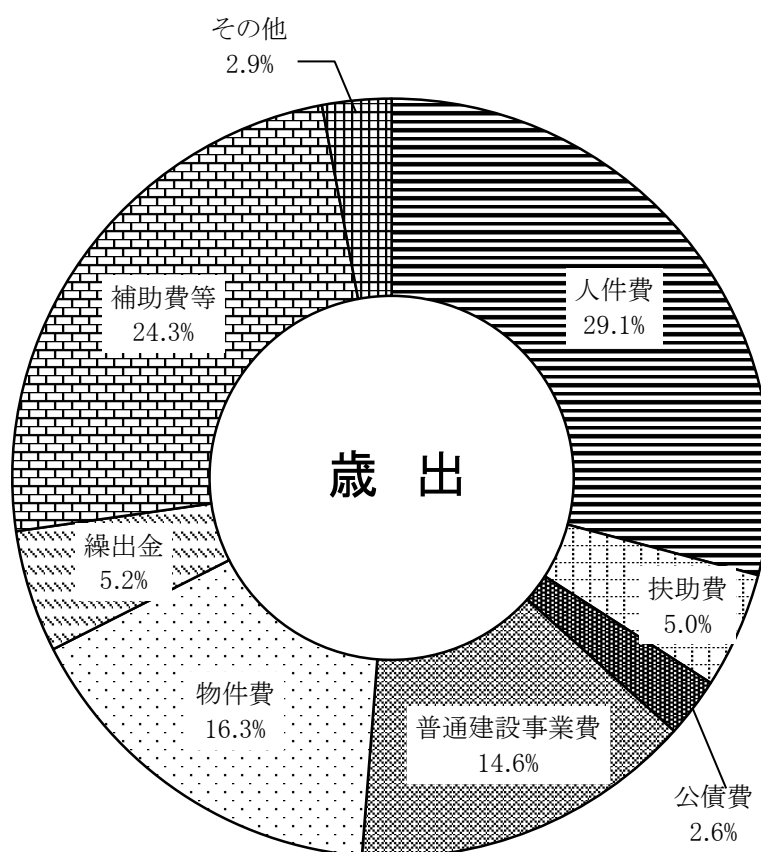
区 分		8 年 度	7 年 度	比較増減	増減率	構 成 比	
						8 年 度	7 年 度
自主財源	村 税	1,212,930	1,221,167	△ 8,237	△ 0.7	42.0	42.4
	繰 入 金	233,006	233,906	△ 900	△ 0.4	8.1	8.1
	財 産 収 入	22,861	85,682	△ 62,821	△ 73.3	0.8	3.0
	繰 越 金	41,000	41,000	0	0.0	1.4	1.4
	そ の 他	183,294	230,143	△ 46,849	△ 20.4	6.3	8.0
	計	1,693,091	1,811,898	△ 118,807	△ 6.6	58.6	62.9
依存財源	地 方 交 付 税	542,904	507,759	35,145	6.9	18.8	17.6
	国 県 支 出 金	392,279	421,369	△ 29,090	△ 6.9	13.6	14.7
	村 債	108,800	3,800	105,000	2,763.2	3.8	0.1
	そ の 他	149,353	134,293	15,060	11.2	5.2	4.7
	計	1,193,336	1,067,221	126,115	11.8	41.4	37.1
合 計		2,886,427	2,879,119	7,308	0.3	100.0	100.0



(2)歳出(性質別)の構成状況

(単位:千円・%)

区 分		8 年 度	7 年 度	比較増減	増減率	構 成 比	
						8 年 度	7 年 度
義 務 的 経 費	人 件 費	840,936	844,905	△ 3,969	△ 0.5	29.1	29.3
	扶 助 費	143,120	147,157	△ 4,037	△ 2.7	5.0	5.1
	公 債 費	73,421	71,185	2,236	3.1	2.6	2.5
	計	1,057,477	1,063,247	△ 5,770	△ 0.5	36.7	36.9
普 通 建 設 事 業 費		421,788	366,748	55,040	15.0	14.6	12.7
物 件 費		470,163	521,048	△ 50,885	△ 9.8	16.3	18.1
繰 出 金		150,514	134,465	16,049	11.9	5.2	4.7
補 助 費 等		701,527	721,442	△ 19,915	△ 2.8	24.3	25.1
そ の 他		84,958	72,169	12,789	17.7	2.9	2.5
合 計		2,886,427	2,879,119	7,308	0.3	100.0	100.0



4 目的税等の充当状況

(1) 地方消費税交付金(引上げ分)充当状況

(単位:千円)

地方消費税 交付金 歳入予算額 (引上げ分)	充当状況			
	区 分	事 業 名	事 業 費	充 当 額
42,822	社 会 福 祉	重度障害者医療費助成事業	11,959	1,964
		小児医療費助成事業	10,487	1,723
	社 会 保 険	介護保険事業(特別会計繰出金)	69,375	11,395
	保 健 衛 生	予防接種事業	15,324	2,517
	幼児教育無償化	保育所入所事業	89,811	14,752
		幼稚園管理事業	63,751	10,471
	合 計		260,707	42,822

(2) 森林環境譲与税充当状況

(単位:千円)

森林環境 譲与税 歳入予算額	充当状況			
	区 分	事 業 名	事 業 費	充 当 額
16,010	間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用	森林環境保全事業	8,000	8,000
		森林環境譲与税基金費	8,010	8,010
	合 計		16,010	16,010

令和8年度 国民健康保険事業特別会計予算

1 歳 入

(単位:千円・%)

区 分	8 年 度	7 年 度	比較増減	増 減 率	構 成 比	
					8年度	7年度
1 国民健康保険料	57,363	54,327	3,036	5.6	14.6	13.6
2 国庫支出金	3,366	0	3,366	皆増	0.9	0.0
3 県支出金	285,948	296,837	△ 10,889	△ 3.7	73.0	74.4
4 財産収入	110	60	50	83.3	0.0	0.0
5 繰入金	38,145	40,516	△ 2,371	△ 5.9	9.7	10.2
6 繰越金	7,122	7,146	△ 24	△ 0.3	1.8	1.8
7 諸収入	29	5	24	480.0	0.0	0.0
合 計	392,083	398,891	△ 6,808	△ 1.7	100.0	100.0

2 歳 出

(単位:千円・%)

区 分	8 年 度	7 年 度	比較増減	増 減 率	構 成 比	
					8年度	7年度
1 総務費	18,093	12,518	5,575	44.5	4.6	3.1
2 保険給付費	260,445	276,858	△ 16,413	△ 5.9	66.4	69.4
3 国民健康保険事業費納付金	99,374	94,614	4,760	5.0	25.4	23.7
4 保健事業費	6,873	7,653	△ 780	△ 10.2	1.8	1.9
5 基金積立金	110	60	50	83.3	0.0	0.0
6 公債費	37	37	0	0.0	0.0	0.0
7 諸支出金	151	151	0	0.0	0.0	0.1
8 予備費	7,000	7,000	0	0.0	1.8	1.8
合 計	392,083	398,891	△ 6,808	△ 1.7	100.0	100.0

令和8年度 介護保険事業特別会計予算

1 歳 入

(単位:千円・%)

区 分	8 年 度	7 年 度	比較増減	増 減 率	構 成 比	
					8年度	7年度
1 保 険 料	87,697	88,206	△ 509	△ 0.6	22.5	24.9
2 国 庫 支 出 金	69,412	63,112	6,300	10.0	17.8	17.8
3 支 払 基 金 交 付 金	98,872	90,381	8,491	9.4	25.4	25.5
4 県 支 出 金	63,863	48,357	15,506	32.1	16.4	13.6
5 財 産 収 入	8	15	△ 7	△ 46.7	0.0	0.0
6 繰 入 金	69,376	64,367	5,009	7.8	17.8	18.1
7 繰 越 金	18	39	△ 21	△ 53.8	0.0	0.0
8 諸 収 入	475	454	21	4.6	0.1	0.1
合 計	389,721	354,931	34,790	9.8	100.0	100.0

2 歳 出

(単位:千円・%)

区 分	8 年 度	7 年 度	比較増減	増 減 率	構 成 比	
					8年度	7年度
1 総 務 費	20,922	16,541	4,381	26.5	5.4	4.7
2 保 険 給 付 費	356,014	323,655	32,359	10.0	91.3	91.2
3 地域支援事業費	11,585	13,528	△ 1,943	△ 14.4	3.0	3.8
4 基 金 積 立 金	8	15	△ 7	△ 46.7	0.0	0.0
5 諸 支 出 金	155	155	0	0.0	0.0	0.0
6 公 債 費	37	37	0	0.0	0.0	0.0
7 予 備 費	1,000	1,000	0	0.0	0.3	0.3
合 計	389,721	354,931	34,790	9.8	100.0	100.0

令和8年度 後期高齢者医療事業特別会計予算

1 歳 入

(単位:千円・%)

区 分	8 年 度	7 年 度	比較増減	増 減 率	構 成 比	
					8年度	7年度
1 後期高齢者医療 保 険 料	63,626	53,593	10,033	18.7	54.6	54.4
2 繰 入 金	52,886	44,811	8,075	18.0	45.3	45.5
3 繰 越 金	1	1	0	0.0	0.0	0.0
4 諸 収 入	130	105	25	23.8	0.1	0.1
合 計	116,643	98,510	18,133	18.4	100.0	100.0

2 歳 出

(単位:千円・%)

区 分	8 年 度	7 年 度	比較増減	増 減 率	構 成 比	
					8年度	7年度
1 総 務 費	1,289	766	523	68.3	1.1	0.8
2 後期高齢者医療 広域連合納付金	115,153	97,543	17,610	18.1	98.7	99.0
3 諸 支 出 金	101	101	0	0.0	0.1	0.1
4 予 備 費	100	100	0	0.0	0.1	0.1
合 計	116,643	98,510	18,133	18.4	100.0	100.0

簡易水道事業会計予定額

(単位：千円)

科 目	令和 8 年度		令和 7 年度		比較	
	当初予定額	構成比	当初予定額	構成比	増減額	増減率
収 益 の 収 入	158,940	100.0%	179,104	100.0%	△ 20,164	△ 11.3
資 本 の 収 入	0	0.0%	0	0.0%	0	—
計	158,940	100.0%	179,104	100.0%	△ 20,164	△ 11.3
収 益 の 支 出	140,519	75.6%	164,915	75.3%	△ 24,396	△ 14.8
資 本 の 支 出	45,415	24.4%	53,976	24.7%	△ 8,561	△ 15.9
計	185,934	100.0%	218,891	100.0%	△ 32,957	△ 15.1
差 引	△26,994	—	△39,787	—	12,793	—

公共下水道事業会計予定額

(単位：千円)

科 目	令和 8 年度		令和 7 年度		比較	
	当初予定額	構成比	当初予定額	構成比	増減額	増減率
収 益 の 収 入	389,294	64.4%	363,782	66.4%	25,512	7.0%
資 本 の 収 入	215,033	35.6%	184,388	33.6%	30,645	16.6%
計	604,327	100.0%	548,170	100.0%	56,157	10.2%
収 益 の 支 出	386,049	58.2%	362,413	60.1%	23,636	6.5%
資 本 の 支 出	277,260	41.8%	240,487	39.9%	36,773	15.3%
計	663,309	100.0%	602,900	100.0%	60,409	10.0%
差 引	△58,982	—	△54,730	—	△4,252	—

令和8年度特別会計・企業会計の事業等の概要

○特別会計

国民健康保険事業	392, 083千円
○国民健康保険事業の運営	
・加入世帯数見込み 447 世帯 ・被保険者数見込み 653 人	
・1人当たりの保険料(医療分)の見込み 54, 955円/年	
※令和2年度から開始している18歳以下の子どもに係る均等割額を免除する軽減措置を継続	
介護保険事業	389, 721千円
○介護保険事業の運営	
・介護保険被保険者数見込み 第1号被保険者数 1, 052人 第2号被保険者数 898 人	
計 2, 623人	
・介護保険要介護者数見込み (170人)	
要支援1(18人) 要支援2(9人) 要介護1(32人) 要介護2(22人) 要介護3(49人)	
要介護4(28人) 要介護5(12人)	
後期高齢者医療事業	116, 643千円
○後期高齢者医療事業の運営	
・被保険者数見込み 594 人(神奈川県 1, 384, 063人)	
・1人当たりの保険料(医療分)の見込み 118, 456円/年	

○企業会計

簡易水道事業	185, 934千円
○業務の予定量	
・給水栓数 1, 330 栓	
・年間総給水量 583, 422 m ³ (1日平均給水量1, 683 m ³)	
○主要事業	
・清水ヶ丘地区配水管更新に伴う路面復旧工事	
・宮ヶ瀬浄水場ろ過ポンプ更新工事(4号機)	
・宮ヶ瀬浄水場ろ過残塩計更新工事	
公共下水道事業	663, 309千円
○業務の予定量	
・処理区域面積 91. 3ha	
・年間総処理水量 353, 046m ³ (1日平均処理水量967m ³)	
○主要事業	
・下水道ストックマネジメント事業実施設計業務委託	
・清川圧送センター受変電設備更新工事(令和6年度～令和8年度の継続費)	
・清川圧送センター汚水送水ポンプ(No.2)設備更新工事	

MEMO